

平成 1 8 年第 4 回定例会

滝 川 市 議 会 会 議 録

第4回定例会会議録目次

第1日目（平成18年12月11日）	頁
○開会宣告	4
○開議宣告	4
○日程第 1 会議録署名議員指名	4
○日程第 2 会期決定	4
○日程第 3 議長報告	4
○日程第 4 総務文教常任委員長の付託事件審査報告	4
○日程第 5 行政報告	8
○日程第 6 報告第 1 号 専決処分について（調停の申立て等）	12
○日程第 7 議案第 1 号 平成18年度滝川市一般会計補正予算（第6号）	14
○日程第 8 議案第 2 号 平成18年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	21
○日程第 9 議案第 3 号 平成18年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）	22
○日程第10 議案第 4 号 平成18年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）	23
○日程の追加について	25
○日程第11 議案第 5 号 滝川市税条例の一部を改正する条例	25
○日程第12 議案第 6 号 滝川市立学校設置管理条例の一部を改正する条例	26
○日程第13 議案第 7 号 滝川市立高等学校教員定数及び給与、勤務時間その他の勤務条件、定年による退職等に関する条例の一部を改正する条例	27
○日程第14 議案第 8 号 滝川市文化センター条例及びたきかわホール条例の一部を改正する条例	28
○日程第15 議案第 9 号 滝川市民会館条例及び滝川市郷土館条例の一部を改正する条例	30
○日程第16 議案第10号 滝川市農村環境改善センター条例及び滝川市郷土館条例の一部を改正する条例	33
○日程第17 議案第11号 滝川市丸加高原健康の郷条例の一部を改正する条例	34
○日程第18 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について（文化センター・たきかわホール）	36
○日程第19 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について（市民会館・郷土館分館華月館）	41
○日程第20 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について（中高年齢労働者福	

	社センターサンライフ滝川)	4 2
○日程第 2 1	議案第 1 5 号 公の施設の指定管理者の指定について (農村環境改善センター・郷土館分館屯田兵屋)	4 3
○日程第 2 2	議案第 1 6 号 公の施設の指定管理者の指定について (丸加高原健康の郷)	4 5
○日程第 2 3	議案第 1 7 号 中空知広域市町村圏組合規約の変更について	4 9
○日程第 2 4	議案第 1 8 号 中空知衛生施設組合規約の変更について	5 0
○日程第 2 5	議案第 1 9 号 空知教育センター組合規約の変更について	5 1
○日程第 2 6	議案第 2 0 号 中空知広域水道企業団規約の変更について	5 2
○日程第 2 7	議案第 2 1 号 石狩川流域下水道組合規約の変更について	5 3
○日程第 2 8	議案第 2 2 号 滝川地区広域消防事務組合規約の変更について	5 4
○日程第 2 9	議案第 2 3 号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置について	5 5
○日程第 3 0	諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について	6 5
○休会の件について		6 5
○散会宣告		6 6

第 8 日目 (平成 1 8 年 1 2 月 1 8 日)

○開議宣告		7 1
○日程第 1	会議録署名議員指名	7 1
○日程第 2	一般質問	7 1
	1 1 番 田 中 敏 男 君	7 1
	7 番 渡 辺 精 郎 君	8 2
	1 6 番 清 水 雅 人 君	9 4
	1 5 番 酒 井 隆 裕 君	1 1 1
○議事延長宣告		1 2 2
	8 番 窪之内 美知代 君	1 2 2
○延会の件について		1 3 3
○延会宣告		1 3 3

第 9 日目 (平成 1 8 年 1 2 月 1 9 日)

○開議宣告		1 3 7
○日程第 1	会議録署名議員指名	1 3 7
○日程第 2	一般質問	1 3 7
	2 番 三 上 裕 久 君	1 3 7
	2 1 番 水 口 典 一 君	1 4 6
	9 番 本 間 保 昭 君	1 5 4

○日程第 3	議案第 24 号 教育委員会委員の任命について	1 5 9
○日程第 4	報告第 2 号 監査報告について	
	報告第 3 号 例月現金出納検査報告について	1 6 3
○日程第 5	意見書案第 1 号 米国産牛肉の輸入再開に反対し、B S E の万全な対策を 求める要望意見書	
	意見書案第 2 号 日本・豪州 F T A 等に関する要望意見書	
	意見書案第 3 号 「法テラス」のさらなる体制整備・充実を求める要望意 見書	
	意見書案第 4 号 リハビリテーションの改善を求める要望意見書	1 6 5
○日程第 6	常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	1 6 6
○市長あいさつ		1 6 6
○議長あいさつ		1 6 7
○閉会宣告		1 6 7

平成18年第4回滝川市議会定例会（第1日目）

平成18年12月11日（月）

午前10時03分 開 会

午後 3時54分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長報告
- 日程第 4 総務文教常任委員長の付託事件審査報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 報告第 1号 専決処分について（調停の申立て等）
- 日程第 7 議案第 1号 平成18年度滝川市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 8 議案第 2号 平成18年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第 3号 平成18年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第 4号 平成18年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○追加日程

- 日程第11 議案第 5号 滝川市税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 6号 滝川市立学校設置管理条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第 7号 滝川市立高等学校教員定数及び給与、勤務時間その他の勤務条件、定年による退職等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第 8号 滝川市文化センター条例及びたきかわホール条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第 9号 滝川市民会館条例及び滝川市郷土館条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第10号 滝川市農村環境改善センター条例及び滝川市郷土館条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第11号 滝川市丸加高原健康の郷条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について（文化センター・たきかわホール）
- 日程第19 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について（市民会館・郷土館分館華月館）
- 日程第20 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について（中高年齢労働者福祉センターサンライフ滝川）
- 日程第21 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について（農村環境改善センター・郷土館分館屯田兵屋）

日程第22 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について（丸加高原健康の郷）
 日程第23 議案第17号 中空知広域市町村圏組合規約の変更について
 日程第24 議案第18号 中空知衛生施設組合規約の変更について
 日程第25 議案第19号 空知教育センター組合規約の変更について
 日程第26 議案第20号 中空知水道企業団規約の変更について
 日程第27 議案第21号 石狩川流域下水道組合規約の変更について
 日程第28 議案第22号 滝川地区広域消防事務組合規約の変更について
 日程第29 議案第23号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置について
 日程第30 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○出席議員（20名）

1番	山 腰 修 司 君	2番	三 上 裕 久 君
3番	久 保 幹 雄 君	5番	石 田 昇 君
7番	渡 辺 精 郎 君	8番	窪之内 美知代 君
9番	本 間 保 昭 君	10番	大 累 泰 幸 君
11番	田 中 敏 男 君	12番	堀 田 建 司 君
13番	谷 口 昭 君	14番	山 木 昇 君
15番	酒 井 隆 裕 君	16番	清 水 雅 人 君
17番	中 田 翼 君	18番	田 村 勇 君
19番	藪 内 英 之 君	20番	井 上 正 雄 君
21番	水 口 典 一 君	22番	坂 下 薫 君

○欠席議員（1名）

4番 大 谷 久美子 君

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	助 役	末 松 静 夫 君
監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君	理 事	谷田部 篤 君
総 務 部 長	高 橋 賢 司 君	市 民 生 活 部 長	狩 野 道 彦 君
保 健 福 祉 部 長	居 林 俊 男 君	経 済 部 長	中 嶋 康 雄 君
経 済 部 参 事	江 上 充 明 君	建 設 部 長	岡 部 豊 君
教 育 部 長	小 田 真 人 君	教 育 部 指 導 参 事	早 瀬 公 平 君
教 育 部 参 事	大 竹 敏 章 君	教 育 部 参 事	佐 藤 好 昭 君
監 査 事 務 局 長	山 本 幹 夫 君	病 院 事 務 部 長	東 照 明 君
秘 書 課 長	若 山 重 樹 君	総 務 課 長	伊 藤 克 之 君
企 画 課 長	舘 敏 弘 君	財 政 課 長	西 村 孝 君

○本会議事務従事者

事	務	局	長	飯	沼	清	孝	君	副	主	幹	中	川	祐	介	君
書			記	寺	嶋		悟	君	書		記	對	馬	美	穂	君

開会 午前10時03分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成18年第4回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、20名であります。

欠席の申し出は、大谷議員であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

この場合、11月16日付の人事異動に伴う職員の紹介を行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時04分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において本間議員、大畠議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月19日までの9日間といたしたいと思
います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は9日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

なお、今定例会の告示前に受理いたしました請願については、添付されております請願受理付託
一覧表のとおり所管する委員会に付託しておりますので、報告いたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 総務文教常任委員長の付託事件審査報告

○議長 日程第４、総務文教常任委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局副主幹 総務文教常任委員長より議長あて、付託事件審査報告。

事務局副主幹朗読する。（記載省略）

○議長 次に、委員長の補足説明を求めます。中田委員長。

○総務文教常任委員長 ただいま事務局におきまして朗読されました内容のとおりであります、審査の経過について若干補足説明をいたします。

今回委員会として結論を出しました請願第１１号につきましては、１０月２４日付で本委員会に付託され、１１月１日に開会いたしました本委員会において、請願者並びに紹介議員の出席を求め、本請願の趣旨の聴取並びに質疑を実施し、慎重に審査を行った結果、１１月７日に開会いたしました本委員会において賛成多数をもって採択すべきものと決定したところであります。

なお、請願第１１号の採択に伴い、道路整備に関する要望意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣に提出すべきものとしたところであります。

以上、委員長の補足説明とさせていただきます。

○議長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党市議団を代表して、請願第１１号 「道路整備に関する意見書」の提出についての委員長報告を否とする立場から討論を行います。

初めに、長引く不況の中で経営と雇用の充実と施設や道路整備、除排雪に努力されている請願者に対し、心から敬意を表します。本意見書案の５項目のうち第３の地方部の主要な幹線道路ネットワークの整備等を計画的に推進することや第５の１２号、３８号、４５１号など国道の改築を初め、地域に密着した幹線道路の整備については、積極的に賛同するものです。

しかし、反対理由は、次の３点です。１点目は、意見書案の第１と第２で道路特定財源の維持を明確に要望していることです。請願者は昨年と同じ趣旨で請願されていますが、舗装率や高速道路延長は１９８０年代に既に達成されており、道路特定財源が余る状況になっています。一方、政府与党は、一般財源の不足が年々厳しさを増し、所得税、地方税の控除改悪などに加え、消費税増税も政府は当然視しています。さらに、医療や介護、障害者福祉の費用増はほとんどが国民負担増に結びつき、深刻な状態になっています。これだけの負担増の一方で道路特定財源を聖域化し続けることに国民の理解が得られるとは考えられません。２点目は、意見書案第３項目、おくれた高規格道路の整備を推進し、本道の高速道路ネットワークの早期形成を図ることについてです。今必要なのは、特定財源があるからつくり続けてきた建設計画から赤字額や環境への影響を明らかにした上で、それでもつくるべきかどうかを住民参加で十分に検討することではないでしょうか。３点目は、

滝川市民と市内の建設業界、労働者にとってどうかということです。請願の背景にあるのは、公共事業費を維持することで経営と雇用、市民の生活を守りたいというものです。基幹産業である土木建設業界に仕事が回ることなしに滝川市民の生活安定がないということについては、全く同感です。しかし、建設業の仕事量を確保するために大事なことは、どの公共事業に予算がふえれば市民にとって、業界にとってよいのかという視点ではないでしょうか。滝川市は、この数年間に市立病院、福祉施設の建てかえで100億円以上の規模の財源を確保しなければなりません。しかし、地方交付税や補助金制度の改悪が続けば、これらの建設事業も計画を断念せざるを得ないことも想定されます。このような状況で、特定財源を維持することと一般財源化することのどちらが建設業界にとって、市民にとって必要かは、明らかではないでしょうか。

最後に、今国会で政府の一般財源化案が骨抜き、腰砕けと批判されていますが、国民世論は一般財源化にあることを重ねて強調して、意見書案に対する反対討論とします。

○議長 大累議員。

○大累議員 新政会を代表いたしまして、請願第11号 「道路整備に関する意見書」の提出について賛成の立場で討論を行います。

道路整備事業は、都市再生と地域連携による経済活力の回復、生活の質の向上、安全で安心できる暮らしの確保及び環境の保全と美しい景観の創造などを実現して、社会経済の活性化と暮らしの豊かさの向上を図る社会資本整備の基本であります。ところが、新聞報道によりますと、全国の高規格幹線道路整備率が平成18年4月1日現在69パーセントに達しているのに対し、北海道は本年度で既に開通している60キロメートルに年度末までに開通が予定されている60キロメートルを含めましても、整備率が43.3パーセントにとどまっております。具体的に申し上げますと、日本列島の背骨に当たる全国縦貫道が青森から鹿児島までは開通しておりますが、北海道はいまだ形成途上にあります。県庁所在地に匹敵する人口10万人を超える本道の中核都市ですら、10都市中4都市がネットワーク化されていない状況にあります。北海道経済を自立させる上で期待の大きい食と観光にとって、高規格幹線道路のネットワーク化はぜひとも必要であります。また、全国平均の4倍の面積をカバーしている救命救急センターへの迅速な患者搬送、災害時の代替ルート確保や冬期の安定的な通行確保につきましても、北海道の特性上必要であります。さらに、高規格道路と接続している一般国道12号線、38号線、451号線の2次改築及び道道江部乙雨竜線など地域に密着した主要幹線と住民生活に直結した市道との総合的、体系的な道路整備につきましても、いまだ不十分な状況にあります。活力ある地域づくり、快適な生活環境や安全で安心できる郷土の実現を図る上で、道路整備は必要不可欠であります。また、道路整備事業は、これまで地域経済の活性化と雇用の確保という公共事業の役割も担ってまいりました。しかしながら、昨年末、政府与党は道路特定財源の見直しに関する基本方針の中で、特定財源の一般財源化を前提に改革を進めることを決定いたしました。その後本年3月の衆議院本会議において、地方分の道路特定財源も一般財源化の対象であることを明らかにいたしました。この12月8日の閣議では一定の柔軟な決定がなされましたが、北海道滝川市におきましては道路特定財源の役割は終わっておりません。平成15年度以降続いている一般財源化拡大方向に終止符を打ち、道路特定財源の全額道路整備使用によ

って道路整備のおくれた地域や重点地域に対し、国の施策で地元負担を軽減した道路整備が行える抜本的な道路特定財源制度改革、これの実現を期待し、討論いたします。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 私は、滝川建設協会からの請願第11号 「道路整備に関する意見書」の提出についてを採択すべきと決定した総務文教常任委員長報告を否とする立場で討論を行います。

まず初めに、滝川の経済や雇用を支える上で欠かせない役割を果たされている建設協会並びに協会会員の皆様に敬意を表するものです。請願は、道路整備に関する意見書の提出を求めるものですが、意見書に示されている2、3、5項については賛同できるものです。ここで記載されているように、北海道においても本市においても、生活幹線道路の整備はまだ十分とは言えません。また、豪雪地帯である本市の状況を見ても、冬場の雪対策や凍結による道路改修も必要な予算がないことから我慢せざるを得ないのが実態です。こうした地域の生活や経済活動の基盤となるべき道路整備については、地元業者の事業確保の観点からもしっかり進めていく必要があります。しかし、政府が進める三位一体改革の旗印のもとで交付税削減による地方財政への影響や税制、医療、福祉関連の改正が行われ、年金生活者や低所得者への打撃は深刻さを増しています。一般財源がこうしたとき、道路特定財源を維持していくことにはならないのではないのでしょうか。道路特定財源は、むだな道路建設や旧本州四国連絡橋公団の債務返済に回されるなど、その使い方に大きな問題があります。こうした仕組みを温存したままでは、住民の生活にとって本当に必要な道路整備に予算が回る保証はありません。さらに、財源が余るのであれば、暫定税率を引き下げるなどの措置が行われるべきと考えます。また、意見書で求めている道内の高規格幹線道路ネットワークの早期形成については、生活幹線道路との関連など、その必要性や費用対効果を見きわめるとともに、環境への影響や地域住民合意で進めることが求められるのではないのでしょうか。国も地方も厳しい財政状況を打開するために、建設事業に向ける予算は縮小の傾向にあります。また、建設季節労働者の冬期援護制度の改悪など、建設土木業界で働く労働者にとって最悪の労働環境に置かれていると言えます。こうした点からも、道路整備に特定するのではなく、財源を一般化し、雇用拡大や経済活性化につながる事業、費用対効果の高い事業に予算が配分される仕組みをつくってこそ建設土木業界の安定にもつながるのではないのでしょうか。

以上を述べて、討論とします。

○議長 ほかにありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより請願第11号 「道路整備に関する意見書」の提出についての請願を起立により採決いたします。

本件を総務文教常任委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数であります。

よって、請願第11号は、総務文教常任委員長の報告のとおり採択することに決しました。

ただいま請願第11号が採択されましたので、地方自治法第99条の規定に基づき、道路整備に関する要望意見書を関係機関に提出することといたします。

◎日程第5 行政報告

○議長 長 日程第5、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市長 おはようございます。本日から来る19日までの9日間にわたりまして平成18年第4回定例会が招集され、ご提案を申し上げております諸案件につきましてご審議いただきますことは、地方自治の確立の上からも重要な局面を迎えているだけに、ご同慶にたえない次第であります。提案いたしました各議案につきましては、詳しくご説明を申し上げますので、十分議を経て、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げますが、平成18年9月6日から12月24日までの分を印刷配付をいたしております。ご一読を賜りますようお願いを申し上げます。なお、若干時間をいただきまして、以下4点について口頭で補足及びご報告を申し上げたいと存じます。

その1点目は、平成18年度普通交付税及び12月分の特別交付税の交付額の決定などについてでございます。交付税の動向に強い関心が寄せられておりますので、平成18年度の中間的な状況をご報告を申し上げます。普通交付税は、確定をいたしました。特別地方交付税、12月分と3月分に分かれていますが、12月分、いわゆるルール分と言われているやつであります。これは確定をいたしました。したがって、これからは3月分ということになるわけですが、その中で平成18年度普通交付税等の交付額の決定についてをまず普通交付税についてご報告を申し上げます。既に閣議決定なされまして、各地方公共団体に普通交付税の交付額が既に通知されております。平成18年度の滝川市の普通交付税の交付額は、60億6,572万円であります。前年度比で3.6パーセント、2億2,400万円の減であります。ただ、平成18年度の現計予算は少なくなるということを見込んで60億1,265万円を計上しておりますので、現時点では予算で見込んだ差額というのは5,300万円余りのプラスという状況であります。これは、ご案内のように、地方交付税が減額されることによって臨時財政対策債というのを認めていただいております。これは、後において100パーセント交付税措置がされるものでありますが、この18年度において普通交付税と臨時財政対策債と合わせた交付総額は65億2,272万円でありまして、前年度と比較いたしますと4.2パーセント、2億8,930万円の減という状況がございます。平成11年に最も地方交付税が多く交付されたわけでありまして、このときは87億8,000万円でありました。これは、特別地方交付税も含めてであります。普通交付税だけだと78億7,000万円であります。平成18年普通交付税と臨時財政対策債とを合わせた額を平成11年の普通交付税と比較いたしますと、普通交付税ベースでは平成18年の臨財債を加えても13億5,000万円余り減額されているという状況があります。12月分の特別地方交付税、これも去る12月1日に閣議決定

をなされまして、各地方公共団体の交付額が決定をいたしました。平成18年度の滝川市の12月分特別地方交付税の交付額は、1億4,187万円であります。前年度と比較いたしますと31.6パーセント、6,558万円の減であります。いろんなところで12月特交が大幅減ということが報道されておりますけれども、滝川市の場合当初から予定をしておりました上水道の末端給水事業、これが中空知広域水道企業団へ統合されることになりました。統合されることによって、滝川市がこれまで受けておりました上水道高料金団体でなくなったということによります上水道高料金対策費、これが4,308万円入っております、12月特交で6,558万円の減のうちの4,308万円はこの上水道の高料金対策費が入ってなくなったことによるものであります。それ以外、幾つかの算定項目が12月交付から3月交付へ移行いたしました。移行したのは、およそ2,764万円。その部分が昨年と比べて減になっているわけであります。したがって、3月特交に移っていくものですから、現段階では12月特交は上水道高料金対策を除きますと余り大きな変化はないという状況でございます。上水道高料金対策は、滝川市に入ってきて、水道会計へそのまま繰り出すものですから、ツープレイであります。

次に、新型交付税ということで随分報道によりにぎわっております。現在国において平成19年度へ向けて盛んに準備が進められているところでございますが、現在得ている情報についてお伝え申し上げたいと思います。従前からいろんな議論がされているわけですが、本年度の骨太の方針2006におきまして地方交付税全体の算定の簡素化が明示されたことを受けまして、現在総務省が詳細な制度設計を行っているところであります。基本的な考え方は、二つあります。1点目は国の関与の少ない項目から導入していくこと、2点目は人口や土地利用、それと離島、過疎地、そういうものに配慮していくことということであります。全体といたしまして地方団体の財政運営に支障がないよう制度設計をするというふうに総務省は言っているところであります。その新型交付税の導入の時期であります、今後3年間、平成19年度から3年間で全体の需要額のおおむね10パーセント程度、5兆円規模を目指して、この新型交付税が3年間で導入されると。19年度は、そのスタートの年ということになるわけであります。先般総務省からの試算によりまして、滝川市として新型交付税が導入された場合にどういうことになるのかという試算を行いました。試算によりますと、大きな特徴としては先ほど申し上げました算定の簡素化という観点から、投資的経費を中心に算定項目の大幅な統合がなされております。特にその中で、基本として人口、面積による算定ウェイトが高まっているという状況があります。ただ、細かい算定方法を見ますと、基本的には従来の算定方法とさほど大きくは変わっておりません。したがって、当面は地方団体の財政運営に支障のないような制度設計がされているなという印象を受けておりますけれども、これは今後どういうふうになっていくのかというのは見守りたいというふうに思います。ちなみに、試算結果は、平成18年度普通交付税の決定ベースで5,809万円の減でありました。5,800万円も減するわけですから、影響が少ないということはいえないわけではありますが、あくまで現時点における試算ということでありますから、今後の行方、平成19年度地方財政対策とあわせて注意深く見守りながら、また制度設計に関して、これまで同様に地方の財政運営に影響を与えないようにという形で強く意見を申し入れていきたいというふうに思っておりますし、新たな情報、

大きな状況変化がありましたら、適時議員の皆さん方にはご報告を申し上げたいというふうに思います。

2点目であります。まちづくり市民会議の開催についてでございますが、平成18年度のまちづくり懇談会が滝川市町内会連合会連絡協議会の主催によりまして9月5日から10月27日までの間、12会場で開催をされました。計483人の市民の皆さん方のご参加をいただき、多くのご意見、ご提言をいただいたところでございますが、その総括といたしまして、まちづくり市民会議を滝川市町内会連合会連絡協議会との共催で12月5日、たきかわホールにおいて開催をいたしました。当日は、100人程度の市民及び関係者の皆さん方にお集まりをいただきまして、各地区から出されました課題、要望などを集約、整理した上で、私から共通する大きな課題について行政としての具体的な考え方、今後の方針を示させていただいたところであります。さらに、第2部といたしまして、住民の手による地域づくり、まちづくり、特に除排雪を考えるをテーマにパネルディスカッションを行ったところでありまして、除排雪を通して、それぞれの地域での取り組みについて地域との連携、共助の必要性、あるいは除排雪にかかわる活動について認識を深めたところであります。

3点目は、法律に基づく滝川市中心市街地活性化協議会の組織化についてであります。中心市街地の活性化は、さまざまな形で関係者が連携して一体的に推進する必要があるわけではありますが、その体制として、5月2日に滝川市中心市街地活性化協議会が任意といいますか、法律に基づかない形態で設立をされたところであります。その後、8月22日の改正中心市街地活性化法施行を受けまして、法律に基づく協議会に移行するために、その必要条件であるまちづくり会社などの加入について検討してきたところであります。この過程で、まちづくり会社としては株式会社アニメ滝川が適しているとの判断もありまして、11月14日に株式会社アニメ滝川の存続について決定がなされました。最終的に、12月4日の臨時理事総会におきまして、株式会社アニメ滝川を新たに協議会の構成員とすることが決定をされまして、法律の要件を満たす協議会となったところであります。旧法と違いまして、法律に基づき例えば株式会社アニメ滝川はタウンマネジメント機関として国との協議が必要だったのですが、これはそういう協議が必要ありません。法律の要件を満たせば、特に許認可を受けずに法的な協議会になるということでもあります。今後は、協議会に参加しているさまざまな関係者と連携しながら、実効性のある新元気タウン計画をつくって、国の認定を目指すとともに、中心市街地の活性化に向けて一層努力してまいりたいというふうに考えております。

4点目でございますが、平成18年産米の出荷状況についてであります。本年産米の出荷は、1月15日現在でJAたきかわの契約予定数量15万5,549俵に対し、出荷予定数量は15万7,524俵となりまして、見込みであります。出荷割合は101パーセントとなり、2年連続で100パーセントを超える見込みとなっております。ことしの作柄は、雪解けのおくれ、あるいは6月上旬から中旬にかけての低温及び日照不足によりまして生育がおくれて、心配をいたしましたけれども、8月の高温と日照が多かったなどによりまして回復をし、登熟が順調に進んで豊作となったところであります。

以上ご報告を申し上げて、行政報告といたします。

○議長 次に、教育行政報告を求めます。教育長職務代理者。

○教育長職務代理者 教育行政報告につきましては、お手元の教育行政報告に記載のとおりでございますが、私の方から次の３点につきまして口頭でご報告を申し上げます。

１点目は、市内女子児童自殺事件につきまして、１０月２３日の臨時議会後の経過についてご報告をいたします。まず、１１月２日から１２月３日までの間、実日数１６日になりますが、調査報告書の作成に際し、北海道教育委員会からの職員の派遣を受けてきたところでございます。また、１１月６日、文部科学副大臣の現地調査が実施をされました。翌日１１月の７日には、参議院文教科学委員会の現地調査が実施をされました。１１月１６日には、北海道議会文教委員会の現地調査が実施をされました。１２月５日、今回の事件に関しまして、発生時の状況、自殺の原因究明、本事件により明らかとなった問題や今後の取り組みなどをまとめた調査報告書を教育委員会議で議決をいたしました。教育委員会議終了後、記者会見を行い、また同日夜に当該小中学校保護者説明会を開催をしましてまいりました。参加者につきましては、約３０名でございました。また、１２月の９日、江部乙の農村環境改善センターと文化センターの２カ所で市民説明会を開催をしましてまいりました。それぞれの参加者は、４０名と７０名の参加でございました。

２点目につきましては、滝川市美術自然史館開館２０周年記念「子ども達へ伝える 岩橋英遠とふるさと展」の開催でございます。滝川市出身で文化勲章受章者である日本画家、岩橋英遠画伯は、ふるさとの自然を独自の視点で描き、すぐれた作品を多数残していることは皆様の知るところでございます。画伯は、江部乙屯田兵の子として生まれ、その生涯をたどることは滝川の歴史そのものを知ることができる貴重な存在であります。本展覧会は、そうしたことを踏まえ、岩橋芸術の魅力と画伯がかかわったふるさとの歴史、文化を特に次代を担う子供たちへ伝えることに主眼を置き、９月の９日から１０月９日の１カ月間にわたり美術自然史館で開催し、入場者は６，１９０名と市内外から多くの方に鑑賞いただきました。画伯の代表作「道産子追憶之巻」を初め、ふるさとを描いた作品、北海道の雄大な自然を描いた「彩雲」など４１点の作品を展示し、改めて岩橋芸術の魅力を伝えたところでございます。また、画伯の少年期を追体験できるコーナーを設け、当時の生活の様子、遊びをパネルや資料等を交えて紹介し、岩橋作品にちなんだワークショップの事業なども展開し、市内小中学校にも働きかけ、郷土の学習という側面から総合的な学習の時間帯を利用して多数の児童生徒に鑑賞していただいたところです。今後とも郷土出身の偉大な芸術家の魅力を初め、地域の芸術文化振興に努めてまいります。

３点目は、オペレッタ座「リーベ・クロスター」滝川公演についてでございます。この公演は、滝川市出身の作曲家でバリトン歌手の加賀清孝氏本人が出演されており、また本作品の作曲を加賀氏が手がけていることもあり、市民の高い水準の芸術鑑賞の機会となることから、実施をされました。９月９日に文化センター大ホールにおいて昼夜２回の公演が行われ、約９００名の入場があり、大変好評を得ました。また、この公演に先立ちまして、ふれ愛の里あるいは市役所ロビーなどでプレコンサートを実施し、さらに市内小中高校生の合唱部、器楽部、吹奏楽部を初め、一般市民の合唱団や少年少女合唱団、市民ミュージカルなどとのワークショップ等も実施をしてきたところでご

ざいます。多くの市民が高い芸術に直接触れることができ、技術や芸術性の向上のための機会となったところでございます。

私の方からは以上です。

○議 長 これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第6 報告第1号 専決処分について（調停の申立て等）

○議 長 日程第6、報告第1号 専決処分について（調停の申立て等）を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました報告第1号 専決処分についてご報告申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告させていただきます。

専決事項でございますけれども、市営住宅の明け渡し並びに滞納家賃の支払いの請求に関する調停の申し立て等でございます。相手方は、滝川市滝の川町東3丁目10番4号、滝の川団地73号室に入居の大津雅子さんでございます。

申し立ての趣旨でございますけれども、相手方が市営住宅の家賃を滞納していることから、再三にわたりその支払いの督促を行ったが、履行されなかったため、当市営住宅の明け渡し並びに滞納家賃の支払い請求の申し立て等をするものでございます。

追行の方針でございますけれども、1番目としまして、調停において目的が達成できないときは、裁判所に市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いに関する訴えを提起することとしたい。二つ目でございますけれども、調停において必要があるときは適当と認める条件で和解に応ずるが、和解がされてもその内容が実行されないときは、裁判所へ訴えを提起することとしております。

専決処分の年月日ですが、平成18年10月10日でございます。

以上をもちまして報告第1号の説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、何点かにわたって質疑を行わせていただきます。

仮に調停が成立せず、強制的な明け渡しという状況になれば市としての費用がかかることや、また一方、本人が強制退去となった後の生活上の不安もあることから、こうした事態となる前に解決できなかったのか、その点についてお伺いしたいと思っています。まず1番目に、保証人や扶養義務者に対してはどのような対応をとったのか、またその結果についてお伺いいたします。滞納期間は4年間というふうに聞いておりますが、この間本人と接触し、納付誓約等の約束をしたことはあったのか、またその誓約は守られてきたのかどうかについてお伺いします。三つ目ですが、現在の本人の生活状況について把握されているのかということをお伺いしたいと思います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 すぐこういう調停をしたということではございません。それと、もう一つ、私ども調停に先立ち、ご本人さんといろいろ連絡をとり合っております。しかしながら、過去の納付誓約と

いうものが守られてこなかったということが一つ、大前提にこういうものがあります。それから、もう一つ、今回10月10日に調停を申し立てたわけですが、11月に入りまして調停が行われました。しかしながら、本人は不出頭ということから、私どもとしましては次のステップにいかざるを得ないということでございます。それから、もう一つでございますけれども、必ず保証人さんがいらっしゃいます。その方とは連絡はとり合っておりますけれども、保証人さんも、この方ではないのですけれども、身内の方がいらっしゃるのですけれども、なかなかお話し合いがつかないということから、こういう形になってきております。

以上でございます。

○議長 長 本人の生活状況。

○建設部長 本人の生活でございますけれども、私どもある程度所得は把握させていただいております。それで、調停に申し立てる段階で勤務先ですとか年収だとかというのは私ども把握しておりますので、生活ができないというような年収ではございませんので、申し上げたいと思っております。それから、4カ年で約22カ月家賃を滞納しております。41万5,000円なのですけれども、4カ年と申しますのは、今年度につきましては大体納めていただいております、18年度は。ただ、17年度、それから年度が飛ぶのですけれども、11年度とか10年度とか9年度、そういう過去の分の納付誓約もあるのですけれども、それを実行していただけていないということで、現在の状況になっているということでございます。

以上です。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 今まで説明がされなかったということから、18年度分について納付しているという事実は初めて知ったわけですが、こういうことから考えると、必ずしも過去の滞納についても納付をしないという、絶対にしないという気持ちの方ではないのではないかと。そういうことで、実際には調停にあらわれなかったということがあるので、本人の努力というか納付に関する態度については問題があるというふうに思っているのですけれども、今年度分について納付しているという事実から考えて、調停に出す前にいま一度の納付をさせるための努力ということは試みられなかったのかについて伺います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 この方につきましては、我々が調停を申した段階で一部18年度分の未納の分を完納しているということございまして、我々も過去の納付誓約、そういうものを給料以上にやっているということはしておりません。月1万円のやつですと5,000円とか、お支払いできる範疇で本人と協議をして決めております。それを過去の分の履行をしていただけない。それから、現在18年度分も未納がちになって、私どもが提訴するという事で初めて納付をするということでは、我々としても住宅会計が今非常に厳しい折、なかなか難しいのかなということで考えております。

以上でございます。

○議長 長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第7 議案第1号 平成18年度滝川市一般会計補正予算（第6号）

○議長 日程第7、議案第1号 平成18年度滝川市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。助役。

○助役 ただいま上程されました議案第1号 平成18年度滝川市一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

今回の補正は、土地開発公社健全化計画に基づく公用地再取得の前倒しによる補正、石油価格の値上がりによる各公共施設の燃料費の増額補正が主な内容となっております。

第1条で、歳入歳出にそれぞれ3億8,322万6,000円を増額し、予算の総額を213億3,453万円とするものであります。

第2項、歳入歳出の補正は、第1表によるところでございます。

第2条、債務負担行為の追加及び廃止、第3条、地方債の変更で、それぞれ第2表、債務負担行為補正、第3表、地方債補正によるところでございます。

2ページ、3ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入歳出補正予算については、後ほど事項別明細書で詳しく説明させていただきます。

5ページをお開き願います。第2表の債務負担行為の補正でございます。まず、追加につきましては、道議会議員及び知事選挙の執行事務についてでございます。19年4月実施の統一地方選挙に係るポスター掲示場設置等委託に係る契約と期日前不在者投票システムのメンテナンス委託について年度をまたがった契約となることから、当該経費についての債務負担行為を設定したいとするものでございます。

次に、廃止につきましては、滝川市土地開発公社購入代金の支払い3件についてでございます。総務省の土地開発公社健全化計画の規定に基づき、今年度から年次に分けて取得する3件について債務負担行為の設定の議決をいただいております。市の議決並びに土地開発公社の予算に基づいて契約を締結し、事務を進めていたところですが、健全化計画の要領に基づく土地開発公社の経理手法が地方債発行事務に関連して制度的な不整合があり、19年度以降の市債発行ができなくなる可能性がある就先月空知支庁及び道庁から指摘されたところでございます。同時に、対応策として取得計画を前倒しし、18年度に一括購入することにより18年度単年度事業として扱われ、事業費に対する今年度の市債発行が可能であるとの助言をいただいたことから、今回前倒しをして取得する補正予算を計上させていただくこととし、かかる債務負担行為を廃止したいとするものでございます。

続きまして、第3表、地方債の補正でございます。公共用地取得事業債3億3,900万円の増、道路新設改良事業債630万円の増は、いずれも土地開発公社健全化計画の前倒し取得によるもの

でございます。減税補てん債１，２８０万円の増、臨時財政対策債１，２５０万円の減は、発行見込額の確定に伴う補正でございます。なお、２０ページに参考資料といたしまして市債残高の見込みに関する調書を添付しておりますので、お目通しを願います。

続いて、歳入歳出補正予算について詳しく説明させていただきますので、１２ページ、１３ページをお開き願います。２款１項４目財産管理費、補正額３億３，９５１万６，０００円につきましては、庁舎等の維持管理に要する経費の補正５９万３，０００円と財産の取得管理及び処分に要する経費の補正３億３，８９２万３，０００円でございます。まず、庁舎等の維持管理に要する経費５９万３，０００円の補正につきましては、石油製品の値上がりに伴い、単価差等を補正したいとするものでございまして、当初予算計上では重油１リッター当たり６１．５円、１１月１日現在で６７．５円となり、予算計上と比較して６円値上がりしたことから、その必要額を補正したいとするものでございます。予算執行に当たりましては、ウォームビズなど施設内での寒冷対策、防寒対策を講じ、今後とも経費節減に努めてまいるところでございます。なお、今回の燃料費の不足が生ずる施設はすべての施設に関連しますが、不足額が少額なものや他の経費で補填できる施設については現行予算内で対応することとし、補正を計上させていただいている施設は他の経費をやりくりしても不足額を賄い切れない部分に限定させていただいております。次に、財産の取得、管理及び処分に要する経費の補正３億３，８９２万３，０００円につきましては、土地開発公社健全化計画に基づく公有地の再取得費の補正でございます。当初予算では、本町２丁目用地については１８年度から２０年度までの３カ年で取得することとし、栄町２丁目用地については１８年度から２１年度の４カ年で取得することとし、合計で今年度１億３，４５８万円を計上したところでございますが、一つの土地を段階的に再取得する際、土地開発公社の経理手法による事務手続では取得手続は初年度で行い、未収金を後年度に解消する方法をとるとどうしても地方債発行手続との間に制度的なギャップが生じてしまい、１８年度の起債発行は可能となるが、１９年度以降の財源対策ができなくなることが危惧される状況になりました。つまり公社側では売却、所有権移転、未収金となるわけですが、未収金に対して起債はどうかの指摘であります。これを回避するため、今年度一括前倒しして購入することとし、本町２丁目用地１億２，９５７万２，０００円、栄町２丁目用地２億９３５万１，０００円、合計で３億３，８９２万３，０００円を補正したいとするものでございます。このことにより、今年度の市債発行が可能との助言を得たことから、今回前倒しをして取得する補正を計上させていただくこととし、かかる債務負担行為も廃止したいとするものです。

２款１項９目交通安全対策費、補正額６万１，０００円につきましては、交通安全対策に要する経費の補正でございます。寄附者の意向により、交通安全推進事業の一環として体験資材を購入したいとするものでございまして、最近全国的に事故が多発している飲酒運転の危険性を訴える酒酔い状況が疑似体験できるゴーグルを購入したいとするものです。実際の体験に当たりましては、庁舎２階に体験コーナーを設けて、随時体験できるようにするとともに、老人クラブや町内会ほか、各種グループ、団体への交通安全指導でも活用したいと考えております。

２款３項１目戸籍住民基本台帳費、補正額５０万８，０００円につきましては、パスポート交付窓口の設置に要する経費でございます。道からの権限移譲事務として、パスポート交付についてか

ねてから道と調整を図ってきており、来年4月開設のめどがついたことから、必要な機器の導入などを図りたいとするものでございます。パスポートに埋め込まれているICを読み取る装置が各交付窓口に必要なことから、IC旅券用交付窓口端末機購入費並びに開設までの事務連絡用旅費を補正したいとするものでございます。

2款4項2目道議会議員知事選挙費、補正額1,320万8,000円は、道議会議員及び知事選挙の執行に要する経費の補正でございます。来年3月22日に知事選の告示、30日に道議選挙の告示、投開票4月8日に予定しております。18年度中に執行する経費について補正したいとするものでございます。内訳としましては、期日前投票に係る投票管理者、立会人報酬、職員の時間外手当、臨時職員賃金、啓発用懸垂幕作成ほか消耗品費、入場券作成、広報掲載、啓発用チラシなどの印刷製本費、投票所入場券発送など通信運搬費、市内130カ所を予定しているポスター掲示場設置等委託料が主な内容となっております。なお、19年度執行分につきましては、3月定例会の当初予算として計上させていただくこととなりますが、おおむね1,200万円ほど見込んでおり、合わせて2,500万円程度の経費となる見込みでございます。

次のページ、14、15ページをお開き願います。2款4項3目市議会議員市長選挙費、補正額129万2,000円は、市議会議員及び市長選挙の執行に要する経費の補正でございます。来年の市議会議員、市長選挙は、4月15日告示、22日投開票を予定しておりまして、入場券、投票用紙、不在者投票用封筒などの印刷製本費が中心で、今年度中に執行する経費を補正したいとするものでございます。なお、19年度予算計上見込みは3,800万円程度で、合計3,900万円程度を見込んでおります。

3款1項4目老人福祉費、補正額55万7,000円につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合設立準備委員会に要する経費の補正でございます。議案第23号でも北海道後期高齢者医療広域連合の設置について上程させていただいておりますが、平成20年度から始まる後期高齢者医療制度に関連しまして、現在北海道全体を一つの広域連合とする準備が進められています。本年8月25日に準備委員会が発足したところですが、組合設立までに必要な事務経費について全道180市町村で負担するものでございます。準備委員会では派遣職員人件費など7,300万円の予算を計上しており、そのうち6,900万円が市町村負担となります。準備委員会では、これを均等割10パーセント、高齢者人口割40パーセント、人口割50パーセントで案分し、滝川市の負担金は55万7,000円となったところでございます。

次のページをお開き願います。4款1項1目保健衛生費、補正額188万5,000円は、保健衛生対策に要する経費の補正で、中空知広域水道企業団の負担金及び出資金の関係でございます。本年4月より、滝川市ほか2市の水道事業が中空知広域水道企業団に統合され、企業団が末端給水まで含めた業務を進めることとなり、所要経費を負担金及び出資金として当初予算で計上させていただいたところでございます。今回補正するものは、8月に企業団において公営企業金融公庫資金の借換えを行ったことにより、負担金で132万7,000円の減、出資金で82万4,000円の増、合わせて50万3,000円の減となったものと統合前の債務等の引き継ぎ分を各市がそれぞれ支払うものとしておりますが、滝川市の簡易水道事業元利償還金の一部に未調整なものがあり、

今回負担金で43万8,000円、出資金で195万2,000円、合わせて239万円の増となったものと、水道事業の統合にあわせまして当初滝川市で負担することを予定していた空知北部地区水道協議会負担金が企業団で負担となることから、3,000円減額となるものでございます。これら移行に伴う精査、調整によるところであります。

6目他会計繰出金、補正額69万7,000円は、介護保険特別会計繰出金の補正でございます。議案第4号 介護保険特別会計補正予算に関連しまして歳出を組み替えすることから、財源の内訳に変更が生じ、繰出金を増額するものでございます。

8款2項2目道路新設改良費、補正額621万5,000円は、土地開発公社所有地の再取得に係る補正でございます。総務費で説明させていただいたものと同様に、道路用地として再取得する物件を18年度、19年度の2カ年で取得するものとして当初予算では621万4,000円を計上させていただいておりましたが、19年度分の621万5,000円を増額したいとするものでございます。

10款3項小学校費、1目学校管理費、補正額370万4,000円は、教材、教具に要する経費で10万円の補正と、その他小学校の運営管理に要する経費で360万4,000円の補正でございます。まず、教材、教具に要する経費につきましては、寄附者の意向により、東小学校分として読書活動に活用する絵本、図書の充実を図りたいとするものでございます。次に、その他小学校の運営管理に要する経費の補正では、燃料費262万5,000円は石油製品の値上がりによる補正でございます。また、要保護、準要保護児童就学援助費につきましては、当初計上では330人分、実行見込みとしまして360人となることから、差額の97万9,000円を補正したいとするものでございます。

4項中学校費、1目学校管理費、補正額965万2,000円につきましては、その他中学校教育に要する経費の補正でございます。燃料費158万円につきましては、石油製品の値上がりによる補正でございます。また、明苑中学校耐震診断業務委託料につきましては、9月議会で補正をさせていただいた第三小学校、江部乙小学校に引き続き、国の予算残の関係から明苑中学校につきましても前倒し実施が可能であるとお話を受けましたので、今回補正させていただきたいとするものでございます。

次のページをお開き願います。5項高等学校費、1目学校管理費、補正額30万8,000円は、石油製品の値上がりによる燃料費の補正でございます。

7項1目社会教育費、補正額250万円につきましては、芸術文化振興に要する経費の補正でございます。躍進滝川太鼓保存会の太鼓整備に関する補助金でございます。自治総合センターのコミュニティ助成事業一般分、100パーセントの助成を受けて和太鼓を整備するものでございます。

7項4目文化センター費、補正額28万6,000円につきましても、石油製品の値上がりによる燃料費の補正でございます。

8項2目水泳プール費、補正額283万7,000円は、温水プールの運営管理に要する経費の補正でございます。石油製品の値上がりに伴う燃料費の増額63万7,000円とろ過器循環用配管の修繕費220万円の補正でございます。

以上、歳出合計で3億8,322万6,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。15款2項3目教育費補助金150万円、16款3項1目総務費委託金1,320万8,000円、18款1項1目一般寄附金6万1,000円、8目教育費寄附金10万円は、いずれも歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金2,025万7,000円につきましては、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

21款5項3目雑入250万円、次のページの22款1項1目総務債3億3,900万円、4目土木債630万円は、いずれも歳出関連でございます。

6目減税補てん債1,280万円、7目臨時財政対策債1,250万円の減は、市債の確定見込みによる補正でございます。

以上、歳入合計で3億8,322万6,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げます、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 大きく2点にわたって質疑を行いたいと思います。

まず、2款1項4目、13ページですが、財産の取得管理及び処分に要する経費、公有財産購入費についてですが、この3億3,892万円はにぎわい広場の隣の27年前に坪当たり51万円という現在の10倍にもなろうかという価格で購入したと思われる先買い用地の買い戻しと栄町の部分、この2件だというふうに思いますが、取得時期や取得目的等について、本町、そして栄町、それぞれについて伺います。2点目は、この3億3,892万円の内訳ですが、まず当時の買い取り総額、また補償額、そしてその後の金利に分けて、本町、栄町、それぞれについて伺います。3点目は、この土地を先買いしてから効果については、かかった費用との差が非常に大きいのではないかというふうに考えていますが、過去のというふうに思われる行政責任について伺います。また、市民にどのように説明責任を果たすのかについても伺います。次に、この4点目ですが、土地開発公社の先買い分については、タッグ計画はあと4年ありますが、残った分の財源をどのように考えられているのかについても伺います。

次に、同じページで2款3項1目のIC旅券用交付窓口端末購入費50万2,000円について伺います。まず、利用者数見込み。2点目は、発行手数料は空知支庁で行う場合と同じというふうに思いますが、一応確認をしておきたいと思います。業務に必要な人件費や維持管理費と財源移譲があるのか、あるとすればそのバランスについて伺います。4点目は、住民基本台帳カードがなくてもこの発行ができるのかについても伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 それでは、私の方から土地開発公社の用地の再取得に絡む部分についてご答弁を申し上げます。

まず、本町、栄町の土地ごとの関係でございます。取得時期につきましては、本町2丁目用地に

つきましては平成2年度でございます。目的といたしましては、庁舎用地との交換受け地ということでございます。栄町2丁目用地でございますが、取得時期は昭和55年でございます。目的としては、駅前再開発の出店のための駐車場用地等として確保したということでございます。額でございます。本町2丁目用地でございますが、当時の取得時の額につきましては1億8,818万9,000円でございます。処分価格との差額につきましては、諸経費ということで617万円でございます。栄町2丁目用地でございますが、取得時の額につきましては1億7,793万8,000円でございます。これにつきましては、利息で8,599万5,000円、その他人件費も含めた諸経費等、事務費も含めた部分で1,521万1,000円ということでございます。

さらにまた、効果ということでございます。行政責任、さらにまた市民への説明責任ということでございますけれども、当時事業を行うに当たって、やはり必要なものとして土地開発公社に対して買い取り要請を行っていたところでございますけれども、その後経済等の大幅な変動等によって、俗に言う先送りと申しますか、塩漬け状態が続いていたということでございます。そこで、滝川市としては、財政健全化計画というものを立てながら、後世に極力その債務を先送りしないということで、公有地については年次的に取得をしながら、また公社の健全化計画を立てながら、起債の道も探りながらやってきたということでございます。そういう面では、市民への説明責任という点でも、今回のまちづくり懇談会の中でも、このような取得をしていって、今後10年以内での土地開発公社の解散というものも視野に入れている旨を説明をしてきたということでございます。さらにまた、タッグ計画との関係でございますけれども、取得する予定の土地は75パーセントの起債と、残り25パーセントの部分については一般財源を予定しておりました関係で、今後の取得に係る一般財源はその分は必要がなくなると。ただ、前倒しをして起債で取得をするということは、起債の元利償還金がふえるということにもなりますが、トータルとして実質公債費比率の大幅な上昇とか、さらにまた今後も18パーセント以下を超えるということはないというふうにも考えております。

以上、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 パスポートの関係についてのご質疑でございますが、滝川市民のパスポートの交付件数というのを5カ年の平均で申し上げますと643件でございます。1日平均にいたしますと2.6件ぐらいという形になります。その中で、行う事務自体は何ら変わりません。移譲交付金というものが道から来ますので、これが1件について1,350円いただけるということになってございます。1日平均2.6件ぐらいですので、人件費等については0.5人工を下回るものというふうに考えております。また、住基カードがなくても発行できるのかというご質疑ですが、これについてはできます。

以上を申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 公有財産の点についてだけ再質疑をさせていただきます。

本町並びに栄町の購入時の価格と今後これを売却する場合の地価に差が当然あるわけですが、1億8,800万あるいは金利を引いた約9,000万円程度、これが今後売却する場合どれぐらい

で売れる可能性があるのかということについて伺います。もう一点は、今部長のご答弁では本件の2件についての下げ分の財源については一般財源を予定していたが、起債になったということですが、タッグプラン中で買い戻すほかの物件についての財源は、そうすると一般財源ということで確認してよろしいか伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ただいま2点のご質疑でございますが、本町、栄町の購入時点と、市が取得をするときはもちろん簿価で購入ということでございますが、今後市が売却をする場合にはやはり現状に合った額で売却ということでございます。そういう観点で、金利差、さらにまた取得時点の額から見てかなり下回った額が売却の場合予定されておりますけれども、その具体的な額については今後精査をしていきたいというふうに考えております。また、タッグ計画における栄町、本町の土地以外の関係につきましては、土地開発公社の健全化計画の中で公有地の分についてはすべて起債対象になるということでもございませんで、要件にかなう部分については極力地方債充当ということを今後考えてまいりたいと思いますし、また要件にかなわない部分につきましては清水議員ご指摘のとおり一般財源での取得ということを考えていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表し、議案第1号 2006年度一般会計補正予算(第6号)を可とする立場で討論を行います。

本予算案は、北海道後期高齢者医療広域連合に関する歳出については、後期高齢者の負担がふえること、また高齢者の健康を脅かす制度になること、また市民の声が届きづらい制度になること等をもって、ここについては賛成できるものではありませんが、予算案全体としては準要保護児童就学援助、燃料費などの増額、また温水プールろ過器循環用配管修繕など、市民生活にとって急を要するものについて盛られておるものであり、賛成するものです。

以下、1点だけ意見を付して、討論とします。公有財産購入費にあつては、過去の行政責任とはいえ市民に大きな負担を残したことは重大です。ここで必要なことは、この問題を市民に対しよく説明することです。明らかに見通しを誤った箱物行政のツケが市民にしわ寄せされるという点では、どのくらいの実損になるのかなど、市民への説明責任を果たすことは欠かせません。反省すべき点は反省し、まちづくり懇談会以外にも広報などで市民に説明することを求め、討論といたします。

○議 長 ほかに討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第8 議案第2号 平成18年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○議長 長 日程第8、議案第2号 平成18年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第2号 平成18年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

補正理由の1点目としまして、国保会計は平成13年度に単年度収支で約1億1,900万円の不足が生じ、繰越金及び基金からの繰り入れにより補填をいたしましたが、平成14年度は約1億4,400万円不足しまして、繰越金、基金繰入金によってもなお7,600万円ほど不足したことから、一般会計からの借入金により補填したところでございます。以来不足額を明らかにしながら一般会計からの借入金により不足額を補填してきたところでありますが、総務省、また道からも改善の助言を受けましたことによって、補正を行いたいとするものでございます。また、補正理由の2点目としましては、北海道国保連合会が国保保険者事務共同電算処理システムの改修を行ったことによりまして、臨時負担金の支払いが必要となるためでございます。

それでは、議案に基づき、ご説明申し上げます。第1項で歳入歳出の総額にそれぞれ1億422万5,000円を増額し、予算の総額を53億2,043万1,000円とするものであります。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

補正の内容につきましては、事項別明細書で歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項2目連合会負担金に33万6,000円、8款1項3目償還金に1億388万9,000円増額となったところでございます。

次に、歳入についてご説明しますので、6ページ、7ページをお開き願います。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税に1億388万9,000円、2款2項1目財政調整交付金に33万6,000円増額となったところでございます。

以上を申し上げまして、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第2号を採決いたします。
本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第9 議案第3号 平成18年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第1号)

○議長 長 日程第9、議案第3号 平成18年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第3号 平成18年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げたいと思います。

公住特別会計につきましては、昭和63年より特別会計に移行しております。移行後につきましては、健全経営を行ってまいりましたが、平成8年度、公住法の改正に伴いまして家賃が応能応益家賃という形になりまして、約1億5,000万円の家賃収入減となったところでございます。平成10年度より、一般会計から年度をまたいで借り入れし、歳入補填を行ってまいりました。しかしながら、今般道の指導により、これまでの会計手法を是正するために繰り上げ充用により整理したく、補正するものでございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。第1項は、歳入歳出の補正についてでありますけれども、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,510万7,000円としたいとするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を第1表、歳入歳出予算補正のとおりとするものでございます。

次に、補正予算の内容について歳出からご説明をしたいと思います。8、9ページをお開きいただきたいと思います。3款3項2目、諸支出金、償還金は、一般会計から年度をまたいで借り入れし、歳入補填を行ってまいりましたが、これまでの会計手法を是正するため6,600万円を増額補正したいとするものでございます。

以上、歳出合計6,600万を増額補正し、補正後の額は1億3,510万7,000円となります。

次に、歳入でございまして、6、7ページをお開きいただきたいと思います。7款5項1目、諸収入、雑入6,600万円、増額補正となりますが、これらはいずれも歳出関連でございます。

以上、歳入合計6,600万円を増額補正し、補正後の額は1億3,510万7,000円と

なります。

なお、2、3ページの第1表、歳入歳出予算補正、4、5ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては、お目通しを願いたいと思います。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 1点だけ伺います。雑入ということで、貸付金にかえるということですが、雑入は当然そういったものは実際は見込めないものなので、年度内にどういう形でこの雑入をかえるのかと。場合によっては赤字決算もあり得るのか、それとも次年度からの繰り上げ充用のような形を予定されているのか等について伺います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 6、600万円につきましては、繰り上げ充用で考えてございます。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 やり方ということでお聞きをしたいのですが、繰り上げ充用というのは繰り上げるべきお金ができてから初めてできることですね、今の時点ではできないということで、今は雑入ということにするということか。

質疑をしているうちにわかったということで、以上で終わります。

○議 長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第10 議案第4号 平成18年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議 長 日程第10、議案第4号 平成18年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程をされました議案第４号 平成１８年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第３号）につきましてご説明をさせていただきます。

このたびの補正予算案は、本年４月の介護保険制度の改正に伴い、地域包括支援センターによる地域支援事業が創設をされ、要支援、要介護になるおそれのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業について当初予算で計上したところですが、このほど国の地域支援事業実施要綱が出され、配食サービス等について地域支援事業の介護予防事業費から同事業の包括的支援任意事業費への事業内容の移行、財源である交付金につきましても国、道等の交付金割合で組みかえが必要なことから、補正をしたいとするものでございます。

補正の内容につきましては、事項別明細書で歳出からご説明申し上げますので、１０ページ、１１ページをお開きください。３款１項１目、介護予防特定高齢者施策事業の配食サービス等の事業の移行により、委託料２，０９０万２，０００円を減額し、３款２項１目包括的支援事業費・任意事業費委託料について同額を増額補正したいとするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、６ページ、７ページをお開きください。２款２項２目、国庫支出金の地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業交付金を２２５万円減額し、３目の包括的支援事業・任意事業交付金を３６４万６，０００円増額、３款２項１目、道支出金の地域支援事業交付金につきましても介護予防事業交付金１１２万５，０００円を減額し、２目包括的支援事業・任意事業交付金を１８２万２，０００円増額、４款１項２目、支払基金交付金につきましては介護予防事業交付金を２７９万円減額し、さらに６款１項１目一般会計繰入金につきまして介護予防事業繰入金を１１２万５，０００円減額し、包括的支援事業・任意事業繰入金を１８２万２，０００円の増額をしたいとするものでございます。

なお、予算科目の組みかえでございますので、歳入歳出予算総額に変更はございません。

以上、議案第４号の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第４号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第４号は可決されました。

◎日程の追加について

○議 長 お諮りいたします。

本日の日程はすべて終わりましたが、過日の議会運営委員会で確認したとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、配付してあります追加日程のとおり、日程番号第 11 から第 30 までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第 11 議案第 5 号 滝川市税条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第 11、議案第 5 号 滝川市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第 5 号 滝川市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、現在普通徴収の方法によって徴収する個人市民税、固定資産税、国民健康保険税につきまして、地方税法第 20 条の 4 の 2 第 6 項ただし書きの規定によりまして、各納期ごとの分割金額の端数計算方法について定めるため、改正したいとするものでございます。

確定年税額を各納期回数で除した分割金額について、現行ではその分割金額に 1,000 円未満の端数がある場合、またはその分割金額の全額が 1,000 円未満である場合は、その端数金額はすべて最初の納期に係る分割金額に合算することとしておりましたが、今回の改正でその分割金額の端数処理単位を 100 円未満に改めたいとするものでございます。このことによりまして、これまで生じていた最初の納期と 2 期目以降の納期との負担額の差が 100 円単位まで各納期に振り分けられることとなりますので、納税者の皆さんの納期ごとの負担額の均等化が図られますとともに、特に 1 期目の納税の負担が軽減されるものと考えてございます。

なお、附則で、この条例は平成 19 年 4 月 1 日から施行したいとするものでございます。

以上を申し上げまして、議案第 5 号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。
これより議案第5号を採決いたします。
本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号は可決されました。

◎日程第12 議案第6号 滝川市立学校設置管理条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第12、議案第6号 滝川市立学校設置管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第6号 滝川市立学校設置管理条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

改正の理由でございますが、平成19年3月末をもちましてみずほ幼稚園を廃園をすることに伴いまして、それに伴う条例改正でございます。

別表4の中で滝川市立幼稚園から滝川市立みずほ幼稚園の項を削りたいとするものでございます。

附則につきましては、施行期日は平成19年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上で議案第6号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 2点お聞きをします。みずほ幼稚園に関しては、18年度募集が停止されたことから、事実上1年前に廃園が決まっていたというものですので、その経過についてはお聞きはしません。2点について質疑をしたいと思います。

まず、1点は、職員が専門職から一般職になるのか、あるいは専門職として異動なり、そのあたりの考え方を伺いたいと思います。

2点目は、施設について他用途に転用する、あるいは撤去の上売却、あるいはそのまま売却、あるいはまだ未定と、未定ということであればいつごろまでにその方向を決めていくのか伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 清水議員からのご質疑にお答えをいたします。

まず、職員なのですが、現在いる職員で退職もおりますので、1名の職員がみずほ幼稚園から別のところに移るとことが想定をされます。この職員の扱いにつきましては、本人の意向等もございしますので、その辺も勘案しながら、この先考えたいというふうに思っております。

また、施設の関係につきましては、かなり老朽化が進んでおりますことから、現段階での用途については未定ということでございます。いつごろかということにつきましても現段階ではちょっと時期の方について確定することはできませんので、以上をもちまして答弁とさせていただきます。

○議長 長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第6号を採決いたします。
本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第13 議案第7号 滝川市立高等学校教員定数及び給与、勤務時間その他の勤務条件、定年による退職等に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第13、議案第7号 滝川市立高等学校教員定数及び給与、勤務時間その他の勤務条件、定年による退職等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程をされました議案第7号 滝川市立高等学校教員定数及び給与、勤務時間その他の勤務条件、定年による退職等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

まず、改正の理由でございますが、新しい指導主事である指導参事の配置に伴い、その給与決定のための条例改正でございます。北海道教育委員会から割愛して採用する場合の給与決定の考え方は、従来道教委の給与と滝川市での給与において不利益が出ないように考慮しながら進めてまいりました。しかし、平成18年7月の給与制度改正のため、今まで考慮できてきました給与号給の枠外発令制度を廃止したことに伴いまして、本市で発令できる給与額との差が生じてくる場合があります。このため、西高教員の給与条例と同様に北海道学校職員の給与条例を準用させる必要がございます。そこで、本条例の一部を改正し、これを適用したいとするものでございます。

条文の改正部分につきましては、参考資料によりご説明をさせていただきますので、新旧対照表をお開きください。まず、題名を改めるもので、滝川市立高等学校教員等の定数、給与、勤務時間その他の勤務条件及び定年による退職等に関する条例としたいとするものでございます。

第1条中「教員」の次に「及び指定職員」を加えるものでございます。

次に、第1条の次に二つの条項を加えるものです。第1条の2は教員の定義で、これは記載のとおりでございます。

第1条の2の第2項としまして指定職員の定義を新たに加え、この条例において指定職員とは、滝川市教育委員会の事務局の職員で、次条に規定するもののうちから滝川市教育委員会が指定する

職員とし、第1条の3で教育委員会が指定職員として指定することができる職員を定めております。

第1号、第2号の指定することができる職員につきましては、小中学校、高等学校の校長、教頭、教諭等の職員としたいとするところでございます。

第3条第1項の次に1項を加えまして、第3条第2項として、指定職員の給与について北海道学校職員の給与に関する諸条例の規定を準用したいとするところでございます。

また、第4条、第6条及び第7条では、教員の次に及び指定職員を加えたいとするものでございます。

附則としまして、施行期日につきましては平成19年1月1日から施行したいとするものでございます。

以上で議案第7号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

お諮りいたします。若干早いのですが、この辺で昼食休憩といたしたいと思えます。再開は午後1時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時01分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第14 議案第8号 滝川市文化センター条例及びたきかわホール条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第14、議案第8号 滝川市文化センター条例及びたきかわホール条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第8号 滝川市文化センター条例及びたきかわホール条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この改正は、滝川市文化センター及びたきかわホールの管理を指定管理者に行わせるために必要な条文整理を行うための改正であり、二つの条例に関連するものでありますことから、2条立てという形式で改正したいとするものであります。

参考資料により説明をさせていただきますので、新旧対照表をお開き願います。まず、大きく第1条による改正としまして、滝川市文化センター条例の一部改正でございます。

第1条、第2条の改正は、条文の整理であります。

第2条の2の改正は、新たに管理の代行等に関する条を加えたいとするもので、第2項としまして文化センターの管理を指定管理者に行わせる旨を定め、指定管理者が行う業務の範囲として、1、利用の許可、2、事業の計画及び実施、3、維持管理、4、その他の付随業務を行わせたいとするものであります。

第2条の4の改正は、新たに開館時間及び休館日に関する規定を改正するものであります。

第3条及び第4条の改正は、「使用」を「利用」に、「委員会」を「指定管理者」にするなど、指定管理者制度移行に伴い必要となる文言整理及び他の条例との整合性のための条文整備の改正であります。

第5条の改正は、使用料制度から承認制の利用料金制度に移行するための所要の改正であり、第5条の2において、その承認についての規定を追加するものであります。

また、第5条の3については、減免の規定を定めるものでございます。

第6条から第12条までの改正は、先ほどと同様の指定管理者制度移行に伴う文言整理の改正でございます。

第13条については、新たに委員会による管理の条を加えたいとするもので、やむを得ない事情がある場合に委員会が管理を行える旨及びこれに伴う技術的な読みかえ規定でございます。

第14条の改正も、先ほどと同様の文言整理等の改正であります。

別表の改正につきましては、使用料から利用料金制度に移行するための規定でありまして、上限額を定めるとともに、指定管理者による効率的かつ有効な利用に資するため、利用区分及び利用時間、利用料金を改正したいとするものでございます。

続きまして、大きく第2条の改正としまして、たきかわホール条例の一部を改正したいとするものでございます。第3条3項の規定につきましては、文化センターの指定管理期間に合わせるための改正でございます。

第3条の2の改正は、指定管理者が設置の目的を達成するために必要と認められる事業を行うとするものでございます。

第3条の3の改正は、新たに開館時間及び休館日に関する規定を追加するものであります。

第15条については、新たに委員会による管理の条を加えたいとするもので、文化センター同様やむを得ない事情がある場合に委員会が管理を行える旨及びこれに伴う技術的な読みかえ規定でござ

ざいます。

別表の改正につきましては、利用料金設定基準に関して備考の文言整理でございます。

附則でございますが、まず第1項として、施行期日については平成19年4月1日から施行したいとするものです。

第2項は、経過措置として、4月1日以降の利用について条例施行前、すなわち今年度中に申請許可等の処分、手続等を終えたものについては、改正後の条例に基づいて処分、手続がなされたものとみなす規定でございます。

第3項は、同様に経過措置ですが、4月1日以降の利用について条例施行前、すなわち今年度中に許可を行ったものについては、旧料金体系で市に対して使用料を納付することとなる旨を定めたものでございます。

以上で議案第8号 文化センター条例及びたきかわホール条例の一部を改正する条例についてのご説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

◎日程第15 議案第9号 滝川市民会館条例及び滝川市郷土館条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第15、議案第9号 滝川市民会館条例及び滝川市郷土館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第9号 滝川市民会館条例及び滝川市郷土館条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この改正は、施設の管理を指定管理者に行わせるために必要な条文整備を行いたいとするものでありまして、二つの条例に関連するものでありますことから、2条立てという方式で改正をしたい

とするものであります。

参考資料によりご説明させていただきますので、新旧対照表をお開き願います。まず、大きく第1条による改正としまして、滝川市民会館条例の一部改正を行いたいとするものであります。

第3条の改正は、新たに管理の代行等に関する条を加えたいとするもので、第1項として市民会館の管理を指定管理者に行わせる旨を定め、第2項といたしまして指定管理者が行う業務の範囲として利用の許可、維持管理、その他の付随する業務を行わせたいとするものであります。

第3条の2の改正は、新たに開館時間及び休館日に関する規定を追加するもので、従前規則で規定したのと同様の開館時間と休館日としたいとするものであります。

第4条及び第5条の改正は、「使用」を「利用」に、「市長」を「指定管理者」にするなど、指定管理者制度移行に伴い必要となる文言整理及び他の条例との整合のための条文整備の改正であります。

第6条の改正は、使用料制度から承認制の利用料金制度に移行するための所要の改正であり、第6条の2において、その承認について規定を追加するものであります。

第7条から第13条までの改正は、先ほど同様の指定管理者制度移行に伴う文言整理等の改正であります。

また、第13条については、新たに市長による管理の条を加えたいとするもので、やむを得ない事情がある場合に市長が管理を行える旨及びこれに伴う技術的な読みかえ規定であります。

第14条及び第15条の改正も、先ほどと同様文言整理等の改正であります。

別表の改正につきましては、使用料から利用料金制度に移行するための規定であり、上限額を定めるとともに、指定管理者による効率的かつ有効な利用に資するため、利用時間の区分を2時間単位から1時間単位としたいとするための改正及び所要の文言整理等であります。

6ページをお開きください。大きく第2条による改正としまして、滝川市郷土館条例の一部改正でございますが、第4条の改正は新たに管理の代行等に関する条を加えたいとするもので、第1項として分館の管理を指定管理者に行わせる旨を定め、第2項として指定管理者が行う業務の範囲として維持管理、その他の付随する業務を行わせたいとするものであります。

第5条及び第6条の改正は、条項の追加に伴う条文整備とともに所要の文言整理を行いたいとするものであります。

第7条の改正は、新たに開館時間及び休館日に関する規定を追加するもので、現行どおりの開館時間と休館日としたいとするものであります。

旧第7条から第13条までの改正は、他の条例との整合のための条文整備等の改正であります。

第14条については、新たに委員会による管理の条を加えたいとするもので、市民会館同様やむを得ない事情がある場合に委員会が管理を行える旨及びこれに伴う技術的な読みかえ規定であります。

9ページをお開きください。附則でございます。まず、第1項は、施行期日について平成19年4月1日から施行したいとするものであります。

第2項は、経過措置として、4月1日以降の利用について条例施行前、すなわち今年度内に申請、

許可等の処分、手続等を終えたものについては、改正後の条例に基づいて処分、手続等がなされたものとみなす規定であります。

第3項は、同様に経過措置でございますが、4月1日以降の利用について条例施行前、すなわち今年度内に許可を行ったものについては、旧料金体系で市に対して使用料を納付することとなる旨を定めたものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 議案第9号だけでなくほかの条例案にもかかわることで、総務部所管のここでお聞きをしたいと思います。

滝川市における公の施設の指定管理者の指定に関する事務取扱要綱の2ページ、(2)のイの中に、団体またはその代表者が次のものに該当しないということでアからキまで書かれているのですが、首長や議員等の兼業禁止について、例えば三重県の図書館条例では取締役や監査役、もしくはこれに準ずべきもの等は議員、知事、副知事、出納長は兼任できないということを明記してあったり、近隣のまちでもコミュニティ施設の指定管理で町内会長に議員になることは好ましくないというような話も聞いているのですが、この条例でいうと第3条の中に管理の代行等、あるいは4ページの第2条の管理の代行等の中で指定管理者について触れられているのですが、首長や議員が指定管理者の代表者となることについての滝川市の場合の考え方、この要綱の中で具体的に触れられているのであれば、これがそれだというふうにお示しをいただきたい。もしなければ、考え方を伺いたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ただいまの関係でございます。要綱の中に指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合にという中身がございますけれども、現在の要綱からはこれは削除されております。それで、滝川市の考え方といたしましては、例えば議会議員の兼業禁止と公の施設の管理代行ということでございますけれども、管理委託という、請負という考え方ではなくて、あくまでも公の施設を管理代行するという事で、請負ではないということから、この兼業禁止規定に該当しないという考え方でございます。

以上です。

○議長 長 ほかにありますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。
本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。
よって、議案第9号は可決されました。

◎日程第16 議案第10号 滝川市農村環境改善センター条例及び滝川市郷土館条例の
一部を改正する条例

○議長 長 日程第16、議案第10号 滝川市農村環境改善センター条例及び滝川市郷土館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第10号 滝川市農村環境改善センター条例及び滝川市郷土館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この改正は、滝川市農村環境改善センター及び滝川市郷土館分館、屯田兵屋の管理を指定管理者に行わせるために必要な条文整備を行うための改正であり、二つの条例に関連するものでありますことから、2条立てという方式で改正したいとするものでございます。

参考資料により説明させていただきますので、新旧対照表をお開き願います。まず、大きく第1条による改正といたしまして、滝川市農村環境改善センター条例の一部改正を行いたいとするものであります。

第3条の改正は、新たに管理の代行等に関する条を加えたいとするもので、第1項として改善センターの管理を指定管理者に行わせる旨を定め、第2項として指定管理者が行う業務を定めたいとするものであります。

第3条の2の改正は、新たに開館時間及び休館日に関する規定を追加するもので、従前規則で規定していたのと同様の開館時間と休館日としたいとするものであります。

第5条及び第5条の2では、「使用」を「利用」に、「市長」を「指定管理者」にするなど、文言整理及び他の条例との整合のための条文整備の改正であります。

第6条の改正は、使用料制度から承認制の利用料金制度に移行するための所要の改正であり、第6条の2において、その承認について規定を追加するものであります。

第6条の3から第12条までは、先ほど同様の指定管理者制度移行に伴う文言整理等の改正でございます。

第13条は、新たに市長による管理の条を加えたいとするもので、やむを得ない事情がある場合に市長が管理を行える旨及びこれに伴う読みかえ規定でございます。

別表の改正につきましては、使用料から利用料金制度に移行するための規定であり、上限額を定めるとともに、指定管理者による効率的かつ有効な利用に資するため、利用時間の区分を1時間単位としたいとするための改正及び所要の文言整理等でございます。

9ページをお開き願います。大きく第2条による改正としまして、滝川市郷土館条例の一部改正

を行いたいとするものでございます。

第7条の第2項においての改正は、郷土館分館、屯田兵屋について、新たに開館期間、開館時間及び休館日に関する規定を追加するもので、現行どおりの開館期間、開館時間及び休館日としたいとするものであります。

第14条は、改善センター同様やむを得ない事情がある場合に委員会が管理を行える旨及びこれに伴う技術的な読みかえ規定でございます。

10ページをお開き願います。第1項は、施行期日について平成19年4月1日から施行したいとするものでございます。

第2項は、経過措置として、4月1日以降の利用について条例施行前、すなわち今年度内に申請、許可等の処分、手続等を終えたものについては、改正後の条例に基づいて処分、手続等がなされたものとみなす規定でございます。

第3項は、同様に経過措置ですが、4月1日以降の利用について条例施行前、すなわち今年度内に許可を行ったものについては、旧料金体系で市に対して使用料を納付することとなる旨を定めたものでございます。

以上を申し上げまして、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

◎日程第17 議案第11号 滝川市丸加高原健康の郷条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第17、議案第11号 滝川市丸加高原健康の郷条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第11号 滝川市丸加高原健康の郷条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、丸加高原健康の郷の伝習館、グリーンヒル丸加、オートキャンプ場の3施設とその附帯施設の管理を指定管理者に行わせるため、改正するものであります。

以下、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。まず、第4条の改正でございますけれども、第1項は管理を指定管理者に行わせる旨の規定で、同条第2項に業務の内容を新たに追加するもので、同条第3項は指定期間を5年と定めるものでございます。

第5条の2は新たに追加するもので、丸加高原健康の郷内の3施設についてこれまで同様の利用期間、利用時間及び休館日を規定したいとするものでございます。

2ページから4ページにかけての第6条から第16条までの改正は、「使用」及び「市長」と表現されているものをそれぞれ「利用」及び「指定管理者」とする指定管理者制度への移行に伴う文言の整理及びその他の文言整理でございます。

4ページの第17条は、市長による管理として新たに設けた条項であり、やむを得ない事情があると認められるときは指定管理者にかわって市長が管理を行うことができる旨の規定であり、第2項はこれに伴う各条の技術的な読みかえに関する規定でございます。

5ページから8ページにかけての別表につきましては、見出しの第10条第1項関係を第10条の2第1項関係に改め、表中の「使用」及び「市長」をそれぞれ「利用」及び「指定管理者」に改める文言の整理であります。

なお、8ページの附則につきましては、第1項において施行期日を平成19年4月1日から施行したいとするものであり、第2項は経過措置として、4月1日以降の利用について条例施行前、すなわち今年度内に申請、許可の処分、手続を終えたものについては、改正後の条例に基づいて処分、手続等がなされたものとみなす規定でございます。

第3項は、同様に経過措置でございますけれども、4月1日以降の利用について条例の施行前、すなわち今年度内に許可を行ったものについては、旧料金体系で市に対して使用料を納付することとなる旨を定めたものでございます。

以上、議案第11号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

◎日程第18 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について（文化センター・たきかわホール）

○議長 長 日程第18、議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について（文化センター・たきかわホール）を議題といたします。

この場合、地方自治法第117条の規定により、本間議員は除斥の対象となりますが、あらかじめ退席されておりますので、このまま会議を続行いたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程をされました議案第12号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市文化センター及びたきかわホールであります。指定管理者となるべき団体は、特定非営利活動法人たきかわホール、理事長、本間保昭であります。指定期間は、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間であります。

次に、選定経過についてご説明いたしますので、参考資料をお開き願います。募集及び選定の経過についてですが、10月6日に公募の告示を行い、募集を開始し、約1カ月間、11月6日までの間申請を受け付けたところであり、その間質問の受け付け、現地説明会等を実施いたしました。受け付け期間終了後、助役を委員長とする滝川市指定管理者選定職員会議において選定のための審議を慎重に行ってきたところであります。第1回については、申請内容、選定方法、選定基準を確認、決定をし、第2回については申請者によるプレゼンテーション、ヒアリングを実施し、第3回において最終的に指定管理者の候補者を決定したところであります。申請団体数については、1団体であります。選定審査の方法については、1、提出書類の確認、2、各委員における事前申請書類等の審査、3、財務分析の実施、4、応募者プレゼンテーション及びヒアリング、5、総合審査と段階を踏みながら慎重に審議を進めてきたところであります。選定方法については、総合点数方式であります。選定の理由については、指定管理者候補者審査・選定基準に基づき、総合点数方式により評価した結果、総得点数が選定基準点数を上回ったためであります。なお、選定された団体が特に評価された点であります。1にありますとおりたきかわホールの管理運営実績を生かした経験、ノウハウについての評価、2にありますとおり管内他市町のNPO、ホールとの連携、交流など今後の広域的なつながりへの期待及びそれによる相乗効果が予想されること、また3にありますとおりコスト縮減に対する実現可能性の高さ及びこれらに対する前向きな姿勢について非常に期待が持てるという部分で評価をしたというところであります。

以上で議案第12号のご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 2点について伺います。

まず、予定価格、落札価格、17年度決算あるいは3年間平均などで収入と支出について、また支出については職員費は幾らかも示してください。

2点目は、かつて西友が撤退したときに、たきかわホールは運営を停止せざるを得ませんでした。今後駅前再開発ビルの店舗経営に問題が生じたときは、本契約はどのようなになるのかについて伺います。

○議 長 答弁調整のため休憩いたします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時34分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 文化センターに係ります収入額につきましては1,579万8,200円、支出につきましては4,271万3,024円、うち人件費としまして1,472万6,954円であります。予定価格につきましては、2,434万1,842円でございます。また、たきかわホールにつきましては、既に指定管理者になっておりますことから、こちらの方の予定価格は1,082万6,823円となっているところでございます。

また、駅前再開発ビルの店舗経営等に問題がある部分につきましては、現在で未定の部分についてお答えすることはできませんが、契約等の中で乙の都合による解除の場合については損害賠償等の規定について盛り込む予定となっております。

以上です。

○議 長 助役。

○助 役 駅ビルについてのご質疑がございましたけれども、駅ビルについては大きく三つの区分所有権で持っております。今債権だとかの処理は、駅ビル株式会社を含めてやっているところで。たきかわホールの市の所有している部分については、区分所有法に基づく区分所有権でありますから、ここに抵当権だとか何かが付されているわけではございません。会社の債務の問題と区分所有権たる市の所有権との間には何ら接点がないということでご理解いただきたいと思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 仮に駅前再開発ビル株式会社が運営が困難になるということは、西友撤退等を経ているわけですから、十分に想定していかなければならないことなのですが、エレベーターですとか共有経費をどうするのか等でスムーズに次の運営に移行できないことは、その場合は明らかなのですが、そのときは協議をすると、契約について見直し等も含めて協議をするということで確認してよろしいでしょうか。

○議長 長 助役。

○助 役 今エレベーター等のお話ありましたけれども、清水さんも不動産のことはおわかりだと思のですが、区分所有法でいけば、占有登記を含めて一つの建物を登記するわけです。区分所有権は、壁面を含めて三方に囲まれた分しか所有権主張できない。したがって、表示登記と区分所有権の登記の間の差は共有持ち分になるわけです。エレベーターとか廊下とか、これは全体の共有持ち分であって、所有権を主張するものではないということでご理解いただきたいと思いますし、ただビルの共有部分を全体で持つわけですから、そのときには占有している指定管理者とホールとの間では当然会社も含めて協議になると思っております。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 これは全般にわたることなのだけれども、今の清水議員の質疑を聞いておって、支出が4,270万、収入が約1,580万でしたね、この差が約2,700万あるわけですが、そういう中で今指定管理者の制度に移行するということなのだけれども、収支バランスをどこまで改善をさせていこうとしているのか。それで、落札が2,400万円でしょう。だから、一般会計で持ち出ししていこうとして、今までそういうことをしてきたわけですが、それを改善しようということで指定管理者ということでやるわけですが、その場合の収支バランスをどのように考えているのか。2,700万の持ち出しで運営されていたわけですが、委託費の中でどういうふうにその赤字を埋める契約になっているのか、その点ちょっと答弁してください。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 不足分につきましては、それぞれの指定管理の団体が行います自主事業と呼ばれている中の事業収入あるいは貸館収入、そういうような中で自主事業でもって収支のバランスを図っていくということになってございます。

以上です。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 2,700万の収支バランスが悪いのを、私行革の特別委員長をやっていた中でこのあたりは全部調べているわけですが、それが指定管理者が自主事業でもってカバーされるのですか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ただいまの井上議員のご質疑でございますけれども、先ほど全体的にというお話がございました。それで、今回直営の施設から指定管理に移る施設がかなり多いわけでございますけれども、総体として、今まで直営のときに、これもかなり努力をして収支の差額についてはかなり縮小をかけてきたという経過は井上議員もご承知のとおりだと思います。そういう中で、直営から指定管理に切りかえるというときに、さらに一定の節減効果をまず求めるということと、また施設本来の目的による施設の利用の活性化という両方を求めて指定管理を進めているわけです。それで、今回5施設分で18年度ベースの一般財源投入額、税金の投入額というのは約9,600万円ございます。それで、今回指定管理をご提案して、それが議決になって、4月以降指定管理がスタートした場合にはこの9,600万円が7,800万円になります。それで、差し引きいたしますと1、

800万円、率にして約2割というのが全体にわたる削減効果ということでご理解をいただきたいと思います。また、その中で、私ども直営のときにいろいろ物資購入、灯油も含めて購入しておりますけれども、民間に移って、民間の知恵とノウハウで、さらにコストパフォーマンスというのですか、スケールメリット等も生かしていただいて、さらなる経費削減と、先ほど教育部長から申し上げました自主事業、これについても自主事業を多く取り入れることによって、より施設の利用の活性化を図れるというふうにも考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長 井上議員。

○井上議員 収支がある程度整っているところだったらいいのだけれども、これだけの持ち出しをしている中で自主事業を何ぼやったって、そんな簡単にはいかないです。そう思います。だから、その辺を契約のときにどのような条件をつけているのかなと思って私質疑したわけです。もう一つは、この場合、民間だって魔法を持っているわけではないですから、そう簡単にはいかないです。それで、受けた方も自主事業によって自助努力が実って、それがあつた程度民間もそのことによって経営の向上につながる、バランスの向上につながるような形でその経営の成果が返ってこなかったらだめなのです、民間は。だから、その辺の自主努力でもって成果を上げたものがそれに還元されていくような形のものもあわせて考えていかなかったら、私はだめだと思うのです。今の中で9,600万の税投入が7,800万になるということは、これは非常に期待できることだと思いますけれども、それにしたって7,800万の投入をしなければならぬと。一遍に変えられるような状態でないわけですから、経過的にどのような条件をつけて、2割は改善してくれとか、そのような条件をつけた形の契約になっているのかどうか、そこのところ。現に今7,800万という数字が示されたわけですから申し上げるわけですがけれども、その辺の契約はどういうふうになっているのか、もう一回答弁してほしい。

○議長 井上議員、これが最後です。いいですね。

答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 具体的に各施設それぞれ協定を結ぶわけですが、協定の中で、それぞれ運営管理についての関係、あるいは業務仕様等も細かく規定をする考えです。そこで、文化センターに絡める自主事業の関係なのですが、特に文化センターについては今まで直営のときに独自の自主事業というのはそうはやっていないのです。それで、今回NPO法人に委託する、民間に公募するに当たって、さらに文化の殿堂としてあのホールを生かして、自主事業に多く取り組んでいただくことによって利用もふえるし、もちろん収入もふえると、経費のかかるものもあるのですが、設計の中でそのようなことを想定をした管理委託の上限額を定めたという考え方でございます。今後自主事業につきましては、一定の事業については必ず行うということの協定の中でうたうとか、そういうことを踏まえながら、より効果を高めるような形で、担保と申しますか、そういうことを想定しております。

また、自助努力が実って成果が出るようにということのお話でございますけれども、まさしくその努力をした結果剰余金が出て、それを吸い上げるとかそういうことではなくて、きちっと運営

管理、今後の展開に充てていけるように、そういう方策も考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表し、議案第12号 公の施設の指定管理者の指定についての条例を可とする立場で討論を行います。

文化センター及びたきかわホールは、駅前の活性化や文化活動拠点など、市民と中空知地域にとってなくてはならない重要な役割を担っています。しかし、それぞれの施設が抱えている問題は大きく、市の長期的、計画的なまちづくりが欠かせません。そのような中で公募に応募したのは非営利活動法人たきかわホールのみであることから、企業にとって利益を出すことが難しいことが推定されます。指定管理者が安定運営していくためには、市の方針に対し、以下の3点の意見を述べて討論としたいと思います。

第1に、たきかわホールは、駅前再開発ビルと事実上運命共同体であるという点です。東町への商業一極化がますます進む中で、再開発ビルの売り上げは大きな影響を受けていることは間違いありません。このような中で、バイパス沿いの農業振興地域を除外すれば、たきかわホール、「く・る・る」、「とんとん」などに毎年約3,000万、街なか居住に2,500万円などの中心市街地活性化策を台なしにすることになります。5年間の指定管理代行を成功させるために、バイパス沿いの農業振興地域を除外すべきではありません。第2に、補助金があと1年で終了する「く・る・る」、「とんとん」の事業の継続をどのようにするかについては、駅前再開発ビルの経営に大きな影響があり、早い段階から市民的議論を行うことを求めます。第3に、文化センターは、計画修繕に加え、トイレやエレベーターなどバリアフリーの市民要望にどうこたえるのか。また、耐震補強はいつ行うかなどの課題を抱えています。これらの実現に向けての計画づくりも早期に行うことを求め、討論とします。

○議 長 ほかに討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は可決されました。

◎日程第19 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について（市民会館・郷土館分館華月館）

○議長 日程第19、議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について（市民会館・郷土館分館華月館）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第13号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市民会館及び滝川市郷土館分館華月館であります。指定管理者となるべき団体は、中央ビルメンテナンス株式会社空知支店、常務取締役支店長、御園生靖雄であります。指定期間は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間であります。

続きまして、選定経過についてご説明申し上げますので、参考資料をお開き願います。①の募集及び選定の経過、さらに申請団体数、選定審査の方法、選定方式については、記載のとおりであります。5の選定の理由でございますが、指定管理者候補者審査・選定基準に基づいて総合点数方式により評価した結果、総得点数が選定基準点数を上回ったためであります。なお、6の選定された団体が主に評価された点でございますが、（1）にありますとおり管理業務の実績、経営の安定性についての評価、（2）にありますとおり関連企業との連携による利用増加策、人事交流によるノウハウの蓄積等への期待が持てること、また（3）にありますとおり施設が持つ潜在的な能力に対する認識が高く、今後の利用拡大の可能性について期待できるという点で評価をしたところであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は可決されました。

◎日程第20 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について（中高年齢労働者福祉センターサンライフ滝川）

○議長 日程第20、議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について（中高年齢労働者福祉センターサンライフ滝川）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第14号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を受けて公の施設の指定管理者の指定を行うもので、管理を行わせる施設は、滝川中高年齢労働者福祉センターサンライフ滝川でございます。指定管理者となるべき団体につきましては、社団法人滝川砂川広域シルバー人材センターで、所在地、代表者については記載のとおりでございます。指定期間につきましては、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間であります。

次に、選定経過についてご説明申し上げますので、次のページの参考資料をごらんいただきたいと思います。募集及び選定の経過、申請団体数、選定審査の方法、選定方式につきましては、記載のとおりでございます。5の選定の理由は、指定管理者候補者審査・選定基準に基づき、総合点数方式により評価した結果、総得点数が選定基準点数を上回ったためでございます。なお、6の選定された団体が主に評価された点では、（1）から（3）まで記載のとおりであります。特に（1）にありますように19年にわたる管理運営実績とノウハウの蓄積について高く評価しているところでございます。

以上、議案第14号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありますか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は可決されました。

◎日程第２１ 議案第１５号 公の施設の指定管理者の指定について（農村環境改善センター・郷土館分館屯田兵屋）

○議長 日程第２１、議案第１５号 公の施設の指定管理者の指定について（農村環境改善センター・郷土館分館屯田兵屋）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第１５号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市農村環境改善センター及び滝川市郷土館分館屯田兵屋であります。指定管理者となるべき団体は、株式会社山一工業、代表取締役は山腋一範であります。指定期間は、平成１９年４月１日から平成２２年３月３１日までの３年間であります。

次に、選定経過についてご説明しますので、参考資料をお開き願います。１の募集及び選定の経過、２の申請団体数、３の選定審査の方法、４の選定方式、５の選定の理由については、記載のとおりでございます。次に、６の評価された点でございますが、指定管理者制度に対する深い理解と改善の視点を持ち、特に江部乙地区に対する強い思いと改善センターを拠点に地域に貢献したいという強い意欲等々が評価されたところでございます。

以上を申し上げまして、議案第１５号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。清水議員。

○清水議員 ２点お伺いします。

まず、１点目は、先ほどと同じように予定価格、落札価格、１７年度決算あるいは３年間平均などで収入と支出について、また支出については職員費の案分部分についても示してください。

２点目は、山一工業さんは設備や建設工事もできる会社です。滝川市に指名願を出している会社ですが、今後指定管理者になった場合に改善センターのいろんな、市が負担する２０万以上かかる部分、これについては指定管理者を優先して、今まで例えば指名競争入札にしていたところを随契にするとか、そういったようなことを考えているのか、それともそれはそれ、従来どおりとするのか、それについてのお考えを伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ただいまのご質疑の１点目につきましては、１８年度の予算費ベースでお答え申し上げます。平成１８年の人件費部分については４５０万ほど、平成１８年の物件費、これは１，０６０万ほどでございます。それで、収入の方なのですが、１２０万ほどでございます。したがって、超過負担については平成１８年は１，３９０万ほどでございます。これについては、指定管理に移行することによりまして、上限額１，２００万ほどにしておりますので、その差額が削減

額につながると考えてございます。

それと、２点目の修繕の関係です。これにつきましては、そういう考慮は考えてございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今落札金額のご答弁がなかったので、予定価格は１，２００万ということが出されましたが、落札金額をお伺いすると、今のご答弁では指定管理者制度の指定管理者が幾らその施設についてよく知り得ていたにしても、改修工事等については特別扱いはしないということで確認をしてよろしいでしょうか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 １点目の契約予定といえますか、その金額については１，２２７万ほどでございます。それと、修繕の関係については、基本的に指定管理者がやるべき部分と、それから行政が公の施設の立場で考える修繕と分けて、それはきちっと公正な考え方で進めてまいりたいと考えております。

○議 長 ほかにありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。渡辺議員。

○渡辺議員 議案第１５号 公の施設の指定管理者の指定について賛成の立場であります。若干の意見を付しておきたいと思うわけであり。それは、(２)、滝川市郷土館分館屯田兵屋につきまして若干申し上げておきたいと思っております。この屯田兵屋は、歴史的な史料が大変多くて、農機具とか民具、そういう開拓時代の生活史料がたくさんあるわけであり。国が国宝ということであれば、滝川市の宝と言えるのではないかなと思うわけであり。ところで、この指定管理者が市外の方である。立派な業者であろうと思うわけであり。入館料の少ない中、市外の業者が引き受けていただいて大変ありがたいことではあるが、しかし指定期間が終わって契約が終わった段階で、国宝クラス、市の宝クラスの史料がちょっと散逸してあるとか、あるいは紛失したとか、そういうおそれが絶対ないように、この史料管理を指定管理者にしっかりとチェックする、こういうことを怠ると後で大変なことになると思うわけであり。この要望をしておきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長 ほかに討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第１５号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は可決されました。

◎日程第22 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について（丸加高原健康の郷）

○議長 日程第22、議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について（丸加高原健康の郷）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第16号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を受けて公の施設の指定管理者の指定を行うもので、管理を行わせる施設は、滝川市丸加高原健康の郷でございます。指定管理者となるべき団体につきましては、ベルックス・グリーンハウスグループで、所在地、代表者等については記載のとおりでございます。指定期間につきましては、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間とするものであります。

次に、選定経過についてご説明申し上げますので、次のページの参考資料をごらんいただきたいと思います。募集及び選定の経過等については、記載のとおりでございます。5の選定の理由は、指定管理者候補者審査・選定基準に基づき、総合点数方式により評価した結果、最も総得点数が高かったためでございます。なお、6の選定された団体が主に評価された点では、（1）から裏面の（6）まで記載のとおりでございますけれども、特に（1）にありますように全国規模で展開しているノウハウ、（4）に記載してございます調理師の配置による食の向上に伴う利用拡大などを高く評価したところでございます。

以上、議案第16号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。中田議員。

○中田議員 二、三点質疑させていただきます。

まず、3番の選定審査の方法の中の（2）、事前審査書類等審査とあります、その等の部分であります。全国的な企業ということでありましたが、この企業については専門は食品を提供する会社でないかという私の認識であります。等という部分で、事前審査というか、視察というか、そういうことについては行った実績があるかということでありまして、それはなぜかといいますと、丸加高原につきましては高原全体の事業の中で施設が高収入を上げるということでありまして、施設がよくなったからといって客の入り込みが多いというふうには決して考えられないわけでありまして、この辺の考え、観光施設をこの会社が運営したことがあるのか、その実績について伺いをいたします。

それと、関連するわけではありますが、先ほどからも出ております自主事業という面ではその実績

があるのか、もしなければ具体的な提案があるのか、その辺の評価をどうしたのか、その辺についてお伺いしたいと思っております。

○議長 経済部長。

○経済部長 ただいまの中田議員さんのご質疑でございますけれども、今回指定管理者となるべき団体につきましてはベルックスという会社とグリーンハウスという会社のジョイントベンチャーでございます。ベルックスにつきましては、総合メンテナンス業、これは札幌が本社でございますけれども、あと警備業務等が中心で、年間の売上高につきましては72億円ということでございます。一方グリーンハウスにつきましては、これは東京の会社でございますけれども、配食サービスですとか、ホテル、旅館の経営受託等の実績がございます。年商967億円というような大きな会社でございまして、これらについては観光施設の経営ノウハウを持った実績のある会社というふうに考えてございます。

選定審査の方法の（２）の事前書類等につきましては、こうした実績等も事前に選定委員がいただく中で、厳正に審査をさせていただいたという結果でございます。

以上でございます。

（何事か言う声あり）

○経済部長 済みません。一つ答弁忘れてございます。自主事業の関係についても、それぞれの事前申請書類の中に記載してございまして、それらについては具現化を期待できるということで判断しております。

○議長 長 中田議員。

○中田議員 具体化できるということにつきましては、例えば例を挙げて説明をいただくということとはできないのでしょうか。

それと、いつも思うのでありますが、今まで市でやっていた関係で、市の事業との関連、もちろんこの中の営業努力は認めますけれども、やはり市の関連がなければ入り込みが少ないと思うのです。そういう意味で、こちらに任せることによって市の方の関連が少し薄くというか、重要視されない中で、ただ施設だけは運営するという形になってしまったら困るものですから、その辺の関係と、あと市内の業者との連携ですとか、ネットワークですとか、そういう関係について何か具体的な提案がありましたら、お知らせください。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 具体的な自主事業については、いろいろ出てきたわけですが、今までの実績からいって、後からも関連しますけれども、地元食材を使いたいとか、記載してございますように調理師を配置するとか、そういったもの。あるいは、そらぷちキッズキャンプとの関連を大切にしたいとか、そういったものが出てきております。今後十分市と協議をする中で、地元との連携、地域との連携というものを協議して、協定の中なりに入れ込むような形になろうかというふうに考えております。

○議長 長 市内業者は。

○経済部長 市内業者というのは、これまでの取引関係がございますので、それらについても要望

してまいりたいというふうに思っております。

○議長 長 中田議員。

○中田議員 最後に、1点だけ。先ほど実績の中でホテルの会食というか、レストランを賄っているということでもありますけれども、ホテルにもいろいろございまして、都市ホテルですと都市ホテル自体の立地の魅力だとか、もちろん施設の魅力も入りますけれども、その中での客入りだと思うのです。特にこの場所は、観光も半分、人口も過疎の中でのこういう施設でありますから、自然は残っているにしても、観光を守り立てていくという部分では、ベルックスさんが観光の部分でどのような施設の中に入って、観光を盛り上げているというような事例があるのか、それだけ。なければ結構です。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 類似の観光施設の実績でございますけれども、道内では国立大雪青年の家ですとか、あと歌登の健康回復村、グリーンパークホテル等もございますし、あと札幌市で経営している天神山国際ハウス、これもホテル形式でございますけれども、それらについて受託実績がございます。

（「北海道ではですね」という声あり）

○経済部長 あと、東京、埼玉、九州宮崎、三重、全国的に受託実績を持っております。

（「ブランド名で出ていませんか」という声あり）

○経済部長 ブランド。

（「例えばホテルへ入っているとしたら、レストランのチェーン名というか、会社名じゃなくて」という声あり）

○経済部長 例えば埼玉県の大蔵野あじさい館では、フロント部門とレストラン部門を受託しているとか、ちょっと名称まではないのですけれども。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 まず、先ほどからお聞きしていますけれども、予定金額、落札金額、収入支出と、支出の中では人件費を特に入れてお答えをいただきたいと思います。

2点目は、この施設は現在嘱託6人、臨時9人という大勢を直接雇用しているところなのですが、これが今後協定書がつくられていくというふうに思うのですが、どのような話がプレゼンテーション等で出されているのかについて伺います。

3点目は、パークゴルフ、体験学習等、無料の講座、無料だけではないですね、低料金の講座、これまでやっているものが市の職員がそこにいなくなることで、考え方として社会教育的なもの、そういう考え方が薄まっていくと、先ほど中田議員の質疑の中で市の施設としての考え方が、職員のかかわりが薄まっていくおそれはないのかということがございましたが、私もそういう点を危惧をするのですが、こういったことについてどういうふうに維持をしていくか確認をしたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 まず、18年の予算費ベースでお答えしたいと思いますけれども、18年の予算費でまず人件費でございますけれども、5,010万円でございます。それから、物件費が5,160

万円。合計で1億170万円でございますけれども、収入の合計が6,578万円ということでございます。それで、今後指定管理者ということになりますけれども、そこでの削減額につきましてはおよそ1,270万円の削減ということで試算してございます。

それから、今実際に職員が嘱託職員6名おります。そのほかに臨時の職員もおりますけれども、基本的には今後地元採用ということについては配慮いただくことになってございます。

それから、自主事業関連でございますけれども、これまでアイスクリームですとかいろいろ嘱託職員が自主事業を展開したわけですが、それらに加えて、例えば手づくり飛行機ですとか、手づくりだこ、こういう景勝地ならではの取り組みですとか、あるいは江部乙のリンゴを使ったアップルパイですとかプリン類、そういったものの食の自主事業ということも展開していきたいというようなプレゼン内容でございます。

以上でございます。

(何事か言う声あり)

○経済部長 今2名の職員がいるわけですが、それらが抜けた後については、先ほど申し上げましたように今後ベルックス・グリーンハウスグループと協議をして、それらについてはこれまでの事業を先細りさせるようなことのないように協議をしてまいりたいというふうに考えております。基本的に相当の実績がある会社ですので、先細りですとか、そういったものはないというふうに考えております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 1,270万円の削減ということでした。差額が約3,600万円なので、落札金額は二千三百数十万程度かなというふうに思いますが、予定価格と落札価格もお示しをいただきたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 予定価格、管理代行負担金の上限額でございますけれども、2,488万3,000円でございます。指定管理公募者の提示額については、それ以内ということでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 先ほどまでも答弁いただいているので、落札価格を提示していただきたいというのと、もう一点は1,270万円の削減のうち、物件費というのはなかなか落ちないものだというふうに思うのです。そうすると約5,000万の人件費の中で削減されると、単純に考えたら5,010万円が3,700万程度と。人数は、これもなかなか減らすことができないということで、嘱託、臨時の方々の給与単価がかなり下げられるのかなというふうに考えているのですが、地元採用に配慮するようなことは協定に盛り込まれるということですが、それでは賃金等についてはどのような協定になるのか伺います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 今回の指定管理者の提示額でございますけれども、2,450万円。それから、物件費の関係の削減といたしまして、プレゼンの中では物件費関係については例えば自社の得意とする保守管理、清掃管理ですとか、そういったものを大きく削減するというようなことから、それぞれ

高い目標値で設定されております。収入の部分についてもある程度目標値を高く掲げておりますし、削減についても大きく削減して運営していきたいというような内容でございます。

以上でございます。

(「給与についてはうたわれない」という声あり)

○経済部長 基本的に先ほど申し上げましたように地元採用と、今働いている方を中心に地元採用ということになりますけれども、現状と同人数を配置したいということでございます。ただ、最賃等の関連もございますので、人件費についてはまだ未定でございます。

以上でございます。

○議 長 ほかにありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表し、議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について可とする立場で討論を行います。

全体的な社会教育水準、また地元採用等については、評価できるものです。ただ、賃金については、指定管理者制度が今後福祉の分野等にも大きく広がっていく中で、滝川の賃金自体がそもそも全国の中で低い水準にある中でさらに下がらないように協定書などに盛り込むことについての努力を求めて、討論いたします。

○議 長 ほかに討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は可決されました。

休憩をいたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時46分

○議 長 それでは、会議を再開いたします。

◎日程第23 議案第17号 中空知広域市町村圏組合規約の変更について

○議 長 日程第23、議案第17号 中空知広域市町村圏組合規約の変更についてを議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第17号 中空知広域市町村圏組合規約の変更についてにつきましてご説明いたします。

この改正は、平成18年6月7日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う助役制度、収入役制度、吏員制度に関する制度改正に伴う改正であります。

参考資料により説明させていただきますので、新旧対照表をお開き願います。第10条の改正は、組合のその他の執行機関として収入役に関する条でありましたが、組合の会計管理者に関する条とし、「収入役」を「会計管理者」に改めるとともに、第2項において、その選任方法を組合議会の同意を得る方式から組合長が任免する方式に改め、また第3項として収入役の任期に関する規定がありましたので、これを削りたいとする改正であります。

第11条の改正は、組合の事務局に関する規定であります。地方自治法上、吏員制度が廃止されたことから、第3項中にあります「吏員その他の」の文言を削ることとするための改正であります。

附則につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の当該部分の施行期日であります平成19年4月1日から施行したいとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は可決されました。

◎日程第24 議案第18号 中空知衛生施設組合規約の変更について

○議長 長 日程第24、議案第18号 中空知衛生施設組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第１８号 中空知衛生施設組合規約の変更についてご説明申し上げます。

この改正は、平成１８年６月７日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う助役制度、収入役制度、吏員制度に関する制度改正に伴う改正であります。

参考資料により説明させていただきますので、新旧対照表をお開き願います。第９条の執行機関の組織及び選任の方法では、役職名を「助役」を「副組合長」に、「収入役」を「会計管理者」に改正し、同条第３項で副組合長は組合議会の同意を得て選任することとし、第４項で会計管理者は組合長が任免する規定を新たに加えたいとするものであります。

第１０条では、組合長及び副組合長の任期に改め、第３項では「吏員」を「職員」に改め、所要の条文整備を行いたいとするものでございます。

第１１条も吏員を職員に改めたいとするものでございます。

なお、附則につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の当該部分の施行期日であります平成１９年４月１日から施行したいとするものでございます。

以上を申し上げます、議案第１８号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第１８号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第１８号は可決されました。

◎日程第２５ 議案第１９号 空知教育センター組合規約の変更について

○議長 長 日程第２５、議案第１９号 空知教育センター組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第１９号 空知教育センター組合規約の変更についてご説明いたします。

この改正は、平成18年6月7日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う助役制度、収入役制度に関する制度改正に伴う改正であります。

参考資料により説明させていただきますので、新旧対照表をお開き願います。第11条の改正は、補助機関の組織及び選任の方法としての助役及び収入役に関する条でありましたが、「助役」を「副組合長」とし、「収入役」を「会計管理者」に改めるとともに、第2項において副組合長の選任方法は組合議会の同意を得ることとし、第3項において会計管理者の選任方法を組合議会の同意を得る方式から組合長が任免する方式に改めたいとする改正であります。

また、第12条の改正は、収入役の任期に関する規定がありましたので、これを削りたいとする改正であります。

附則につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の当該部分の施行期日であります平成19年4月1日から施行したいとするものであります。

以上で議案第19号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は可決されました。

◎日程第26 議案第20号 中空知広域水道企業団規約の変更について

○議長 長 日程第26、議案第20号 中空知広域水道企業団規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第20号 中空知広域水道企業団規約の変更についてご説明申し上げます。

この改正は、平成18年6月7日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う助役制度並びに吏員制度に関する制度改正に伴う改正でございます。

参考資料で説明させていただきますので、新旧対照表をお開きください。第9条の2第2項中

「助役」を「副市町長」に改め、第１０条第１項中「吏員その他の」の文言を削ることとするための改正でございます。

附則につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の当該部分の施行期日であります平成１９年４月１日から施行したいとするものであります。

以上をもちまして、議案第２０号の説明を終わらせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第２０号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第２０号は可決されました。

◎日程第２７ 議案第２１号 石狩川流域下水道組合規約の変更について

○議長 長 日程第２７、議案第２１号 石狩川流域下水道組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第２１号 石狩川流域下水道組合規約の変更についてご説明申し上げます。

この改正は、平成１８年６月７日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う助役制度、収入役制度、吏員制度に関する制度改正に伴う改正でございます。

参考資料で説明させていただきますので、新旧対照表をお開きいただきたいと思います。初めに、第９条第１項中「助役」を「副組合長」に、「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第３項中「助役及び収入役」は「副組合長」に、「助役及び収入役の」を「副市町長の」に改め、同条に次の１項を加えたいとするものであります。

４、会計管理者は、関係市町の会計管理者のうちから、組合長が任免する。

第１０条の見出しを組合長及び副組合長の任期に改め、同条中「組合長、助役及び収入役」を「組合長及び副組合長」に、「の長、助役及び収入役」を「の長及び副市町長」に改め、第１１条第１項中「吏員及びその他の」の文言を削ることとするための改正でございます。

附則につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の当該部分の施行期日であります平成19年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上をもちまして、議案第21号の説明を終わらせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は可決されました。

◎日程第28 議案第22号 滝川地区広域消防事務組合規約の変更について

○議長 長 日程第28、議案第22号 滝川地区広域消防事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第22号 滝川地区広域消防事務組合規約の変更についてご説明いたします。

この改正は、平成18年6月7日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う助役制度、収入役制度、吏員制度に関する制度改正に伴う改正であります。

参考資料によりご説明させていただきますので、新旧対照表をお開き願います。第8条の改正は、第1項において「収入役」とあるところを「会計管理者」に改めるとともに、第4項において、その選任方法を組合議会の同意を得る方式から組合長が任命する方式に改めたいとするものであります。これは、特別職である収入役制度が一般職の職員である会計管理者に変更となることに伴う改正であります。

第9条の改正は、特別職の任期に関する規定であります。この規定から収入役に関する部分を削りたいとするものであります。

第10条の改正は、補助職員に関する規定であります。地方自治法上、事務吏員と技術吏員の区分を廃止し、一律に職員とすることとされたことに伴う改正であります。

附則につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の当該部分の施行期日であります平成1

9年4月1日から施行したいとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は可決されました。

◎日程第29 議案第23号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置について

○議長 長 日程第29、議案第23号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第23号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置についてご説明申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年6月に公布されましたが、このことにより老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改められ、75歳以上の方を対象として、すべての市町村が12月の議会において北海道後期高齢者医療広域連合規約の議決をいただき、北海道後期高齢者医療広域連合を設置したいとするものでございます。なお、来年早々に北海道知事に対して設立許可申請を行い、その許可日をもって設立とする予定でございます。

規約につきましては、別紙のとおりでございますが、規約は20条から成り、第2条で、広域連合は、北海道内のすべての市町村をもって組織するとなっており、6ページ中の別表第1におきまして市町村の行う事務が定められてございます。

以上を申し上げまして、議案第23号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。酒井議員。

○酒井議員 それでは、私の方から後期高齢者医療制度について質疑をしたいと思います。

この後期高齢者医療制度につきましては、75歳以上の後期高齢者をこれまでの国民健康保険などから切り離し、新たな保険医療制度として導入されるものであります。そこで、何点かお伺いいたします。

この制度といたしまして、医療給付がふえれば後期高齢者の保険料の値上げにつながることも、後期高齢者の負担を増大させ、受診抑制を引き起こすことは必至だと言われております。政府は、持続可能な医療制度の維持のために必要だというふうに説明しておりますが、同様の認識であるのかどうかお伺いいたします。

2番目に、厚生労働省の試算では、保険料は全国平均で年間約7万4,000円、月額で6,200円の金額となるところであります。この保険料は年金から天引きされますが、介護保険料と合わせて、年額年金18万円以下の方、また年金額の半分を上回ってしまう方は普通徴収ということになるそうでございます。そこで、国民年金のみで生活している対象者がどのくらいいるのかお伺いいたします。

第3番目に、保険料については広域連合が決めることとなりますが、北海道の医療費の現状を反映いたしまして全国平均よりも高額に設定される可能性があるとの指摘があります。幾らを予想しているのかお伺いいたします。

第4番目に、脱退後の国保はどのようになるのかお伺いいたします。一般的に高齢者の方が収納率が高いなど、さまざまな要因がございますが、脱退することによって基本的に楽になるのかどうか、これについてお伺いいたします。

第5番目に、滝川から広域連合の議員は何名出るのかお伺いいたします。

第6番目に、別紙の北海道後期高齢者医療広域連合規約の中からお伺いいたします。7ページでございます。別表第2の(3)番目、保険料その他の納付金についてお伺いいたします。この中で、市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額とありますが、この基準はどのようになっているのかお伺いいたします。また、赤字が出た場合どこで補填をするようになるのか、これについてもあわせてお伺いいたします。

戻りまして、5ページ、第19条であります。広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てるとあります。それぞれ(1)から(4)まで示されておりますが、この割合はどのようになっているのかお伺いいたします。

以上であります。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 7点ほどご質疑いただいたと思いますが、1点目の政府のこの制度、これに対して同様の認識でいるのかというご質疑だったと思いますが、先ほど前段申し上げましたが、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、全道すべての市町村で構成しなければなりません。法で示しておりますのは、国民の高齢期における適切な医療確保、それから医療費の適正化、さらに保険者による健康診査等の実施に関する措置、こういうものを義務づけまして、国民の共同連帯の理念等に基づいて適切な医療の給付を行うための制度としております。また、自助と連帯の精神に基づいて、常に健康の保持、増進に努め、また高齢者の医療に要する費用を公平に負担するということ

から、この制度が平成20年からスタートすることになっておりますので、これに向けて準備をしていかなければならないというふうに考えてございます。

それから、2点目の国民年金のみで生活している方がどのくらいというようなご質疑だったと思うのですが、国民年金は65歳以上から一般的には受給されます。したがって、75歳と65歳ということでちょっと違いますけれども、65歳以上の方で平成17年度で、件数ですが、9,283件となっております。

それから、3番目の全国平均より北海道の医療費が高いので、保険料が高額にというようなご質疑だと思いますが、広域連合の設立準備委員会としましては北海道の試算に基づいたものを情報提供してもらっています。それによりますと、この試算によりますと年間約8万5,000円ぐらいだというふうな試算でございます。

それから、国保のその後はどうなるのかというようなご質疑だったかと思うのですが、老人保健制度から後期高齢者医療制度に変わりますので、メリット、デメリットというのですか、今の時点では実際ははっきりしたことは申し上げられないところでございます。高齢者医療制度の中では支援金という制度に移行しますし、その支援金の扱いが明らかになっていないとこの辺は何とも詳しいお話はできかねるところでございます。

それから、5番目の滝川から広域連合の議員は何名かということでございますが、これは全道で32名ということで、議員さんの選挙が行われるわけですので、これについて割り当てとか詳しいところはまだ伺っておりません。

それから、6番目の赤字補填、これは後期高齢者医療が……

(「基準の部分」と言う声あり)

○市民生活部長　こちらに記載してある負担金の内訳の基準ではなくて……

(何事か言う声あり)

○市民生活部長　保険料の軽減措置につきましては、低所得者にかかわる軽減措置でございますが、所得水準に応じて保険料を軽減することとされてございます。7割軽減、5割軽減、2割軽減の軽減措置がございます。また、これまで被用者保険に被扶養者として入っておりまして保険料を負担してこなかった方につきましては、激変緩和の観点から、後期高齢者医療制度に加入したときから2年間、保険料を半額にすることとされてございます。

○市民生活部長　もう一点ありましたか。

(「赤字が出た場合にどこが責任持つか」と言う声あり)

○市民生活部長　広域連合に移って、赤字が出た場合ということなのですが、これについては基本的には広域連合の財政リスクについては国と都道府県が共同して責任を果たす仕組みとなります。財政安定化基金ということで国、都道府県及び広域連合が3分の1ずつ拠出しまして基金を設置し、平成20年度から4年間で積み立てまして、被保険者の未納、給付の見込み違い等に対し貸し付け等を行うことになってございます。

以上でございます。

(何事か言う声あり)

○議長 長 答弁調整のため若干休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時18分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 記載されています市町村の負担金の方がよろしいかと思うのですが、事業収入というものにつきましては当面ございませんが、今後広域連合財産の賃貸収入等が想定されます。それから、国、道の負担という部分では、保険料の軽減に対する補填、それから医療給付等のかかわりについて国、道が負担する分となっておりますが、その数字的なものについてはまだ何も示されてございません。

以上でございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 では、幾つか再質疑をさせていただきたいと思うのですが、まず第1番目の質疑でございますけれども、認識について伺いたいわけでございますけれども、そのまんま市町村としてやらなければならないというようなご答弁だったと思うのですが、例えば制度上に幾らか問題があるので、その中で改善を要望しているとか、もしくはこのままで問題ないと思っていると、これが一番いい制度なのだと思っているというような、自治体としてどういった考えを持たれているのかということをお伺いしたい。先ほどは部長にご答弁いただきましたけれども、市長はこの制度についてどのように考えているのか、再度伺いたいと思います。

それから、第2番目について、65歳以上で件数が9,283件ということでありましたけれども、全体の割合の中で国民年金だけで暮らされている方がどれだけいらっしゃるのか、こうした数字つかんでいればお示し願いたいと思います。

それから、3番目の北海道では全国平均が年間約7万4,000円ということでございましたけれども、8万5,000円と1万1,000円近く高い推計がされているわけでございますけれども、この金額が低所得者に対する軽減措置など公費負担を含めたものかどうか。含めていないのであれば、その金額で示していただきたいというふうに思います。

それから、広域連合の議員についてでございますけれども、全道32名ということでございましたけれども、規約を見てもどういったものかというのがなかなかわからないわけです。例えば議会議員の部分は4ページに示されておりますけれども、関係市の議会の議長をもって組織する団体、恐らくこれは市議会議長会だと思うのですが、または関係市の議会の議員の定数の総数の80分の1、これを見ても何を示されているのかわからない。こういうものが先ほどのご説明の中でなかなかまだわからない部分があるのだというふうなものがありましたけれども、いつごろこうしたものが解明されるのかということが大事だと思うのです。それが示されないまま、参加することを先に決めてしまうというのは大きな問題ではないかと思うのですが、そうした時期がどの

くらいになるのか、実施が平成20年ということでございますけれども、そのぎりぎりになって決まるというようなことだったら非常に問題だと思うのですけれども、それについても伺いたい。それから、32名ということになりますと、滝川市でいきますと町村議会議員と町村長を外せば16人、この16で見るわけになりますから、一人も選ばれない可能性というのも十分あると思うのですけれども、そういう認識でよろしいのかどうか伺います。

それから、7番目の質疑でございますけれども、赤字が出た場合ということでお伺いしたところ、基本的には国と都道府県で基金が云々とありましたけれども、料金の値上げとかで対応するというふうに考えていたのですけれども、そういうことではなくて、料金値上げせずに基金で対応するというのが基本の考えなのかどうか、これについても改めて確認したいと思います。

それから、先ほどの8万5,000円と7万4,000円の話でもありましたけれども、もう既に北海道と他の都道府県との間には保険料でも差が出ていると。このことは、例えば医療費が少ない都府県や、またお金持ちの都府県、こうしたところと既に差が出るというふうな考え方ができると思うのですけれども、そういった考えでよろしいのかどうか伺いいたします。

それから、現在老人保健制度では資格証明書は発行していないと思われまますけれども、今回の後期高齢者医療制度は同様と認識してよろしいのかどうか伺いいたします。

それから最後に、広域連合の議員についてですけれども、仮に選ばれないということになれば、例えば料金について問題であるとかということについて仮に滝川市で思ったとしても、そうしたものを届けるという手段がなかなか難しくなるのかなと思うのですけれども、どうやってそういった市民の声を届けていくのか、そうした方策についてお考えがあれば伺いいたします。

以上です。

○議長 市長。

○市長 後期高齢者医療は、これから大きな問題になっていくということが明らかに想定されているだけに、この制度がスタートしていくということはまず一步前進だというふうに思っています。具体的に制度設計されて、スタートされて、その中でさまざま制度改善されていく面はあるであります。そういう面は、やっぱり問題があれば積極的に改善をしていくべきだというふうに思いますし、国民健康保険の方にいろんな問題が生じてくるということであれば、それはしっかりと問題解決しなくてはならないと。地方自治体あるいは被保険者に過大な負担がかかっていくような制度設計であってはならないというふうに思っているところでありますが、しかし片方では使う医療費との関係も正常化していかななくてはならないという点について、これから具体的に制度設計がされるでありましょうし、時代の変遷に応じた要請というのは私どももしっかり伝えていく必要があるというふうに思っております。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 2点目の65歳以上の年金の受給者、それから75歳以上でどのくらいの割合かというご質問なのですが、これについては具体的にそういう数字はつかんでございません。

それから、3番目の道の試算は低所得者負担軽減後の額なのかということについては、その以前の額でございます。

それから、これからのスケジュールのことだろうと思うのですが、これについては道の方に申請して、許可が出た日にちに設立ということになります。それから、議員さんですとかの選挙が来年の2月ぐらいに一応予定では行われることになってございます。一人も選ばれない可能性ということについては、今のところ何とも申し上げることはできません。

それから、赤字が出た場合、保険料の値上げもあり得るかというようなお話だと思いますが、これについては基本的には国と道の負担でということなのですが、値上げもあり得るというようなことで聞いてございます。

それから、北海道と他府県で保険料の試算、差が出るのかということでございますが、北海道は1人当たりの医療費が一番高い地域でございますので、国の試算では約7万4,000円ですが、道は8万4,000円の試算。ですから、これは都道府県によって差が出てくるということになると思います。

それから、資格証明書等の発行の関係ですが、これについてはこの制度に移行してもそういう扱いというのは出てくることになっております。

それから、議員さんが選ばれなかった場合の方策ということなのですが、これについては今ご質疑の趣旨がちょっとあれなのですが、まだそれについてどうお答えしていいのかという部分がちょっとございますが、この辺は明らかになった時点ですぐお知らせ申し上げたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 8万5,000円を含んだ額では幾らになっているのかお伺いしたのですが、これを再度お伺いします。

それから、現在老人保健制度では資格証明書というものが実際に発行されていないわけなのです。それが先ほどのご答弁では今回のもので現在の制度が継続されるというふうに受け取れたのですが、道の広域連合の準備会の方でそうした滞納などが起こった場合には資格証明書は発行しないというふうになっているのかどうか、そうした根拠を示していただきたいと思います。

以上です。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 先ほどの年間約8万5,000円という試算については、軽減の措置が入っていない数字でございます。

(「後の数字を教えてくださいと質疑したの、入った後幾ら」と言う声あり)

○市民生活部長 これについては、まだそういう情報は入ってきておりませんので、まだ試算段階です。

それと、もう一点は資格証の関係ですが、被保険者間の負担の公平化を図るという観点、そういう観点で国保と同様に有効期限の短い被保険者証、短期証を発行するという予定になっております。また、滞納発生後1年を経過した滞納者の方に対しては、特別の事情がない限り、国保同様保険証の返還を求め、資格証明書の交付を行うこととしてございます。後期高齢者医療制度の中でも短期

証、それから資格証、そういう制度というふうに聞いてございますので、それに向けてまた関係事務等も出てくると思っています。

以上です。

（「先ほどの答弁では同様というような感じで受け取れたんですけども、それは違うということではよろしいんですね」と言う声あり）

○市民生活部長 資格証明書は……

（「今まではされていないんですけども、これからはされる可能性があるということの認識ではよろしいんですか」と言う声あり）

○市民生活部長 今ほかの保険に入ってますか。

（「老人保健制度の中では今は発行されていないと思うんですけども」と言う声あり）

○市民生活部長 後期高齢者に移りますと、国保と同様の短期証、資格証の扱いを受けることになります。

（「質疑のとらえ方がちょっとあれなんですけども、今の75歳以上の後期高齢者は老人保健制度に入っていますよね、その中で例えば資格証明書などが発行されたという事例はあるんですか」と言う声あり）

○市民生活部長 これから平成20年からスタートする後期高齢者の……

（「いやいや、今までの制度の中では……」と言う声あり）

（「議長、整理してちょうだい、部長答弁整理して」と言う声あり）

○議長 部長は質疑者の内容を把握していないので、酒井議員、もう少し端的にわかりやすく部長に。

○酒井議員 今まで老人保健制度の中では、滝川市の中で75歳以上の後期高齢者の方に関しては滞納などが生じた場合にでも資格証明書の発行などは行っていないというのを僕は確認しているのです。それが今回広域連合に加入することによって、他の自治体などと同様に短期保険証、また資格証明書などが発行される可能性があるというふうにお伺いしたのですけれども、そういった認識でよろしいのかどうか。

○市民生活部長 はい、そうです。現在老健の対象者については、資格証明書の発行は対象外とされております。後期高齢者医療制度に移行しますと、先ほど申し上げましたように短期証ですとか資格証の扱いを受けるということになります。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 酒井議員の質疑でもはっきりしなかった部分についてお伺いしたいと思います。まず、提案されている規約によると、広域連合議会議員は32人ということで、自治体数130を大きく下回る人数になっておりますが、こういう議員数や市と町村への配分などは何を基準として提案されているのか、国から示されている一定の規模的な案というものがあってのことなのかどうかをお伺いしたいと思います。

次に、広域連合議会というものが設置されるわけですけども、提案されている人数で言えば3

2人ということであり、180の自治体を賄えるようなものではないわけで、こうした議会の内容を各自治体へ報告する仕組みや、あるいは自治体の意思または住民の意思の反映の仕組みはどのように検討されているのか。また、被保険者である後期高齢者、75歳以上のお年寄りの方たちの意思反映の仕組みというものも広域連合の中でこういった形で反映されようとしているのか、そういう仕組みの検討はされているのか伺いたいと思います。

酒井議員の質疑でもあったのですが、最後に部長がご答弁されましたので、改めて伺いしておきますが、保険料は2年に1度改正される予定というふうに聞いているのですが、医療給付費が総額でどんどんふえることが予想されているわけで、その全体に占める保険料、医療給付費の何パーセントを保険料として徴収するというふうになっているわけですから、医療給付費がどんどん上がれば、当然お年寄りがふえるということはあるのですが、保険料が上がっていくというふうに確認しておいていいのかどうか伺いたいというふうに思います。

以上です。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 1番目の広域連合議会議員の32人という部分のご質疑でございますけれども、これについては32人という部分については北海道における75歳以上の高齢者の人口、これは平成17年度末現在なのですが、54万8,000人で、制度が施行される平成20年度には60万3,000人程度になると推計されてございます。後期高齢者医療広域連合は、主に75歳以上の高齢者を対象としての医療の給付等を行うものですので、高齢者人口推計に基づいて北海道内の全域にまたがる広域連合でありますことから、都道府県における議会の議員の定数の例を参考として適切な規模を算定するという考えになってございます。このため、75歳以上の高齢者人口に比べて、地方自治法の第90条第2項第1号に定められている人口75万人未満の都道府県議会の定数の上限の40人、これを参考として設定することとしてございます。平成20年度の高齢者人口推計の60万3,000人は、先ほどの人口75万人の約80パーセントになりますことから、40人の80パーセントということで30人という数字になったということでございます。

それから、広域連合のいろんな仕組み、制度に対して住民なり自治体の意見はどう反映されるのかというご質疑だと思いますが、これにつきましては住民から直接選挙で選出され、そして地域の実情、住民の意見を十分に把握している市町村長及び市町村議会議員で構成する広域連合議会において住民の意見も反映することができるということでございますが、今後運営協議会の設置、それから地域ブロック別の意見交換会等の実施など、さらに住民の意見が十分反映されるような仕組みを今後検討していくこととなってございます。

今のを2番目と3番目のお答えとさせていただきますが、4番目の保険料が上がると確認してよいのかということにつきましては基本的にはそのとおり上がっていくものと考えてございます。

以上でございます。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、1番目の議員の定数の考え方というのは北海道の考え方というわけではなくて、都道府県が全部こういった考え方に基づいて議員定数を決めていると、他の広域連合もこ

うというような考え方で決めているのだというふうに確認していいのかどうかということと、2と3に関連してなのですが、この議員数から考えて、すべての自治体の市町村長が出るわけではないのですよね。ですから、そういうところを考えたとしても、連合議会の内容が例えば運営協議会やブロック別の協議会と言ったのかな、そういうものが開かれたとして、これがだれを対象に開かれるのか、そういったことが明確にされていない。だから、自治体の議会にも報告が義務づけられていないということを確認していいのか、それとも32人の議員が一定のブロックを受け持って、その議会には報告するような義務を持つということも今後検討されるというふうに考えていいのか、その辺は全く白紙ですよということなのか、今の現状、考え方について改めてお伺いしたいと思います。

○市長 細かな制度設計は、これからだというふうに思います。ただ、特別地方公共団体です。一つの立派な人格を持つ地方公共団体でありますから、法律に基づいてルールによって運営されるということになります。したがって、連合長だったかな、市町村長の選挙によって選ばれていくわけです。選挙により選ばれていった連合長は、さまざまな問題があったときに道民からの要求をどういう形で提案していくのかというのは連合長の責任においてやらなくてはいけないことです。あるいは、議員さんは、これはどういう形になるか、恐らく可能性としては、それぞれの組織がありますから、組織から選考されていくのでないかなと想像されますけれども、そういう場合には、全道市長会でありますとか、全道議長会でありますとか、そういうところの意見反映は間接的にされていくわけです。ですから、こういう特別地方公共団体の運営というのはなかなか難しい面がありますけれども、私どもとしては根っこにある被保険者の意向が十分伝わっていくと、しかし意思決定は特別地方公共団体の中でしっかり議論して意思決定していただくと、そういう仕組みは組織を通じて反映していきたいというふうに思っております。

○議長 ほかにありますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありますか。酒井議員。

○酒井議員 私は、日本共産党を代表しまして、議案第23号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置についてを否とする立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、小泉内閣時の医療制度改革の一環として国民健康保険などから75歳以上の後期高齢者を切り離し、新たな保険医療制度として導入されるものです。現行の高齢者に関する医療制度は、1983年度に創設された老人保健制度でしたが、この制度も年々改悪され、高齢者の負担が増大されてきていました。この制度には大きな問題点があります。第1に、後期高齢者の負担がふえることであります。75歳以上のすべての人は、この後期高齢者制度の医療保険に加入が強制されます。そのため、現在子供さんたちの国保や健康保険の家族になっている方もすべて、この医療保険に加入させられ、現行では保険料を徴収されていない方も保険料を徴収されることになります。しかも、この保険料は、年金から天引きされることになっています。国民年金の平均は

4万程度であります、この中で何とかして生活している、こういったお年寄りからもさらに天引きする大変な問題であります。さらに、保険料は後期高齢者の医療費がふえるために、保険料の値上げを行うか医療内容の切り下げを行うか、こういった選択を迫られるわけであります。このため、負担増に伴う受診抑制が広がる危険性があります。第2に、高齢者の健康を脅かす制度となっており、保険料を滞納した場合、現在の老人保健制度では資格証明書の発行対象にはなっていませんが、今回の後期高齢者医療制度より短期保険証、資格証明書の発行ができるようになります。75歳以上のお年寄りの保険証を取り上げ、保険給付も一時差しとめが可能となることの意味は重大です。第3に、市民の声が届きづらい制度ということでもあります。北海道を一つとする広域連合とすることで、全道でわずか32人しか議員はいません。この滝川市から議員は多くても1人出るか、もしくは出ない可能性すらあります。こうした中で、どうやって市民の声を届けるのでしょうか。国会で決まったからといって、こういった問題を解決していないまま広域連合に参加することについては、全く賛成できるものではありません。

以上を申し上げて、日本共産党を代表しての討論いたします。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 私は、議案第23号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置についてを否とする立場で討論を行います。

北海道後期高齢者医療広域連合の設置は、地方自治法の規定によるもので、自治体の判断で不参加あるいは離脱をする裁量権は認められていません。しかし、第1に、後期高齢者医療制度は高齢者の医療給付費がふえると保険料の値上げにつながる仕組みとなっていることから、病気になっても受診を控えるといった医療抑制につながりかねず、結果として高齢者の健康と命に影響を与える危険性があること。第2に、国民健康保険制度では保険料の滞納者であっても老健法適用者の場合は一般の保険証の交付を受けていましたが、これが後期高齢者医療制度ではこうした措置はなくなり、滞納期間によって短期保険証や資格証明書が発行されます。高齢者の多くが何らかの病気を抱えている状況のもとで、資格証明書を発行することは受診抑制をさらに深刻なものにしかねないこと。第3に、後期高齢者すべてに保険料負担が課せられ、介護保険料と同様に年金受給者は年金から自動的に差し引かれる仕組みですが、その保険料額についても被保険者の声がどのように反映されるのかも明確でないこと。第4に、広域連合議会として各自治体議会への報告や議会や住民の意思反映のシステムについて明確にされていないこと。すなわち、後期高齢者医療制度が高齢者の命を脅かしかねない制度であること、また運営においても広域連合と各自治体との報告や意思反映において明確にされていないなどの問題があることから、議案を否とするものです。

○議長 長 ほかに討論ありますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第23号は可決されました。

◎日程第30 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議 長 日程第30、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明をさせていただきます。

滝川市に置かれております人権擁護委員、野地和英氏が平成19年3月31日で任期満了となりますことから、後任候補者として同氏を引き続き推薦をいたしたいというふうに考えております。人権擁護委員法第6条第3項の規定により意見を求めるために諮問をするものであります。

資料といたしまして、野地和英氏の略歴書をお手元にお届けしてございます。

推薦についてご了承を賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件については可と答申することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は可と答申することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、12月12日から12月17日までの6日間休会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、12月12日から12月17日までの6日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時54分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成18年第4回滝川市議会定例会（第8日目）

平成18年12月18日（月）

午前10時01分 開 議

午後 4時37分 延 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（20名）

1 番	山 腰 修 司 君	2 番	三 上 裕 久 君
3 番	久 保 幹 雄 君	5 番	石 田 昇 君
7 番	渡 辺 精 郎 君	8 番	窪之内 美知代 君
9 番	本 間 保 昭 君	10 番	大 累 泰 幸 君
11 番	田 中 敏 男 君	12 番	堀 田 建 司 君
13 番	谷 口 昭 君	14 番	山 木 昇 君
15 番	酒 井 隆 裕 君	16 番	清 水 雅 人 君
17 番	中 田 翼 君	18 番	田 村 勇 君
19 番	藪 内 英 之 君	20 番	井 上 正 雄 君
21 番	水 口 典 一 君	22 番	坂 下 薫 君

○欠席議員（1名）

4 番 大 谷 久美子 君

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	助 役	末 松 静 夫 君
監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君	理 事	谷田部 篤 君
総 務 部 長	高 橋 賢 司 君	市民生活部長	狩 野 道 彦 君
保 健 福 祉 部 長	居 林 俊 男 君	経 済 部 長	中 嶋 康 雄 君
経 済 部 参 事	江 上 充 明 君	建 設 部 長	岡 部 豊 君
教 育 部 長	小 田 真 人 君	教育部指導参事	早 瀬 公 平 君
教 育 部 参 事	大 竹 敏 章 君	教 育 部 参 事	佐 藤 好 昭 君
監 査 事 務 局 長	山 本 幹 夫 君	病院事務部長	東 照 明 君
秘 書 課 長	若 山 重 樹 君	総 務 課 長	伊 藤 克 之 君
企 画 課 長	舘 敏 弘 君	財 政 課 長	西 村 孝 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	飯 沼 清 孝 君	副 主 幹	中 川 祐 介 君
書 記	寺 嶋 悟 君	書 記	對 馬 美 穂 君

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、20名であります。

欠席の申し出は、大谷議員であります。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において本間議員、大畠議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、これより一般質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は、一問一答方式で30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようにご留意願います。

田中議員の発言を許します。田中議員。

○田中議員 おはようございます。傍聴の皆さん、足元の悪い中、早朝から大変ご苦労さまでございます。新政会の田中敏男でございます。通告質問の順に従いまして、市長、教育長職務代理者、関係所管部長様にはよろしくお願いを申し上げます。ただいま素晴らしいサンバのリズムを聞かせていただきまして、何か浮き浮きしながら、そういう気持ちで質問をしたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

◎1、市長の基本姿勢

1、次期の出馬について

2、平成19年度の予算編成方針の考え方

最初に、市長の基本姿勢であります。次期の市長選出馬についてということで質問させていただきます。市長あるいは私たち当選後は特に、国の三位一体改革が始まり、毎年厳しい予算の編成の中で、行政改革などいろいろな多大な課題を持ちながら職員、議会、市民とともに解決をしつつ、人一倍にご苦労があったと市長の心中を察します。市長の任期は、三位一体で地方交付税の減額、税源不足を生じることから、市政の基本的な方向については一人からみんなで進めるまちづくりを目標として、滝川市後期基本計画を作成され、この計画に基づき、市民参加のもとに今後の市政を推進していくなど、人の輝き、みんなで進めるまちづくりのために地域力による自主的な活動を重視され、ボランティア活動や町内活動、地域を基本としたコミュニティ活動に加えて、福祉、滝川市の市立病院の建てかえの基本的計画、設計の発注、学校教育、学校の建てかえに伴う小中学校の耐震強度の調査の実施、子育て、こども支援センター、花月児童センターの新設、環境、簡易舗装

の各地域の本舗装、あるいは公営住宅の新設、生涯学習では文化センターほか、各公民館、コミュニティ施設の指定管理者の制度化などを積極的に導入されたなど、市民が親しみ、利用促進を図るコミュニティ活動を重視されたこと、さらに厳しい中にも財政健全化を目指して新たな行政改革の課題に対応するための施策、そのために滝川市活力再生プラン、通称、タッグ計画などを着実に実行し、直面する課題への対応を実施し、滝川の未来へのまちづくりを推進する力量は、現時点ではこの状態を乗り越える、乗り越えるのは田村市長であると私は思っております。市長の後援会を支援する各団体が先般出馬の要請に来たということで、新聞報道等でもお聞きしておりますけれども、多くの滝川の市民は市長の再出馬を願っております。4年間の実績と人の輝くまちづくりの構築の仕上げるためにも、ぜひとも市長は次期出馬をすべきと考えます。素直に市長の心中をお聞かせください。

○議長 市長。

○市長 おはようございます。議会開会前に第2回の議場コンサートが開催されて、田中議員さんからも感想がありましたように、本当にいいなというふうに思いながら聞かせていただきました。滝川市の文化度の高さというものをあわせて感じさせていただいた次第であります。

田中議員さんの市長の基本姿勢ということに関してお答えをさせていただきたいというふうに思います。市民の皆さん方のご支援をいただきまして、市政を担当させていただいて3年8カ月が過ぎようとしております。市民の皆さんとともに議会のご理解をいただき、全力を傾注してきたつもりであります。このまちを再び財政再建団体にしない、そのために行財政改革を断行するとのお約束を申し上げてまいりました。市民の皆さん方のご協力をいただき、行財政改革は着実に進みつつあります。しかし、地方財政を取り巻く情勢は、一層厳しいものがあります。ある意味では、いまだ道半ばという感じがしないわけではありません。また、滝川新時代を築くためのプロジェクトも提案をさせていただいた。その仕事は着実に進みつつありますけれども、この足取りを確かなものにするのが私に与えられた責任であるとも考えております。残された任期、その行政執行に引き続き最善を尽くさせていただきますとともに、多くの難局が立ちふさがっているからこそ、再び皆さんのお力をいただき、すばらしい滝川の可能性をはっきりと形にする努力を、その最善の努力を引き続き尽くしたいというふうに強く考えているところでございます。改めて市民の皆さん方のご支援、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長 長 答弁終わりました。田中議員。

○田中議員 大変力強いご答弁をいただきまして、ありがとうございます。ぜひ来年に向けて健康に留意して、市長の持ち味を発揮できるように、なお一層よろしく願いたいと思います。

次に、同じく基本姿勢の中での平成19年度の予算編成方針の考え方です。19年度は統一地方選挙でありますから、今検討されている3月の予算は骨格予算と考えられますが、新聞等にも報道されておりましたが、けちけち精神を基本に事務事業の見直しを進めていくというようなコメントもありましたし、事務事業の見直しで6,000万円ですか、程度の削減をする予定であると、職員からのアイデアを募集して、その効果額の一部を担当部局の歳出の予算に反映できればと、そして歳入増加策も新たに取組むというようなことで報道されていましたが、この点も

う少し具体的にわかるとしたら、そのアイデアなど、どういうことで職員から募集をして、現時点でそれを進められるのか、この点につきまして市長にお尋ねいたします。

○議長 市長。

○市長 平成22年度までに安定的に黒字化を目指したいということで、平成17年度から活力再生プランの実行に入っているわけであります。平成19年度から22年度、この4年間でタッグ計画の中で2億3,000万円の削減計画を見込んでいるわけであります。ただ、今のところ、このままいくと1億3,000万円ぐらいのさらなる改革が求められる。それほど地方交付税あるいは地方税収が落ち込んでいるということであります。したがって、ご質問にありましたように19年度の予算編成上は6,000万円ほどのさらなる行政改革をやらなくてはいけないというふうに思っておりますが、19年度において活力再生プランを点検をいたしまして、見直すべきところはしっかり見直ししながら、平成22年度に終わった段階では安定的に黒字化を目指せる、そういう体制づくりを急がなくてはいけないというふうに思っております。

○議長 長 田中議員。

○田中議員 次に、多くの市の施設が今回の議会で指定管理者に移行するということであります。今市長が言いましたように、多分そういう節減も考えておられると思うのですが、経費の削減が期待できると、この間指定管理者を募集して、決定いたしました。9月で終わりましたけれども、温水プールだけが直営でやるということでありますが、それらでどれぐらいの削減額が、6,000万円の中にも入っていくのでしょうかけれども、どのぐらいの経費の削減が期待されているのか、市長にお尋ねします。

○議長 市長。

○市長 指定管理者制度に伴い見込まれる削減額については、所管からご答弁をさせていただきますが、一つ配慮しなくてはいけないというのは、切るところは切る、しかしこれから伸ばさなくてはならないという部分については積極的に予算を計上する、そういうふうな配慮が必要だというふうに思っております。縮小均衡に向かうというのでは、発展可能性がありません。限られた財源でありますけれども、重要な政策には積極的に人材と予算を投入すると、そういうめり張りをつけた予算編成が求められるというふうに思っております。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ご質問にございました今議会で議決を受けました5件8施設に係る効果額でございますが、最終的には19年度予算編成において確定ということとなりますが、現時点におきましてはおおむね1,800万円の削減効果があると見込んでおります。

以上です。

○議長 長 田中議員。

○田中議員 今市長が申してくれましたように、すべてをカットするのではないと、伸ばさないとならぬものについては予算の配慮をするというようなお話がありました。予算づけも、そういう配慮の中でぜひお願いをしたいと思います。8施設で1,800万の削減ができるということですね。当初ですから、いろいろと課題もあるのでしょうかけれども、よろしく願いをいたします。

次に、財政健全化に向けて、19年、今財政を中心に大変ご苦労されていると思うのですが、市長としては、骨格予算ですから、どの点を配慮しながら各課の予算配分というのですか、骨格の中でどのような考えの中で予算づけをしていくのかなと、これは市民も興味のあるところだと思います。その辺、まだ進めている最中でしょうから、基本的なところ、福祉に入れるとか教育に予算をつけるとかいろいろあるでしょうけれども、バランスよく、問題の多い、課題の多いところは当然市長が先ほど言いましたように予算の部分については配慮しないとならぬということでありますから、その点わかる範囲、今考えている範囲で市長としての基本的な予算の考えをもう一度ご答弁いただきたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 ご質問にございましたように、来年度は統一地方選挙でありますから、政策予算は補正予算でということになるわけであります。したがって、当初予算は継続的、経常的な経費を中心とした予算編成になります。しかし、新たに求められる、そういう事業については一応年間の必要とされる事業すべてについて実施計画への位置づけも含めて精査をするつもりであります。しかし、その中で継続的、経常的な経費を当初予算として計上していくということであります。私としては、今後求められるとすれば、当初予算に計上かどうかということは全く今の考え方で進めますけれども、経済を再生し、教育を再生し、暮らしを向上し、観光、文化、定住を促進し、かつ行財政改革を明確なものにしていく、こういう事業については優先されるべきだというふうに考えております。

○議長 長 田中議員。

◎2、市民の健康増進

1、滝川市食育計画の推進について

○田中議員 次に、市民の健康増進についてお尋ねをいたします。9月にも市長にお伺いしたのですが、滝川市の食育計画の推進について質問させていただきますが、あの中で生活習慣病、あるいは今の子供たちもそうですけれども、非常に偏食で、弱い子供がいたり、あるいは立っていても倒れると、そういうような事態もあるわけでありますけれども、国でせっかく食育の法律ができたわけで、滝川も準じて進めたいということでありますが、教育委員会としてはその協議会ができて、学校の給食を通して家庭、そして子供たちの食を地産地消を活用して給食を提供し、その中で家庭との連携の中で、いろいろな行事を通して食育の実践をしている。これは、大変素晴らしいことだなと思っています。そうしますと、一般市民の方も結果的には先ほど申し上げましたように、食の問題が私たちの時代と違って偏るということでありますから、生活習慣病が多くなっていることは事実であります。当然健康づくり課の方ではいろんな事業を組まれておりますけれども、ことしを含めて市長としては食育に関して、委員会の方はまだ学校以外の組織はできていないようですけれども、所管の協議会とともに一生懸命やっている情報は聞いておりますけれども、もう少し力を入れてもいいのではないかなという気がいたします。この食育に関して、どのように事業をことし展開されたのか。それと、今後どのように市長として、この問題を積極的に進めるということは9月

に申し上げておりましたけれども、なおどのようにめり張りをつけていくのか、この点お伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 食育推進行動計画、これは法律に基づいて定めるようになっておりますから、ただいま関係組織を挙げて策定作業中であります。平成18年度中には策定をする予定で作業を進めているということをご答弁を申し上げたいというふうに思います。基本は三つであります、一つは学校教育現場における食育の推進、二つ目は健康づくりを主点とした食育の推進、三つ目は地産地消による食育の推進ということですが、特に重点的に取り組まなくてはいけないということは、先ほどご質問のありました生活習慣病が低年齢化しているということとも大いに関連をいたしますけれども、子供に重点を置いた食育推進ということには特に力を入れていきたいというふうに思っております。単に学校教育現場だけでなく、家庭、地域、学校、保育所、あるいは農業機能を活用しつつ、しっかりと子供に重点を置いた食育推進が図られるように、18年度中に明確に計画にあらわしていきたいというふうに思います。現在どういう取り組みをやっているのかというご質問でございますが、詳細は避けたいというふうに思いますが、保育所、児童館、学校給食あるいは社会教育における子供の食育キャンプ、農政課における対応、健康づくり課における取り組み、それぞれ一生懸命やっているところであります。こういうこれまでの取り組みの成果と反省も踏まえながら、計画化していきたいというふうに思っております。

○議長 長 田中議員。

○田中議員 ぜひ精力的に進めていただくように再度お願いをしておきます。

◎3、福祉行政

1、障害者自立支援法の施行に伴う苦情について

次に、福祉行政であります、障害者自立支援法の施行に伴う苦情についてと。9月にも私3定で申し上げましたけれども、10月1日から施行されて、まだ日が浅いのですが、私も福祉の方と色々な出会いがあるものですから、値上がりしたというような、特にそのあたりが苦情かなと私は聞いているわけですが、市の方にそういう部分で、まだ日が浅いですから、10月からスタートしたばかりですから、利用者あるいは保護者の負担増の問題の苦情が当然一番多いのでないかなと思うのですが、その点市の方の福祉、滝川の場合は市長を含めて特に福祉に力を入れておりますから、そして自立をさせるために社会参加をさせながら収益を上げて、その収益をまた利用者にバック、わずかだけれども、支払っているというのが現状だと思うのです。あるいは、施設によっては、上がったために少しでも負担軽減ということで配慮して、前の金額より少し、みんなが頑張ったから売り上げが出たという中でちょっと上積みをして、少しでも軽減をしているという話も聞いておりますけれども、保護者あるいは携わる障害者の方からそんな相談あるいは苦情があったのかどうかお尋ねをいたします。

○議長 長 市長。

○市長 直接的な苦情は、ございません。それは、障害者自立支援法によって個々人がどうい

うふうに変わるのかということについて組織を通じて、あるいは相談窓口を設定いたしましたから、そういう相談窓口等における相談機能を通じて、それらに周知がなされたためかなというふうに思っておりますが、ただ私どもとして情報の収集は行っております。どんな状況かということ、1割負担になったことで工賃が大幅に少なくなったと。あるいは、精神障害者の通院医療費が5パーセントから10パーセントになったことに対する不満でありますとか、あるいは通所施設の事業者側からは月額給付から日額給付になったわけでありまして、日額給付になることによる収入の減、こういった制度に対する不満や意見が利用者、事業者からあるのは事実であります。滝川市といたしましては、児童のデイサービスの利用者負担を10月改正前の日額に当分の間据え置くという独自の減免措置を講じたりしながら適切な対応を図ってきたところではありますが、ただいま申し上げましたようなご意見はあるわけであります。

○議長 長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。

◎4、教育行政

- 1、温水プールの利用促進を図るべき使用料の見直しについて
- 2、小学校・中学校の給食費未納状況について
- 3、市立図書館の移転について
- 4、小学校・中学校の老朽化に伴う修繕費の予算増額について
- 5、いじめ対策の現状と防止策

では次に、教育行政に入らせていただきます。市立図書館の移転についてお尋ねをいたします。9月の3定でも一般質問で、市長はできれば市立図書館を移転、市役所の方に持ってきてほしいというような話もございましたし……

(何事か言う声あり)

○田中議員 ごめんなさい。ちょっと順序間違えました。失礼しました。温水プールです。申しわけございません。

温水プールの利用促進を図るべき使用料の見直しについてお尋ねをいたします。9月の定例会でも前教育長が時間についてはぜひ延長を検討するということで、即していただきました。あの中にも私は、温水プールの使用料は近郊より高いということで話がありまして、奈井江、新十津川あるいは深川より高い、これは実態を申し上げたところであります。時間の延長については改善をされましたのですが、あのときにも申し上げたように、料金についてはもう少し検討させてくださいということでありました。未解決であります。滝川のスイミングクラブの閉鎖から、温水プールの利用が7月以降順調に伸びてきているということも聞いておりますし、大人の料金が700円と、この近郊は500円から500円弱と、比較しても200円近い金額が高いわけであります。建物も早い時代に建てましたけれども、多くの市民の方が利用したいと思っても高いという声があって、9月のときの保留でまだ残っている分がございます。利用者の利用促進をなおかつ図る。そして、指定管理が落ちなかったものですから、来年も市直営にするということでもありますので、この点ぜ

ひ検討していただきたいなど、こんなことでございます。教育長職務代理者にお尋ねいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 まず、時間延長の関係でございますが、10月の17日から11月の30日までの33日間、平日、土曜日ともに開館時間の1時間延長というのを試行してまいりました。この結果なのですけれども、1時間延長したことによってふえた利用者の数が1日平均でいいますと1.3人。私どもが期待していた数よりもかなり、意外だというぐらい少なかったということがありますので、時間延長の関係については実績としてそういう実績で、実質的な効果については得られなかったということでございます。また、使用料につきましては、タッグ計画によりまして一般の方の1回当たりの入場につきましては700円というふうに改正をさせていただいております。これらのプールの利用の方が実際にどのような利用をされているかということを見ますと、普通券、つまり1回券ですが、この利用の方は15パーセントというふうになっておりまして、残りの85パーセントの方は回数券あるいは定期券、団体券というものを利用しております。滝川市の場合でいいますと、例えば13回の回数券につきましては1回当たりが538円ということになっておりまして、通年でやっておりますのは滝川と深川になりますので、深川との比較ということにさせていただきますと、深川の回数券ですと、これは11回なのですが、455円ということで、その差については100円以内におさまっていると。あるいは、3カ月の定期券を比べますと、深川は1万5,000円なのですが、滝川については1万2,600円ということで、逆に滝川の方が定期券の方については安いというような実態もございます。利用の促進を図っていきながら、日ごろから温水プールを利用されているという方につきましては滝川市の場合についても一定の考慮をしているということでございますので、ぜひご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 長 田中議員。

○田中議員 わかりました。結局回数券を買うことによって割引が、私も確認していなかったものですから、割に近い数字になっているかなと。言う方は単発で、私たちにいろんな苦情来ますから、そういう理解をしていたのですけれども、まとめて買うと近い数字になるのかなということで、理解をいたします。

次に、小中学校の給食費の未納の状況であります。11月の27日、あるいはテレビでも大変出ておりましたけれども、給食費の滞納が全国で18億あるということであります。北海道は滞納率が1.3パーセント、2億5,000万近い額があるわけです。滝川の方も未納が例えば17年度で368万6,267円ぐらいあると、大変大きい金額であります。一つ目は、15年度から17年度の小学校7校、中学校4校の学校給食費の未納の件数あるいは未納額の実態をお聞かせください。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 平成15年度の小学校の給食費の未納件数につきましては88件、金額につきましては182万9,044円、未納率については1.65パーセント、一方中学校、同じ平成15年度は未納件数が66件、未納金額が220万7,753円、未納率が3.13パーセントとなっております。

ります。平成16年度につきましては、小学校未納件数が71件、未納金額が152万3,340円、未納率が1.43パーセント、中学校では未納件数57件、未納金額が181万7,404円、未納率が2.70パーセント。平成17年度につきましては、小学校の未納件数が77件、未納金額は164万8,660円、未納率につきましては1.58パーセント、中学校におきましては未納件数が67件、未納金額が203万7,607円、未納率が3.14パーセントというふうになっております。

○議長 長 田中議員。

○田中議員 今のお話では、15年度は344万ぐらい、16年度は279万ぐらい、17年度はぐっとふえて368万ぐらいということでありますから、非常に高い未納率かなと、こう思っているわけですが、この実態はわかりましたけれども、小学校、中学校の給食費の徴収方法は現在どういう形でされているのかお聞かせ願います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 各学校におきまして給食費の徴収方法はさまざまでございますが、郵便局の口座によります自動振替につきましては小学校が4校、中学校が1校でございます。また、農協口座からの引き落としをやっている学校につきましては、小学校が1校、中学校が1校でございます。給食会計の担当者が直接訪問をして徴収をしているという方法が小学校2校の中学校2校というふうになっております。なお、口座からの引き落としという部分につきましては、滞納が少なくなったというようなケースが見られております。

以上です。

○議長 長 田中議員。

○田中議員 徴収方法はわかりましたけれども、振り込みあるいは郵便局、J A、これあたりは100パーセント近く、本人に承諾を得て普通預金から落とすことでの自動引きですか、こういう形をとっているということと、あと直接の部分。私の聞いた話では、大変ご苦労されて、入学のときに必ず自動振替をする、そういう形を説明して、判をいただいているということ。あるいは、直接払っている。それでも、口座になれば引き去りできないわけですから、そういうところもあるのだらうと思うのです。あるところの例ですが、行ったら、だんなさんは全然知らなかったと、奥さんの方にきちっと給料払っているのに、なぜあれなのだということで、そういう実態も聞いているわけですが、100パーセント郵便局あるいはJ A、郵便局は小学校4の中学校1ですか、J Aは小学校の部分と中学校、1、1ということでありますけれども、ほぼ引き去りはきちっとされているだろうと理解をいたしますけれども、そうしますと、3番目に申し上げるのは最終的にこれだけの金額が単年度、単年度でいっても何百万ですから、徴収のできない場合にその対策はやられて、大変ご苦労していると思うのですが、結局入ってこない、これは市からも助成があるわけではないですから、各校のPTAから補助があるわけでもないですから、払っている者が納めた中で100円のを70円に落としてやるのかなと、こんなことを考えていくのかなと思っているのですが、対策を含めてその辺もお聞かせいただければと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 学校給食につきましては、各学校ごとの私会計で実施をしておりますので、基本的には滞納が生じた場合につきましては各学校で設置をしております学校給食運営委員会という組織で未納者の対応に当たっております。教育委員会としましては、保護者に向けた学校給食運営に関する理解を求める文書の配布あるいは各学校で給食費納入に関する保護者から確約書をとるなど、学校PTAと連携をさらに強化をしていきたいというふうに思っております。今年度から、各学校に設置をしております学校給食運営委員会の事務局長連絡会議というものを開催をしまして、各運営委員会の活動状況等の情報交換をするということを行っておりますし、その中で給食費の未納の問題について少額訴訟などの検討も行っているというところでございます。

○議 長 田中議員。

○田中議員 払っている側からいいますと、不利益にはなっていないと思うのですが、未納の徴収を知恵を絞って、ぜひ100パーセント回収できるようにご尽力いただきたいと思います。

次に3番目の図書館の移転につきましてお尋ねいたします。9月の3定でも申し上げましたが、市長は図書館の移転は市役所に第1案は考えているのだと、街なかに移転したいという答弁がございました。教育委員会として移転の時期はいつを考えているのか、教育長職務代理者にお尋ねをいたします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 図書館の移転につきましては、市役所の庁舎を第1案にしまして、現在庁内の検討委員会をつくって検討中でございます。年内をめどに移転時期等を含めてさまざまな形で検討しております。検討委員会での検討結果を踏まえまして、委員会としての移転判断をしたいというふうに思っておりますので、しかるべき日になりましたら、所管の総務文教常任委員会などにおいてご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 田中議員。

○田中議員 次に、小学校、中学校の老朽化に伴う修繕費の予算増額についてであります。17年は5校、18年は3校ということで、私どもの総務文教常任委員会で現地視察をしてまいりました。昨年も各学校の要望を取り入れていただきまして、予算の配分といいますか、予算づけも若干つけていただいたかなという評価はしております。3校は、工期ありませんので、また未調査でありますけれども、全体で古くなって、いろんな苦情も聞いております。厳しい予算の中ですけれども、明年についても各校の校舎あるいは環境整備、児童生徒の心身のいやし、環境が変わればそういう気持ちにもなるでしょうし、学校の修繕関係あるいはそういうものについてぜひ予算措置をいただきたいということであります。教育長職務代理者にこの辺、来年の修繕費についてどのようにお考えでいるのかお尋ねいたします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 学校の修繕につきましては、毎年各学校より修繕要望をいただいて、その中で優先順位をつけて行っているところでございます。限られた予算ということの中ですけれども、やはり優先順位をつけざるを得ないということでございます。また、トイレのバリアフリー化あるいは洋

式便器への切りかえ、段差解消などにつきましては補助、起債など、対応できる国等の財源も積極的に活用しながら取り組んでいるところでございます。今後とも各学校の要望にこたえつつ、校舎の環境整備について努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 田中議員。

○田中議員 次に、いじめ対策の現状と防止策についてお尋ねをいたします。1点目、現段階、最終的に先般も私どもにも報告書が上がっておりますけれども、教育委員会の事故原因に対するとらえ方をお聞かせいただきます。お願いいたします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 今般の女子児童の自殺事件につきましては、児童の間で行われました仲間外しがあつて、これが遺書の中のいじめととらえられる記述と密接に関係しているということで、当該女子児童が耐えがたいいじめを受けていたということでの判断でございます。また、いじめについては、いじめられた児童の立場に立つて行ふべきであるということで、当該女子児童の気持ちになって、遺書を読んだときにいじめを受け、悩み、苦しんでいたということが明らかであるということでございます。報告書のとおり、自殺の原因につきましてはいじめであるということで判断をしたところでございます。

○議 長 田中議員。

○田中議員 次に、現在の事故後の各小学校、中学校の児童生徒への周知徹底を教育委員会で連携を図りながら、どのような指導が事故後その対策を徹底されたのか、この点につきまして教育長職務代理者にお尋ねいたします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 本件に係る指導としまして、各小中学校の校長に対しまして、児童生徒一人一人の状況把握に努めるとともに、児童生徒からのサインを見逃さないよう、相談体制などを整備すること、また命の大切さや倫理観、善悪の判断ができる教育を進めること、また教職員については確かな指導技術により、共感的で子供に寄り添う指導を徹底をすること、各家庭と緊密に連携を図ること、以上の点について、その実施状況の点検、確認を行うことを指導してまいりました。また、先週12月15日の校長会議におきまして、調査報告書に沿って具体的な指導内容を示して、学校、PTA、児童会、生徒会も含めて取り組みを図るよう、さらに要請をしたところでございます。

以上です。

○議 長 田中議員。

○田中議員 これを契機に徹底して進めるということですので、ひとつよろしく願いをしたいと思います。

三つ目に、学校の意識改革が重要と考えます。教育委員会ではどのように考えているのか、教育長職務代理者にお尋ねいたします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 学校現場におきましては、毎日の教育活動の中で児童生徒間のトラブルはいつでも、

どこでも起こり得るという危機意識を持つことが極めて重要であります。その上に立って、一つ一つのトラブルを把握する校内組織体制、あるいは個々の児童生徒からの声や悩みを聞く相談体制というものについて常日ごろから確立をさせ、トラブルからいじめへの発展を防止することが重要であるというふうに考えております。また、学校内だけの体制整備にとどまらず、家庭との連携や情報共有も緊密化をさせ、機動性に富んだ対応というのが重要であるというふうに思っております。また、これらのことが教職員全体の意識として定着をするということも必要と考えております。また、さらに、教職員の資質能力の向上を図るため、カウンセリング、技術研修会も継続的に実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 田中議員。

○田中議員 次に、4番目ではありますが、いじめの事前防止策としては家庭の責任も重大であります。家庭の教育力の低下等も指摘されていることから、保護者に対し親としての責任を求め、学校や地域、保護者が連携して、いじめの撲滅に全力を挙げる対策をどのように考えているのか。私も11月にPTA連合、そして市も共催して文化センターでありました歌志内の出身の方の講演を大変わかりやすく聞かせていただいて、理解をしてきたわけですが、来てほしい人にはなかなか来ていただけないのが現状です。ですから、その辺私は、学校あるいは教育委員会の周知するものの中で家庭に届ける情報、これは随時必要だと思うのです。それも含めて、今申し上げたことの対策を進めていくのか、教育長職務代理者にお尋ねいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 保護者との連携につきましては、心の教育推進プランの中で保護者アンケートを取り進めているところでございます。その結果をもとにしまして、意見交換会の開催を計画をしているところでございます。また、広報たきかわにも心の教育推進本部のコーナーを設けておりまして、家庭におけるチェックポイントを周知するというふうに行っております。このチェックリストにつきましては、道教委が示した家庭でいじめを受けている場合どういう兆候が出るのか、あるいはいじめを行っている場合にどういうチェックポイントがあるのかというようなことにつきましても、学校を通じましてそれぞれの家庭に配布をしているところでございます。また、推進プランの中で、今後ともPTA連合会あるいは単位PTAの活動も積極的に支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 田中議員。

○田中議員 最後になりますが、教育委員会の運営の機能を高めるために、委員の選考及び委員会の運営のあり方についてお尋ねします。教育長職務代理者、よろしくお願いいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 教育委員につきましては、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するものであるというふうになっております。これらに基づき、教育委員が任命をされるものであります。具体的に例えば年齢、性別、職業等に

偏りが出ないようなこと、あるいは委員のうち過半数が同一政党に属することができないといったような規定もございまして、そういったような形の中で教育委員が選任をされるという仕組みになっております。教育委員会の運営に当たりましては、いじめ問題など今日的な教育をめぐるさまざまな課題に対して、その課題解決のために積極的な審議や展開をされるということが求められておりますことから、本年10月の31日の日に所管する事項について調査研究等を行うことによりまして、さまざまな教育課題に対する活発な議論に資するというために教育委員協議会というものを設置をして、委員会の資質向上あるいは認識の共有化、課題解決等に積極的に取り組んでいただくということでの取り組みがされているところでございます。

以上です。

○田中議員 一つの例でありますけれども、江部乙地区の方にお花の仲間が中学校にお花を生けることで教育委員会にも相談ありまして、校長先生と連携をとって、快く花の生け込みを受け入れていただきました。その報告がありまして、子供たちが生けているところに来て、ああ、きれいねってみんなが花を生けるところを見て、その和んだ顔に行った方が大変心打たれたと。その団体は、そのほかの学校にも行っております。花を見て子供が、自分の庭にあるかもわかりませんが、子供たちが花を植えているおばちゃん方の姿に感謝の気持ちがそういう言葉になったのかなと。定期的に行くそうですが、そんなことをよかったなと思っていますが、これからはいじめ対策含めて、途切れなく連携をしながら、二度と起こさないように進めていくべきだと、こう考えて、私の通告質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長 以上をもって田中議員の質問を終了いたします。

渡辺議員の発言を許します。渡辺議員。

○渡辺議員 おはようございます。市民の声連合の渡辺精郎です。傍聴の市民の皆様、寒い中大変ご苦労さまでございます。今回も多くの質問を予定をしておりますので、市長におかれましては的確に、しかも端的にお答えをいただきたいと思います。

◎1、市長の基本姿勢

1、市長権能と教育委員会の関係

2、「女児いじめ自殺」の隠ぺい事件の社会的影響と滝川市への波及問題

それでは、市長の基本姿勢から入りますが、まず1番として市長の権能と教育委員会の関係についてでございます。まず、1点目ではありますが、滝川市では教育長の任免について、特に罷免や行政処分概念が不十分ではなかったのではないですか。任ずる権能とともに罷免の権能が発揮できない、これではいけないのではないかと思うわけであります。特に前教育長の6月の私に対する本会議答弁は、女子児童のいじめ自殺事件に関する虚偽の答弁ではないでしょうか。指導室長とか教育部長の措置と差があるのではないのでしょうか。処分の遡及が考えられるのではないかと思うわけであります。退職という処置は極めて甘いのではないのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 罷免は、市長だけに与えられているものではなくて、住民の皆さん方にも与えられて

いるわけでありまして、そういう事態にならないように公務にある者だれもが全力集中をしているわけでありまして、ただいま虚偽発言についてのご質問がございましたけれども、私はそのとき、そのときに教育的な配慮も行いながら判断がなされていた。結果的にその対応は適切でなかったという問題はありますけれども、必ずしもこれは違法行為に結びつく、全く罷免に該当するというような状況にはないということを認識をいたしております。私は、前教育長の辞任は、教育の信頼性を欠いて、社会的批判を浴びるなど、滝川市全体の信用を失墜させた責任は極めて重いというふうに思いますけれども、一方でその責任の重さを真摯に受けとめて、重い決断をし、辞任したいということを表明したわけでありまして、一方では、大きな社会的制裁も受けているわけでありまして、さらに、この退職に当たりまして、退職手当組合から支給された退職金については市に全額を返納するということでありまして、地方公務員の免職と同等の重い責任も負っているわけでありまして、私は、そういうことから総合的に判断いたしますと、罷免に当たるものではないという認識をいたしております。さらに、処分について、退職した者を遡及して懲戒免職にするとか、こういうことは法的に認められていないということをあわせてご答弁を申し上げます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 6月の答弁について、もう少し精査をしたいわけでありまして。それは、市長はそのようにおっしゃいますけれども、結果的には教育部長のさきのいじめ自殺のまとめと6月の答弁を比較をしていただければ、はっきりするわけでありまして。原因は特定できないということだけしか答えていないわけでありまして。私は、9カ月もたって、このいじめ自殺がどうなっているのかということで極めて重大な質問をしているわけでありまして。前日、6月の21日に遺書を手に入れておりながら、そういうことは全く存在を隠して、遺族とのやりとりも全くない、しかもいじめとか自殺という言葉も一切なかったわけでありまして。そういう答弁は、後からわかったとおりの隠ぺいとか虚偽答弁ではなかったかと、こういうことをもう一度だけ聞きたいと思います。私は、罷免をなさいと言っているわけではありません。それは、ご承知のとおり、さきの臨時市議会でも総務部長が図らずも答弁されました。教育長になったその時点から公務員だと、こういうことでの行政処分というものがあるわけでありまして。だから、退職して社会的責任を負っている。今回に限り、それでは極めて甘い処置でないかということで、もう一度市長、罷免とは言いません、行政処分の中でこういうものに当たるのではないかと。法的なことは先ほどの市長の答弁でいいと思いますが、しかしこれほどのことがあれば教育長としての教育公務員としての行政処分、これが考えられるのではないかと。その段階を言っていたきたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 改めて申し上げますけれども、退職した者を在職中の事件のために懲戒処分にするとは、あるいは懲戒免職にすることは、法律上許されていないということをご答弁を申し上げます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 このことを繰り返しておりますと時間がたちますので、次にまいりたいと思います。2点目でありまして。今回の滝川市教育委員会の混乱が日本の教育委員会制度を揺るがしている感があるわけでありまして。その根本問題を市長としてどのように認識しているのでしょうか、そこにつ

いてご見解を求めます。

○議長 市長。

○市長 今回の出来事が引き金となって、とうとい命がまた失われているということについては、市長としても大きな責任を感じているところでありまして、滝川市においてこの問題が解決をされる、その最善の努力を尽くすことが責任を果たすことになるというふうな認識であります。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 緩やかな答弁であります。時間もありませんので、私から申し上げたいと思いますが、教育長が教育委員会に対して大事な問題をろくに報告もせず、教育委員長も問題視をしない、追及もしない。形骸化した教育委員会の体質、これが問われているわけでありまして。厳しい指摘がありますが、教育委員会の来賓の体質、こういうものも根本問題と考えるのであります。

次、時間の関係で二つ目にまいります。女子児童のいじめ自殺の隠ぺい事件の社会的影響と滝川市への波及問題についてであります。インターネットで3,000通ほどのメールが滝川に届きまして、その中では不買運動とか受験の折に不利ですよ、就職で差別されますよとか、滝川には行かないぞとか立ち寄らないとか、勝手なことでありますが、そういうブログが21万通も飛び交っていたわけでありまして。このピンチを切り抜けるには、やっぱり教育関係の条件整備が極めて大事だと、こういうふうに思うわけでありまして、市長の決意のほどを聞きたいのであります。

○議長 市長。

○市長 メールは2,900通余りいただきました。ブログなどで21万通飛び交ったというのは、どういう統計データなのかちょっとよくわかりませんが、ご質問のありましたようなご叱責をいただいたり、それに関連してマイナス的な内容も数多くあったのは事実であります。しかし、それだけではありません。今回の問題をしっかり解決して頑張れと、あるいはこういうふうにしたらいいいのではないかとというご提言、こういうものも数多くありました。そういう中で、私ももしっかりやりたいというふうに思っているところであります。少なからず滝川市全体の信用に関する社会的影響は、大きいというふうに思います。したがって、大変なピンチでありますけれども、このピンチにあって、何とかこれを解決する。つまりチャンスとして滝川の発展する道を議員の皆さんとともに前向きにとらえて、しっかりやっていきたいというふうに思っておりますので、渡辺議員においてもひとつご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 市長として日本一のいじめのない滝川市の教育をつくっていききたいと、こういうことでございますから、教育条件整備に努力されることを期待して、次にまいりたいと思います。

2点目、移住定住のプロジェクト、これに及ぼす影響をどのように対応するのでしょうか。総じて日本じゅうに振りまいた滝川市のマイナスイメージをどのように払拭するのか、今度は教育以外の面での決意について、これの見解を求めたいと思います。

○議長 市長。

○市長 教育委員会において報告書もまとまりましたので、広く説明責任を果たすということが重要なことだというふうに思っております。市全体というか、私としても信頼回復のプログラム

をしっかりと立てて、これを推進していくことが重要だというふうに思います。移住定住プロジェクトについては1号が決まったということで、移り住んでくださった方もいらっしゃるし、これまでもそういう方は数多くいらっしゃるわけですが、この間夏に来てくださった方が、冬の状況もぜひ見てくださいというお願いを申し上げておりましたら、冬に来ていただきました。そこで、何名かの移住の話が既に進んでおります。住宅選びも始まっております。こういうふうに滝川はいいところであると、ぜひ移り住みたいという方もいらっしゃるわけでありまして、ぜひとも滝川市のいいところ、いいイメージ、反省するべきところは反省し、対応すると、そういうことによって滝川市のイメージというものも逆に上がる面も出てくるのではないかと、上がるように努力しなくてはいけないというふうに思っております。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 そのとおりだと思います。ここに移住定住のガイドブックがありますが、これは7月に発行ということで、さっそく館企画課長から20部いただきまして、東京の地方議員の仲間に送りました。その中から、テレビで滝川のことを見たわということで、イメージが伝わってきた、とても団塊の世代に話ができないわという、こんな電話もございましたので、今後の参考にさせていただければと思います。

◎2、市立病院

1、市立病院改築を落札した「基本設計委託業者」の透明度を問う

それでは、次にまいりたいと思います。二つ目、市立病院行政の市立病院改築の落札をした基本設計委託業者、この透明度を問いたいわけですが、1点目ですが、このたびの市立病院改築の基本設計委託を落札した業者は美唄市において市発注の一般廃棄物最終処分場をめぐる入札において入札妨害事件で談合したとして10月3日付で美唄市から最も重い24カ月の指名停止処分を受けている業者ということです。道内契約に関する指名停止要領からいたしますと、滝川市も適切な判断としてはやっぱり指名停止に当たるのではないかと、こういうふうに思うわけですが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 美唄市は、美唄市としての適正な判断を行ったのでありましょう。滝川市は、滝川市の指名停止要領に基づいて適正な判断を行ったのであります。その滝川市の指名停止要領は、それではほかのまちと違う特殊なものかという、そうではありません。国、公団等の主要公共発注者から成る協議会が全国の公共発注者の統一的な基準として策定をした指名停止モデルをもとに定めているわけでありまして、その定めに基づいて、滝川市は適正な判断をしたということでありまして。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 とても納得できるものではないわけでありまして。ここに美唄市の競売入札妨害または談合における指名停止基準をいただきました。もちろん滝川市のもいただきました。比較しても、やはりそれは国土交通省から指導されているおおよその内容は全く同じと考えていいわけでありまして。しかし、指名停止の期間は、美唄市が24カ月が相当あるのに対しまして、滝川市は12カ月

が多いのと、そういうようなことがあるのですが、それは各自治体に任されていますから、市長の答弁のとおりだと思いますが、しかし滝川市は適正な判断だということで、それはそれで仕方ないと思いますが、しかし道内でも札幌市や旭川市、こういうところでも指名停止基準を厳しくしようという、こういう時期です。それから、この新聞の情報のとおりであります。全国知事会においても指名入札は原則廃止という、もうこういう情勢であります。そういう意味で、極めて問題が多いと思うわけであります。

2点目にまいりたいと思います。ここのところは、極めて重要であります。ここに道内契約の指名停止基準があるということは、先ほどの美唄市と滝川市のものなのですが、どちらの市でも共通する基準の部分は、道内における競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴が提起されたとき、さらに期間については逮捕または公訴した日から何カ月以上何カ月以内とかになっているわけであります。美唄市は、公訴、つまり書類送検されたので、24カ月の停止処分中であると聞いています。滝川市が委託を決めたのは、美唄市では書類送検されたが、その件は不起訴、起訴猶予になったので、有効と言う市長であります。この基準を見る限り、不起訴とか起訴猶予とか、そういう用語は全然ないわけであります。それでは、適正な措置と申しませうけれども、そういうことが書いていないことをどのように判断して措置されたのか、この点についてお答えいただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 指名停止要領は、逮捕される。競売入札妨害もしくは談合の容疑によって逮捕される。または、逮捕を経ないで公訴を提起されたときというふうに規定されているわけです。当該企業は、逮捕されたのでしょうか、逮捕されなくとも公訴を提起されたのでしょうか。そうではありません。起訴されることを指名停止の要件にしているわけです。したがって、起訴されていないのに指名停止要件には当たらないと、そういう判断であります。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 その論議をやりとりしておりますといかほどでも時間がたつわけではありますが、よろしいでしょう、そういうふうにしておきたいと思います。しかし、公訴を提起されたのは、これは美唄市も同じであります。ここで言うておきます。したがって、滝川市長の判断はそれでよろしいと思いますが、よろしくないのですが、それはそれで公式記録にされます。しかし、美唄市としては、公訴を提起されたときから2年間、24カ月の停止ということになっているので、それについては本会議答弁ということで、しっかりとご承知おきをいただきたいと思うわけであります。

それでは、3点目にまいりたいと思います。この基準を適用すると、公訴という書類送検の事実があれば美唄市の措置が当然であって、滝川としては、これは他の市であっても国土交通省から同じような基準でこうやって決めなさいと来ているのですから、やっぱりこれは灰色業者あるいは悪徳業者、こういうことにはなりません。なぜこのような起訴猶予がつきまとう業者に市立病院の基本設計を委託するのでしょうか。滝川市は、またまた不正疑惑の泥沼に進んでいくことを警告を発しておき、市長の最後の責任ある見解を求めておきたいと思います。

○議長 長 市長。

○市 長 起訴猶予ということであります。ただ、灰色かとか悪徳業者とか、そういう判断が起訴猶予の中に含まれているというふうには思いません。起訴猶予は、起訴猶予なりの司直の判断があったのでありましょう。私は、その判断に基づいて起訴されたものではないというふうに、結果に基づいて判断を行ったわけであります。

それと、もう一つは、市立病院の基本設計業者の選定に当たりましては、公募型のプロポーザル方式により業者を選定をいたしました。その場合に、有識者を含むプロポーザルの審査委員会において公正な審査をしていただいて、選定されたと、それを市長としても尊重したという中身でありますことを改めてご答弁を申し上げておきたいというふうに思います。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それが滝川市長の責任ある見解として、ここに公式記録になりましたので、次の問題に移りたいと思います。

4点目であります。何回も申し上げますように、滝川市も美唄市も同じ基準。したがって、先の方の一つの地方公共団体がそのような2年間の停止というようなことであれば、これは他の市でも灰色業者、こういうふうにして見なければいけないと思うわけであります。昨年の江竜消防支署の設計における入札談合疑惑の一業者ではないですか、この中の落札した業者は。いわくつきであることは明白であります。この業者とJVを組んでいる山下設計という業者ともども、これはやっぱり契約を解除すべきではないかと、こういうことをしっかり申し上げておきたいと思いますが、見解を求めます。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの見解は渡辺議員さんの見解であって、私の見解とは異なるものであります。公共工事の発注は、公平、公正でなくてはならない。行政処分に恣意性が働かないように、法律、要領等で基準を定めているわけであります。美唄市には美唄市の今回の行政処分に対する合理性があったのでありましょう。その合理性イコール滝川市における合理性とはならないと、それはご理解をいただかなくてはなりませんし、ほかの自治体でも美唄市のような対応がなされたのかどうか、私は寡聞にしてそういう情報を聞いておりません。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それも聞いておきたいと思いますが、最後の5点目でございます。昨年来、田村市長はこの種の本会議質問に業者の不正の疑惑を否定し続けております。これら一連の事柄で万一司直の手が入って、灰色業者が現在の起訴猶予から起訴とか、そういう事態になったとき、市立病院改築の基本設計委託を落札したこの灰色の業者を指名停止基準に該当しない、こういうふうにして見解を示した市長の責任というのは極めて重いと思うわけですが、その責任の所在、これを明確にさせていただきたいと思います。市長からの見解を求めておきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 何度も申し上げますけれども、起訴されるということになれば、これは指名停止処分ということに基本的にはなるわけであります。そうされない限り、そのようなことにならないというものであります。ただ、ここでちょっと補足的に申し上げておきたいと思いますが、それでは起

訴された段階で契約しているものについての扱いをどうするのだと。これも定めとして決まっております。契約済み事案にまで効果は及ばないということで定められているわけであります。ただ、万が一、万々が一そういうことになった場合には、その段階での対応でありますけれども、私はそういう事実はないというふうに確信をしているところであります。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、市長がそのような確信を持たれているということで、この本会議答弁ということにしておきたいと思います。

◎ 3、除雪・排雪行政

1、迎える冬の除雪・排雪について、「除排雪民間組合」方式は市民サービス向上になっているか

それでは、次の問題にまいりたいと思います。3の除雪、排雪の行政であります。毎回行っておりますが、迎えることしの冬の除雪、排雪についてであります。除排雪民間組合方式は市民サービスの向上に本当になっているのか、これについてお聞きしたいと思います。1点目であります。ことしの冬も11月の末からどか雪で始まりました。今一時小康状態ではありますが、またまた1月を迎えるわけではありますが、除排雪協同組合の完全民間委託を始めて二冬を経過したわけではありますが、9月議会で市長は民間オペレーターの技術の方も差があると、こういうことは認めました。委託された民間業者が緊張感を持って市民サービスに努める作業の監視とか指導、この徹底をことしはどのように打ち合わせをしたのでしょうか、その点についてお答えいただきたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 オペレーターが新しく参入されると、機械を運転できるということだけでは全くだめですから、現地事情もよくわからなくてははいけない。あるいは、除雪のテクニック、こういうものをしっかり身につけてはいけない。最低でも3年かかるというふうに言われています。全面委託をすることによって路線もふえたわけですから、新たなオペレーターの育成ということも必要であります。さらに、なかなか過酷な仕事ですから、皆さんが寝ていらっしゃるときに、起きて一生懸命働くわけですから、夜じゅう寝られないで待機ということも本当に多いわけであります。そういう過酷な労働でありますから、やはりかわっていかれる方も多い。そういう中で苦労しながら、企業の皆さんも私どももオペレーターの育成に努力しているわけであります。これは、現地指導ということがあります。余りよくなかったところは、こういうふうにすべきだということで現地で指導するというのが一つです。それから、もう一つは、私ども直営でやっていたときの職員が今2人おりますから、この2人が徹底して現地における指導をやるということを行っております。あるいは、契約する段階で仕様書というのを組合と取り交わしますし、仕様書に基づいて具体的な指導、現場ごとの各業者との個別の打ち合わせを行い、注意事項の徹底を図るということをやっております。一方、除雪の方法という具体的なことではなしに、警察署でありますとか労働基準監督署によります交通事故でありますとか労働災害でありますとか、こういうことも重要なことでありま

すから、こういうことについても徹底を、例えば交通安全大会を開く、さらに具体的にご指導いただくということで取り組みをしているところであります。今後ともパトロールをしっかりとやって、適切でないところについては一層指導して住民サービスの向上に努めていきたいというふうに思っております。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 わかりました。

それでは、2点目にまいりたいと思います。9月議会で、市長は除雪ロータリーの出動条件でございます10センチメートルの降雪、これにつきましてことは町内を限って、どこか15センチメートルで試行してみようかと、こんな示唆がございましたが、例えばこの見返りに1回排雪をふやすなんていうと、その町内はきっと歓迎すると思うのですが、この試行をどんなふうにやろうとしているか、あるいは決まったのでしょうか、ご見解を求めます。

○議長 長 市長。

○市長 私が前回の議会でご答弁を申し上げたのは、基本的に15センチメートルで出動するようなことをすると実質的には圧雪状況になって、最近暖冬も多いし、ざくざくになって車が入れない、そういう状況が生じてくる。住民の皆さん方に、冬期の除雪、行政サービスという意味ではマイナスになるのではないかとということを申し上げたつもりであります。しかし、現実には圧雪状況であってもそういう状況にするという選択があるとすれば、それは私はすばらしい選択だと。したがって、行財政改革の中で除雪経費を削減する。片一方では、除雪サービスのサービス低減を図る、低下させる。そういうことを前提での圧雪ということは、地域の皆さん方がまとまっていただければ、それはどういう方法がいいのかということで相談させていただきますと、こういうことを申し上げたわけであります。私は、圧雪状況にして排雪の回数をふやすと、そういう選択は全くないというふうに思っております。ただ、最近空知管内でも、極めて行政サービスを行うための資金難であるということで、10センチメートルから15センチメートルに変えたところがありました。このままだと明らかに行政サービスの低下であります。私は、そういうことにならないように、基本的には10センチメートルで出動するということを維持していきたいというふうにご答弁したところであります。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 そういう考えだったということでよろしいかと思いますが、試行をしてみるということは実験です。そういうものは、やっぱり大事でないかと思っております。

3点目にまいりたいと思います。排雪場とダンプカーの困難性あるいは経費節減から、身近な町内での地域近隣排雪所の構想についての進展はいかがでしょうか。本町のところのあるパチンコ屋のやめたところ、そこに町内等が随分たくさん排雪をして、大変助かっているのではないかなと思いますが、ああいうようなところを有効に利用すると相当の経費節減になるのでないかと、こういうふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 雪捨て場の問題は、頭が痛い問題です。したがって、何度もご答弁申し上げてい

るわけでありますけれども、地域の皆さん方でお互いに地権者との了解の中で捨てさせてほしいということで了解が得られるならば、それは雪捨て場というのが適切かどうかわかりませんが、堆雪スペースとしてはいいのではないかというふうに思います。ぜひ自主的な動きとしてやっていただきたいというふうに思います。ただ、勝手に行われることによって、行政に現実に苦情もあるわけであります。それが農地でありますと、ごみ、空き缶が春になったらまき散らされていると、あるいは雪解けが遅くて農作物の作付がおくれると、こういうことがないわけではないわけでありまして、こういう問題についてしっかりと地域において対応していただきたいものだ。行政において問題解決をする部分があれば、それは行政の役割も場合によっては果たさせていただきたいというふうにも思っております。ただ、これから除雪、排雪というのは、もう避けられない。ますます要望は高まってきますし、これは例えば宅地開発指導要綱等で堆雪スペースの扱いをどうするのかということについては、今後新たな開発をする場合の課題として検討していきたいというふうには思っております。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 そのとおりだと思います。これも町内会にお願いするなど、あるいは山になったところは雪が解けるのが遅いと、野菜をつくるのに、どうしてくれるのだというようなことでは、何回も私が申し上げていますように重機をもってグレーダー等で1回揺り動かすだけで相当違いがありますし、ごみ等は町内会等にお願いをして除去する、そういう努力がやっぱり必要ではないかと、こういうふうに思うわけであります。

◎4、教育行政

- 1、女児いじめ自殺事件のこの1年間を総括する
- 2、教育委員会制度を揺るがせた滝川市教育委員会のあり方を問う
- 3、再び校舎セキュリティについて

それでは次、教育行政の方へまいりたいと思います。先ほど田中議員からも質問がありましたように、女子児童のいじめ自殺事件についてのこの1年間を総括したいと思います。先ほどは市長の方の見解であります、今度は教育委員会自身であります。1点目でございます。いじめによる自殺事件から1年以上もたって、原因はわからない、いじめと特定できない、遺書ではなくて親や友達への普通の手紙だと、こういうようなことでずっと議会や記者会見などでも虚偽の報告をしていて、結局は隠ぺいをしていた、こういうことになるわけであります。教育委員会としての組織全体としての責任も極めて重いと思うわけであります。先ほども市長に申し上げました。私の6月における本会議質問、このときにしっかりと本当のことを答弁をされていたら、こんな事件にならなかったと思うわけであります。あのようにはぐらかしと、そして虚偽の答弁をした。こういう立場であると、こういうふうに思うわけでありますが、前教育長の発言、本会議でやったわけですから、その内容は精査したと思います。ぜひ訂正と謝罪の方を、これは教育委員会に要求をいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 6月議会におきます渡辺議員の質問に対しましては、答弁としまして、原因を特定す

るまでには至っておりません、引き続き調査を継続しておりますというふうに答弁をしております。先ほど市長のお答えにもありましたとおり、その時点での原因の調査の状況ということで、その時点の判断というふうに思っておりますので、虚偽には当たらないというふうに思っております。しかし、結果から見て、教育長としての説明責任を十分果たしていたとは言えないというのは事実であります。これらのことから、10月5日に一連の対応への適切さを欠いたということで市民や全国の皆さん、議会の皆さんに対して既に謝罪をしたものというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 部長のただいまの後半の方は、納得いたしました。しかし、前半の方、先ほどの市長と同じなのですが、もう一度申し上げます。6月の時点で6月の22日の私の本会議質問と10月の初めの遺書なるものが遺族からマスコミに出た、その時点でどんなふうに情勢が変わったのですか。何にも変わっていないと思います。一切変わっていなかったと思いますから、その前半のところの部長の答弁については、やはり今回のまとめ報告と前教育長の議会の答弁は違ったということ、前半のところをはっきりとそのようにして認定をしてください。お願いします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 報告書の方にも書かせていただいておりますとおり、そのとき、そのときの判断が異なったということでございます。それは、第2、第3の悲しい出来事が起きないように配慮することもあるとあって、最後まで遺書の内容についての公表をする時期の判断を誤ったと、あるいは遺書の内容を説明をする際に教育的な配慮の部分もあるとあって、遺書の内容については十分な報告をしてこなかったということでございます。それは、そのとき、そのときの判断ということであったかと思いますが、結果から見ると公表の仕方あるいは内容について言えば、隠ぺいだというふうに言われても仕方ないものであるという結果であったというふうな認識はしておりますが、そのとき、そのときの判断としては決して隠ぺいをしようという判断のもとで行ったものではないというふうに考えております。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 もう一度だけ質問したいと思います。10月の時点と6月の時点で何にも情勢は変わっていないと先ほど申したわけであります。その時点、その時点ではないのであります。6月から10月までにどんな進展があったのでしょうか。これで解決すると思います。6月の時点と10月の1日としまししょうか、その時点でどんな情勢が変わりましたか。その時点、その時点でない。つまり6月の時点でもしっかりと隠ぺいは隠ぺい、10月の1日の段階でもまだ隠ぺい、同じではないでしょうか。ここを聞きたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 6月のご質問いただいた時点、あるいは遺書のコピーを入手した時点、それから10月の1日、新聞報道あるいは2日の日の記者会見の時点ということでいいますと、内容として何が変わったのかと、その中の判断としては何も変わっておりませんので、6月の時点でも10月の時点でも同じ申し上げ方をしたということでございます。その時点、その時点の判断というのは、6

月の時点も10月の時点も同じ判断をしたということでございます。ただ、それが結果として適切であったかどうかは別の問題でありまして、その間に何かが動いて、別の判断をしたということではございません。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 ということで、そのように何も変わっていない。したがって、6月の時点でも10月の1日も同じと、こういうふうにして判断をしたいと思います。

2点目にまいります。それで、その最大の問題は、自殺をしなかった女子児童の心をないがしろにした、こういうことではないかと思うわけであります。遺族の気持ちを踏みにじってまいりましたこの1年間のツケが今回の騒動になったのではないのでしょうか。この1年間に病院への見舞いとか葬儀とか、その後の遺族に対するケアや慰霊の状況、テレビに映った以外のことでいろいろあると思うのですが、そこを市民にしっかりと報告していただきたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 今回の事件に関しましては、学校あるいは教育委員会とも事件発生当日から病院に向きまして、当該児童のご家族の方にお見舞いを申し上げてきたところでございます。その後、状況が進展をするまで当分お見舞いは控えてほしいというような遺族からのご要望がありましたので、控えておりました。また、1月に亡くなられた際には、ご遺族の意思で密葬という形で行われましたので、ご自宅へ訪問し、お花を届けてきた。あるいは、四十九日のときにもお参りをさせていただいております。また、学校の職員につきましては、月命日にお参りをしているところでございます。また、今回の報告書をまとめるに当たりまして、遺族の方と数回にわたってお話をさせていただいております。本件にかかわる学校あるいは市教委への要望、質問等につきましても、できるだけお答えをしているところでございます。市教委としまして、新しい体制でまだ正式なお参りの方はさせていただいておりませんので、その部分につきましてはご遺族の方をお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 では、この後も遺族に対しましてしっかりとケアとか慰霊の精神を忘れず、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、2番にまいりたいと思います。教育委員会制度を揺るがせた滝川市教育委員会のあり方を問うものであります。1点目、今回のいじめによる自殺事件が5人の教育委員会の席上では余り議題になったことがないという事実であります。空知教育局とか北海道教育委員会は、素早く内々にこの遺書の一部まで報告しておりながら、みずからの滝川市教育委員会に報告や意見聴取、議論、方向の確認もしなかった前教育長に対して、残任の教育委員はみずからの反省とともに、弾劾の声明発表、こういうものが必要ではないでしょうか、ご見解を求めます。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 今回の事件に関しまして、教育委員会議におきまして事務局から事件の経過や対応策について数回にわたり報告や審議を行ってきておりますが、遺書の内容等については正確な情報提

供が行われなかったことから、事件の解明や踏み込んだ審議がなされなかったという点につきましては、議員さんのご指摘のとおりだと思います。前教育長は、一連の経過において、教育委員会あるいは議会、市民に対しまして正確な情報を開示してこなかったということは、辞任の理由の一つとして重い責任をみずからとったということでございます。また、残任の教育委員からの弾劾ということでございますが、今回の事件に関して教育委員長も会議を主宰する立場としての責任から辞職をした。あるいは、他の教育委員も同じように責任をとるという形で2カ月分の報酬辞退を申し出ております。これは、教育委員会として、前教育長あるいは前教育委員長の責任を問うというものではなく、教育委員会全体としての責任というふうに受けとめているところでございますので、残任の教育委員からの弾劾という部分については、みずからも非があるということでございますから、なじまないものというふうに考えております。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、2点目にまいりたいと思います。教育委員は、教育の専門以外の人任命されていることが多いわけであります。しかし、役柄に与えられた課題、状況に対して教育長の報告とか提案頼りでは、結果的にみずから制度を崩壊することになるのではないのでしょうか。反省と今後のあり方を聞きたいと思います。教育委員会のトップが不在の今こそ、しっかりと検討すべきではないかと思いますが、見解を求めます。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 教育委員の選任につきましては、田中議員さんへの答弁でお答えしたとおりでございますので、省略をさせていただきますが、もともと教育委員会の教育委員の選任に当たっては、教育行政あるいは学校運営が教員などの教育の専門家だけの判断に偏ることがないように大所高所から広く社会の常識あるいは住民のニーズを政策に適切に反映するための制度であるということからの教育委員の選任の仕方になっております。ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 そういうことで、3点目にまいります。議会对応のすべてが教育長の対応と権限、責任、こういうふうに今までなっていたところが極めて問題ではないかと思うわけであります。教育委員長も本会議出席の恒例化、これをぜひ実現させるべきではないかと思うわけですが、見解を求めます。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 現状のところは、教育委員長につきましては教育行政執行方針あるいは新年度の予算審議がある毎年3月の第1回定例会の初日のみに出席をしております。本会議への恒例化というご要望につきまして、近隣等の状況も見ながら、今のところは不在でございますので、今後選任される教育委員長にもお諮りをしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 そのような方向でぜひ善処させていただきたいと思います。

次は、最後に校舎セキュリティーについてであります。9月議会においても、旧式学校セキュリ

ティーについて解消できない教育長の手腕が手詰まりの段階を迎えているのではないかということで、教育長の職を賭して実施に力を入れるべきであると、こういうふうにただしたわけであります。前教育長は、学校の校長、教頭などの管理職に任せる方式を解消する考えを示しませんでした。本来警備会社等のセキュリティーのような業務を管理職にお仕着せをしておりますから、児童生徒の命にかかわる教育本来の子供の指導に目が届かなくなると、こういうことも十分あるのではないのでしょうか。警備保障会社へのセキュリティーの試算額も済んでおります。この際、速やかに予算化を市長部局と協議すべきではないかと、こういうふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 校舎のセキュリティーに関します基本的な考え方につきましては、9月の定例会で答弁をしたとおりでございます。校舎にセキュリティーを設置しているところと比べて、確かに管理職の負担が大きいという部分については理解をしているところでございますが、限られた予算の中で少しでも児童生徒の教育活動を直接高めるということに向けたというふうな基本的な考えは変わっておりません。そのために、今直ちに設置する考えには至っておりませんが、予算化に向けて市長部局とは協議をしたいというふうに思っております。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 では、予算化の方を市長部局としっかりと協議をさせていただきたいと思います。

最後に、物言えぬ教頭あるいは校長、特に教頭先生方は滝川の学校勤務は極めて地獄だと、こういうふうにして申しているわけであります。速やかに解消することを求めて、ぜひ日本一いいのない滝川市の教育の条件整備、この辺にしっかりと努力をしていただくということを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 長 以上をもって渡辺議員の質問を終了いたします。

この辺で昼食休憩に入りたいと思います。再開は午後1時10分といたします。休憩いたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時11分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 それでは、通告順に従いまして、質問を行いたいと思います。

◎1、財政問題について

- 1、景気への認識、市民の収入はよくなっているか。
- 2、一時借り入れ35億円の評価と縮小見通し
- 3、タッグ計画の2010年単年度黒字達成の見通し

まず、財政問題についてですが、景気への認識、市民の収入はよくなっているのかということでお伺いをしたいと思います。市政の根本は、市民生活です。政府は、いざなぎ景気を超えたと述べ、

戦後最長記録を更新したと言っています。大企業が空前の利益を上げ続けていることは事実ですが、正社員のリストラとパート、派遣雇用の拡大、工場の海外移転の効果です。一方で、来春卒業予定で就職希望の生徒の３割が就職未定と言われ、雇用や生活は不況の底が見えず、国民にとっては戦後最長の不景気ではないのか。市政の根本の滝川市民の収入、雇用は、戦後最高なのか、それとも下がり続けているのか、市長としての把握を伺います。

○議長 市長。

○市長 景気は、何々景気を越えたというのは、景気の谷から山までのことを言うわけでありまして、この谷が低いのか、山が高いのかと、それが景気の生産性あるいは所得へどう影響するかということを大きく規定するものだというふうに思いますが、ただ期間が長いということだけで左右されるものでもないというふうに思いますが、この間都市と地方の格差は、私は大きくなったのではないかという感じを持っております。景気の動向について数字で評価するというのは、統計情報がないだけに難しいのでありますけれども、例えば有効求人倍率、滝川市では過去１０年間、平成１１年度で０．４７、これが底でありました。平成１８年１０月では１．０５と、これは全国であります。全くここには及んでいないわけでありまして、滝川公共職業安定所がまとめている滝川管内の数字、滝川管内といいますのは滝川市、赤平市、芦別市、新十津川町、石狩市の浜益区のことでございますが、有効求人倍率、平成１０年度は０．３２でありました。これも底でありました。それが平成１８年１０月、０．４７、有効求人倍率は、全国には全く及びませんけれども、かなり好転しているという状況があるというふうに思います。

それから、もう一つは、市民の収入状況ということですが、平成１３年度から１７年度までの間について国と滝川市とを比較してみました。市民税の賦課状況から１人当たりの所得を割り出して比較してみるわけでありまして、毎年度前年比でマイナスという状況があります。ただ、これは滝川市だけがマイナスということではなくて、全国平均でもマイナス傾向であります。ただ、この地方のマイナス幅が大きいと、したがって滝川のマイナス幅も全国平均よりは大きいということになります。平成１３年から１７年度の１人当たりの所得を比較いたしますと、滝川市はマイナス６．５７パーセント、全国平均はマイナス４．８０パーセント、そういう状況がございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 まず、市民の実態としては、今の統計数値はそういった数値の出し方もあると思うのですが、これは北海道の資料で道内全体でどうかということで、家計調査で言えば１世帯の収入はこの５年のうちに平均で５３万から４４万に落ちていると。さらに、非正規労働者は、この１０年間に２３パーセントから３５パーセントに増大している。また、国保の滞納者はこの１０年間に３倍など、市民生活は確実に景気に反して下がり続けているということが確認できたと思います。一方、そういう中で滝川市の財政の今後の見通しという中で一時借入金３５億円、これもいろんな形で出されておりますので、たしか広報の数字を拾って出ささせていただきましたが、３セクあるいは特別会計等、これのタッグ計画期間中の縮小見通しについて伺います。

○議長 長 市長。

○市 長 タッグ計画、一時借入金の額の削減目標は定めていません。ただ、基本的に一時借入金はこれまでに削減してきましたし、これからも削減する予定であります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今回の補正予算でも約3億4,000万ですか、これを起債でもって一時借入れから脱しているということも含め、2010年度にどこまでいくのかという具体的な見通しを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまも申し上げましたように、タッグ計画は一時借入金の削減目標額を定めていません。したがって、今のところ2010年度に何ぼに削減するのかということを明確にお答えすることはできません。ただ、これから地方交付税も、地方財政計画を中期的なものを立てようではないかというのなされていますから、これからは滝川市においても、地方財政計画の中長期的なものができれば私どもとしてはそういうものも考えていかなければいけないというふうに思います。念のために、一時借入金の残高は、平成10年度は45億円でありました。17年度は35億円でありました。10億円この間に削減してまいりました。

○議 長 清水議員。

○清水議員 財政問題については、先ほどの田中議員へのご答弁で、次の項目のタッグ計画の中での指定管理者化による収支改善、これはこの年度で1,800万と、残る4年間でどの程度の効果額あるいは人件費、どの程度一般職職員あるいは嘱託職員がこれらの施設から外れるのかについて伺います。

○議 長 市長。

○市 長 田中議員のご質問でもご答弁申し上げましたけれども、タッグ計画期間中における達成目標、これはさらに19年度からやらなくてはいけない部分にあわせて、新たに1億3,000万円ぐらいの改革はやらなくてはいけないと。そうしなければ、平成22年度終わった段階での安定的な単年度黒字ということにはならないというふうに想定をしております。したがって、これまでやってきたことに加えて、さらなる改革が求められると、そういう意味ではコストの低減というものもさらにやっていかなければいけませんし、陳腐化した事務事業の再編ということもやらなくてはなりません。あわせて、新しい時代に対応するために必要な事業についてはやっていかなければいけないと、そういう基本姿勢で臨みたいというふうに思っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 効果額ということで、通告でも何名程度の正職員あるいは嘱託職員がこれらの施設から配置転換になっていくのかということもお聞きをしておりますので、答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまのは、指定管理者制度に関係してのご質問ですか。

(「そうです。その効果です」と言う声あり)

○市 長 指定管理者制度について、これからもいろいろ具体的なお質問もございますから、所管からのご答弁もありますことをあらかじめお許しをいただきたいというふうに思います。来年度

から5件8施設に指定管理者制度を導入するということにいたしましたところでございますけれども、先ほども1,800万円余の財政効果額を生むということでもありますけれども、その具体的な内容については所管からご説明をさせていただきます。

○議長 総務部長。

○総務部長 大変失礼しました。効果額のうち、市の直営から指定管理者制度ということで現在5件8施設に係る正規職員でございますけれども、正規職員は3名、嘱託職員は9名ということでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 確認しますけれども、保育所と社会福祉事業団の分は含まれていますか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 今回議決いただいた5件8施設につきましては、保育所等事業団関係の施設は含まれておりません。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 余りここで時間とりたくないのですが、タッグ計画期間中で、指定管理者か事業団等に今は派遣していますけれども、そこから配置転換することも当然あるわけですよね。そこを聞いているのですけれども、今年度でなく、あと4年間でどれぐらい見込んでいるのかということ。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 タッグ計画の期間中でございますけれども、職員は平成23年の当初で350名ということで正規職員は見込んでおります。その中で、指定管理者制度、さらにまたアウトソーシングですか、あるいはまた脱正規職員化、そういうことを含めて職員は350人体制というふうに想定をしております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 明快な答弁が得られませんので、次に移りたいと思います。タッグ計画中の最終年度黒字達成については田中議員へのご答弁で示されましたので、次に移ります。

◎2、契約の透明化・公正化

- 1、他自治体で起訴猶予になった業者との契約について
- 2、公募型、簡易公募型入札の評価
- 3、分離・分割発注
- 4、公正入札と市職員の再就職制限

2件目の契約の透明化、公正化です。まず、1項目め、他自治体で起訴猶予になった業者との契約について。美唄市の入札で競売入札妨害罪で書類送検され、起訴猶予になったドーコンに対し、市は現在二つの契約を発注しています。一つは、滝川市立病院の基本設計業務、7,000万と書

いておりますが、これは予算時は5, 600万円でした。もう一つは、使用済みの食用油の燃料化事業、これは約600万。この業者は、起訴猶予、これは嫌疑不十分ではありません、であり、マスコミでは、札幌地検の記者会見で談合では従属的立場だったと報じています。市の規定では、逮捕または起訴などの場合に指名停止となっておりますが、明らかに談合に加わっていたことについて、この業者から事情聴取し、何らかの処分、注意、警告などをする必要があるのではないのでしょうか。渡辺議員へのご答弁はございましたが、起訴猶予の中身についてはもう一度、先ほどの質問と違う角度でございますので、ご答弁をお願いいたします。

○議長 市長。

○市長 さきのご質問に対しては、明快にお答えしているのではないのでしょうか。ただ、どうもご質問の趣旨をはかりかねるという部分もございますし、必ずしも通告の中身そのものではないと。これは、明確にご答弁申し上げておりますので、誤解のないようお願い申し上げたいというふうに思います。

それから、ただいまのご質問についてでありますけれども、不起訴となるという要件はいろいろあるというふうに思います。明らかに罪とならないというものもあるでしょうし、嫌疑がないというものもあるでしょうし、嫌疑不十分というものもあるというふうに思います。ただ、今回の場合については、起訴猶予ということであります。起訴猶予は、ご質問のありますように被疑事実は明らかだと。しかし、さまざまな状況によって、さまざまな状況というのは被疑者の性格でありますとか、あるいは年齢、境遇、これは個人の場合を含んでありますけれども、犯罪の軽重でありますとか情状、あるいは犯罪後の状況、そういうものによって訴追を必要としないという場合に起訴猶予という判断が行われるわけであります。滝川市の指名停止要領の運用指針によりますと、停止要件に該当しない事案であっても、必要があると認めるときは書面または口頭で警告または注意の喚起をすることができるというふうに規定いたしております。ただ、これは、基本的には当市の発注の事案など、事件内容を掌握できるというものに関してでありまして、ほかのまちで行われたということについてこういうことを行うということを基本的に考えて規定したものではありません。今回の事件において、当市は不正行為があったか否かということ进行调查する権限は有していないと。したがって、起訴猶予に至った経緯そのものはわかりません。起訴猶予という事実をもって警告または注意の喚起を行う考え方はありませんし、そのような判断を行ったということであります。

○議長 清水議員。

○清水議員 刑事法事典によりますと、起訴猶予については、起訴するに足る証拠があり、訴訟要件が備わっている。しかし、起訴の必要がないことを理由としてなされる不起訴処分と。起訴便宜主義のもとで検察官の裁量によって行われる処分ということで、ドイツなどではこういったものはないと、こういう条件が備わっていれば必ず起訴して、裁判で判断をします。日本の法律では検察官が裁量権を持っているというところがこの特徴なのですが、いずれにしても競売入札妨害罪が成立するためには談合が起きていたということが証明されて、未来開発の役員2人が逮捕されております。今回ドーコンが談合に加わっていたかどうかということについての認識を伺います。

○議長 市長。

○市長 執行猶予ということでもありますから、談合の事実があったということを判断したというふうに認識をいたしております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 談合があったというふうに答弁されました。こういった業者が実は市立病院で10月4日にプロポーザルの参加業者が2者選定されているのですが、この件以降については話すだけでは少しわかりづらいので、資料を用意したのですが、議員及び理事者の皆さんに配付することについて議長のお許しを得たいと思いますが。

○議長 長 では、今事務局が配付します。

それでは、清水議員。

○清水議員 まず、ただいまお配りをした資料1を見ていただきたいと思います。これは、大阪府建設工事等指名停止要綱、本年度9月1日に改正されたものです。先ほどの渡辺議員へのご答弁で、滝川は滝川だと、滝川の要領は特殊ではない、全国の停止モデルをもとにということですが、この裏の資料5を見ていただいてもわかりますように、今急速にこの入札制度が変わりつつあると。資料の5の②を見ていただきたいと思いますのですが、黒い丸印をしてあります。談合した業者は、1年以上入札参加停止にする。こういう形で、起訴とか起訴猶予とか、そういったことでないことがどんどん進んでいると。それで、大阪府の要領は、2カ月前にこういった要領ができています。上の方から、②ですが、書類送検の時点で指名停止処分を発したり、しかし⑩では最後に起訴猶予になった場合、その指名停止の期間を半分に短縮することができると、こういったことで起訴猶予に対してはきちんとこういう形で要綱化していると。大阪府というのは、人口1,000万には足りませんが、2番目に大きな都道府県ということで、これが今の日本の流れだというふうに私は思うのですが、市長に起訴猶予についてどのように見るか、また起訴猶予の業者が今後も含めて入札参加にふさわしいというふうにお考えかどうか伺います。

○議長 長 市長。

○市長 先ほどの答弁で起訴猶予と言うべきところを執行猶予と言ったそうであります。これは起訴猶予の間違いでありますので、おわびして、訂正をいたしたいというふうに思います。

起訴猶予は、不起訴であります。不起訴は、滝川市の基準に対しては指名停止に当たらない、そういう判断であります。いろんな世の中の流れというのは、資料にいただきましたようにあるだろうというふうに思います。私どもは、国等が関与する協議会において適切な方針が示されれば、それを基本に物事を考えていきたいというふうに思っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今市民が求めているのは、公正、透明な入札にいかにしていくかということで、9月1日にこういうものが大阪府で出されていると、こういったことや、資料の裏を見ていただきますと10月4日にプロポーザルの参加業者を決めているのです。3日後、10月7日の新聞報道が資料③、これは道新の7日付です。こういう形でドーコンが書類送検されたことが報道されています。こういう中で、審査委員会の事務局はこれを審査委員会に対してどのように報告したか、あるいはどのように調査をしたかについて伺います。

○議長 長 助役。

○助 役 審査委員会、職員会議ということで私が委員長になっております。私の方から、その報道されたことに対して、今回応募があることを含めて、うちの指名停止基準ではどうなっているかという判断のもとで、私どもの要領の中では起訴または不起訴の判断でしていることでありますから、不起訴ということの中で指名停止に当たらずという委員長としての判断であります。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今末松審査委員長の立場で、また助役の立場でご答弁されたのですが、委員長はいつこれについて報告を受けましたか。

○議長 長 助役。

○助 役 報告を受けたのではなくて、新聞報道されたことによって事務局を含めて確認した点であります。その根拠はどうする、うちの要綱ではどうなっているということの中で私が委員長として判断したということです。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 新聞報道ですから、遅くても10月11日にはお知りになっていたと。改めて助役、またプロポーザル審査委員長としての末松さんにお聞きいたしますが、起訴ではない、起訴猶予処分とはいえ、談合に参加していたという認識をこの当時持っておられましたか。

○議長 長 助役。

○助 役 談合の関係で議論がされて、報道がされたのだと思っています。私どもとしては、その新聞報道に対して、当市の事案としてどう判断するか、それを起訴、不起訴という判断でしたということでご理解いただきたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この問題が具体的にどの程度の重さを持つものかということを資料4でお伝えしたいと思います。これは、深川の談合事件です。ご存じのとおり、参加したすべての業者が逮捕されました。しかし、これは約1週間前の道新ですが、贈収賄に絡んでいない、あるいは落札をしていない業者については、処分保留のまま釈放と。聞くところによりますと、不起訴になるのではないかと、起訴猶予になるのではないかととも言われています。ですから、検察も統一的な起訴に対する態度をとるとすれば、ここまで談合をしっかりと認めて逮捕までされた業者が不起訴になった時点で、滝川市の場合これらの業者は指名停止は解けますか。

○議長 長 助役。

○助 役 基本からお話ししないといけない。刑法、憲法の流れから、罪刑法定主義から、類推適用してはいけないとかさまざまな論点の中で、それぞれ募集を行うとかが出てきていると思っています。その中で構成要因が該当するとして、構成要因として私どもの判断は起訴か不起訴かであると。ただし、処分後に起訴猶予に相当しない事情が生じた場合に、公訴の時効が完成しない限り改めて公訴を提起することができるということもありますから、公訴がされた、そこで起訴となった場合には指名停止をするということにもなるとしています。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 深川の場合は逮捕と、美唄の場合は書類送検と。書類送検と逮捕の場合は、書類で送検するか、体というのですか、という違いだけだそうです。ほとんど法的には差はないということなのです。しかし、現在の指名停止要領においては、歴然とした差があると。しかも、同じ談合に加わっていても、起訴されるというのと起訴猶予であるのとでは歴然とした差がある。しかし、今例えば深川市民が、これがもし起訴猶予になったときに指名停止を完全に解除するというようなことがあれば、果たして納得するのかというふうに私は思うのです。明らかに談合に加わっていたという業者をこれから１００億円をかけて建設をしようという、その基本を設計する、これを任せるということについて、危険だなと、きちんと調査しなければいけないと、慎重に進めなければいけないというふうに思うのが当然だと思うのです。審査委員会では、そういうような話をされたでしょうか。

○議長 長 助役。

○助 役 審査委員の中では、議論はこの点についてはなかったです。ただ、清水さん、指名停止と契約解除というのは別途であると思っていますので、その辺はお含みいただいていると思います。私どもは、要領に基づいてやっております。その要領の区分で指名停止と指名停止をしない区分は何ですかということで、起訴と不起訴という区分で分けていますということ。その中間のグレーだとか何かということではないのです。起訴か不起訴かということで私どもは区分しているということでご理解いただきたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この問題では、大阪府で始めていることもそうですが、８月には検事総長が、そして１１月には警察庁長官が談合についての捜査やそういったものを強化しなければならない。そして、この１２月には全国知事会が都道府県の実態を強化すると。こういう中で、起訴と起訴猶予にこだわりつづけるのではなく、談合に加わったかどうかと、こういった事実をもって滝川の実態も変えていくということについてのお考えを伺いたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 談合は、あってはならないことでありますし、行われないように制度改正をしていくことは必要なことであります。そういう意味では、滝川は入札基準について極めて制度的にもしっかりやっている方だと思います。率直に言って、滝川はどういうふうに行っているのだ、見習いたいというところも多いのです。わざわざ来られる。そういうことをご理解いただきたいというふうに思います。いろいろ問題があっても、特筆すべきことをやっておられるところもきっとあるであります。しかし、私どもは、公正、公平、そういうものを確保するためにも、先ほど申し上げたように国等が示した基準に基づいてやっていくのが適切でないかということを行っているわけであります。関係機関が談合のないような厳しい対応をとるとするのは、それは好ましいことだというふうに思います。しかし、一方で、ただいま助役から申し上げましたように、やはり定めは定めなのです。例えばことしの５月の閣議でこういうふうに行われているのです。これは、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針ということであります。いまだ指名停止措置要件には該当していないにもかかわらず、指名停止措置要件に該当する疑いがあるという判

断のみをもって事実上の指名回避を行わないようにしなさいと、こういうことであります。こういう公平委員会の考え方についても、例えば立入検査の報道等の段階で行う指名回避の運用は是正すべきであるということでもありますとか、あるいは統一制度をつくるために公共工事契約制度運用連絡協議会、これは国もかかわっているわけでありましてけれども、こういうところにおいても閣議決定されたような基本の考え方が示されていると。私は、定めは定め、ただその定めは時代の状況によって公正、公平でなくてはいけないというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 市長の言うとおりで定めは定め、時代に合わせてやっていただくということを求めます。5月の国の状況、その後福島県以降3県の知事のこの問題での逮捕、こういう経過を見れば明らかに5月のはもう完全に陳腐化していると言っていいと思います。最後に、今回の契約については、こういう約款があります。この約款には、具体的に例えばドーコンがもっと進んだ処分が他自治体等で、あるいはこの自治体で行われてもなかなか解約できないのかなというふうに思いますが、定めは定めですが、時代に合わせるということで、これについても見直しを求めて、次の項目に移ります。

公募型、簡易公募型の入札の評価についてですが、まず1件目、件数、平均落札率について、2件目、公募、簡易公募型の指名業者数と平均、最大、最小について、3番目、1,000万円以上の工事の全体の平均落札率はこの5年間で下がっているのかどうか伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ただいまのご質問でございますが、公募型指名競争入札につきましては実績がございません。簡易公募型指名競争入札については、これまで13件、平均落札率は96.56パーセントです。続きまして、指名業者数の平均でございますが、7社です。指名業者数の最大は11社、指名業者数の最小は4社となっております。次に、1,000万円以上の工事の全体の平均落札率についてでございますが、この5年間で大きな変動はありませんが、前の年、平成17年度に比べて、今回18年度から簡易公募型指名競争入札を試行実施しているわけでございますけれども、17年度に比べますと0.56パーセント下がっているということでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 0.56下がったということについて評価できるかどうかは別として、95パーセント以上は談合の疑いが強いというのが日弁連の調査報告でも出ております。今後談合のない制度化を求めて、次に移ります。

分離分割発注については、市営住宅等でも建具、サッシ、内装、空調、暖房、屋根防水等、分離分割発注、最低でも道営住宅並みにすることを求めて、時間がないので、4番目、公正入札と市職員の再就職制限について伺います。深川ではOBの事務局長さんが逮捕、美唄ではOBが天下りしていたと。道内35市中22市のOB配置、滝川市も入っておりますが、今後職員の発注企業、関係協会への再就職制限規定をつくる考えについて伺います。

○議長 長 市長。

○市長 職員の再就職を制限するような定めをする考え方は、ありません。工事関係を受注するような企業に就職することを制限するような、そういうようなことがさまざまなところで議論されているわけではありますが、滝川市としてはそういうところに例えばあつせんをするということは一切やっておりません。さらに、建設協会についても、このようなことがあったから疑惑が招かれるということでありましょうけれども、それでは建設協会にOBが入っているところについてはみんな疑惑か、私は決してそうではないというふうに思っております。今後も、あつせんするつもりはありませんけれども、それを制限する規定を設けるつもりもありません。ただ、現実には、ご心配の特に工事受注が行われる業者に市職員が就職しているという事実はないのではないかというふうに私は思っております。それから、もう一つは、これは誤解を受けないように申し上げておきたいというふうに思いますけれども、公務員の定年退職は職業から離脱しなさいということではありません。ある意味では公務というどちらかといえば年功序列的な終身雇用的な、そういうところからの離脱を定めている、あるいはお願いをするというものであります。しかし、働く能力に応じて、その能力が適正に評価される限り、働く権利は持つというわけであります。私は、そういうことに対して行政が過剰に介入することは避けるべきだというふうに思っております。

○議長 清水議員。

○清水議員 先ほどの資料の5で最後の方に、都道府県知事会チームもOBからの働きかけを防ぐため、課長級以上の職員は退職後2年間、職務に関連した企業、建設業協会もこれに入るのかなと思います。こういったことを制度化することを求めて、次に移りたいと思います。

◎3、子育て負担増について

1、本年度の子育て負担増は撤回を求める

2、公立幼稚園について

3件目、子育て負担増についてですが、まず1件目、来年度の子育て負担増は撤回を求めたいと思います。昨年度の予算では、約2万の署名の中で市長は負担増方針の撤回に追い込まれました。しかし、今年度の予算では、保育料金の値上げ、また私立幼稚園就園奨励費補助金の削減に対して、子育て支援連絡協議会、7保育所代表と私立幼稚園連合会が最終的に抗議文を提出する中で負担増を強行しています。来年度に向け、市長も議員もこの点で選挙による市民の審判を受けることになります。予算案で子育て負担を進めるか、維持するのか、上げないのか、市長のお考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 今後とも内なる改革はさらに進めていきますし、外なる改革についてもご理解をいただきながら進める考え方であります。ご質問のことについては、滝川市活力再生プランに基づきまして、受益に応じた適正な負担をいただくという考え方で市民の皆さん方をお願いをしていることでありまして、これは市民の皆さん方にご参画をいただいて、ご意見をいただいて、そして活力再生プランが成立したことでもございます。いろいろご意見をいただきました。したがって、経過措置を設けながら平成17年度から保育所の保育料の改定及び平成18年度から私立幼稚園の就園奨励費補助金の見直しを行っているわけでありまして、適正化の目標であります平成21年度ま

でに段階的に実行していきたいというふうに考えております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 次の項目も行ってから、再質問をしたいと思いますが、滝川市立幼稚園についてですが、おおぞら幼稚園の廃園問題で教育委員会は、多くの反対運動の中、2008年度いっぱい廃園する方針を一時凍結し、今回4歳児を募集しました。その結果は、大きく予想を上回って、定員の7割に当たる申し込みがあった。将来的に廃園される可能性を感じながら、滝川市立幼稚園の必要性、これを子育て世代が態度で示したということをして市教委はしっかりと受けとめるべきです。2009年度以降存続するかどうかについては、父母の会に説明を行う中で決定したいとの方針ですが、撤回を求める声は強いと考えます。設置者としての市長のお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 これまでもまちづくり懇談会を初め申し上げてきたことではありますが、民間でできることは民間でという考え方に変わりはありません。行政が何もかにもすべてやるという時代ではありません。公立で設置をした経緯ということは、これまで何度もご説明を申し上げてきたとおりであります。その経緯も尊重しつつ、民間でやれることは民間に移行することが今後重要だというふうに思っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 この二つあわせて、市政の進め方として経費節減、2010年度黒字化、黒字といってもとんとんです。こういったものを目指して、職員を120名以上減らす、また水道料金から、この間国保税、各種料金、指定管理者制度、また施設をコミュニティの団体に管理していただく等やってくる中で、子育て世代を支援すると、ここに重点を置く、すべてマイナスではなくて重点も置く施策ということで、このままでは夕張の子育て世代と何が違うのかと。学校の統廃合をあそこまで一気にはしないということは当然ありますが、負担という点では夕張並みになるのだということをして私は市民に言うべきだと、それでたくさんの批判があれば、負担増をさせないで来年度を迎えると。選挙で審判を仰いで、先ほど出馬表明されましたので、審判を仰いで進めるということについてのお考えを伺います。

○市 長 幼稚園について、私立でできることについて公立でやる必要はないというふうに申し上げたわけです。民間でもやる。公立でもやる。両方ともあきでがらがらだ。こういう状況をつくり上げる、そういう時代ではないのではないのかと申し上げたわけでありまして。私は、このことによって子育て世代を軽視をするというふうなつもりは全くありません。私立で幼児教育は、キャパシティーからいっても能力からいっても十分できるわけでありまして。公立にすれば公立のよさは、それはあるかもしれません。民間には民間のよさがあるわけでありまして。私は、そういう中で幼児教育がしっかり行われていくということについて何の疑いも持っておりませんし、民間の私立のよさを十分生かしてしっかりとした幼児教育を行ってほしいというふうに思います。これは、保育所も全く同様であります。それと、もう一つ、私はこれまで市民の皆さん方にも赤字再建団体になってはならないと、断じてしないという決意が必要だと。そのためには赤字再建団体になったつもりでやらなくてはいけないということを申し上げてまいりました。それは、皆さん方のおおよそのご

理解をいただいたのではないのでしょうか。率直に言って、人件費の削減もこれほど長期間にわたって重い、そういう人件費の削減を先駆けてやったところは、私は余り知らない。これは、やっぱり痛みは内部から分かち合わなくては市民の皆さん方のご理解をいただけないということでもあります。したがって、そういうことに立って、国が定めた基準までは何とかご協力いただけませんか、ということをお願い申し上げ、提案をしてきたわけであります。今後とも子育て世代に対する対応については、先ほどもご質問にお答えいたしましたけれども、やっぱり重視してやらなくてははいけない。その負担の状況も、国の政策が手厚くなる、そういう状況も勘案しながら地方政策も考えなくてははいけない。それとこれとは、やはり別問題としてしっかり議論し、考えなくてははいけないというふうに思っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 公立幼稚園については、1カ月1万円の負担が違うという声が大変多く、保護者の代表もほとんど応募はないのではないかとされていたのが何と7割の応募と。また、負担増については、道内34市のうち、国基準まで上げるのは夕張も入れて今のところ4市ないし5市だということで、財政赤字再建団体にしないという名のもとに子育て負担増は撤回できないという、その答弁は市民には納得できないということを述べて、次に移りたいと思います。

◎4、高齢者福祉

1、緊急電話対策

4件目、高齢者福祉ですが、緊急電話の対策です。待機者が大変出ています。どれぐらい待機があるのか。また、型式が古く、入れかえることができないと、そういう中でNTTで売っている市販のもの、これを利用するシステムの構築を提案いたします。経費や課題についても伺います。

○議 長 市長。

○市 長 今回の装置は、火災、ガス漏れ、緊急通報、この三つの機能を備えているのです。したがって、値段も高いと、待機者がいるという状況であります。ただ、待機者は年間数名解決はされているようでもありますけれども、やっぱりサービスを希望される皆さん方はこれからどんどん多くなってくるのではないかなというふうに思います。私は、民間のシステムは火災、ガス漏れ、緊急通報の三つの機能をすべて果たして、かつ単価も安いというのであれば、それはそれで考えなくてはいけないというふうに思いますけれども、今だんだん希望する人が多くなる可能性がありますから、どういうことが求められているのか、そしてサービスの仕組みが低コストで満足できる方法論はないのか、そういうことについては今後検討していきたいというふうに思っております。その経費等は、まだ積算できる状況にはありませんので、これはお許しいただきたいと思いますけれども、課題として認識していきたいというふうには思います。

○議 長 清水議員。

◎5、國學院短期大学用地隣接の農業振興地域除外について

1、ホームック移転は、実質的にダイエーの2.4倍の大型店の進出に匹敵

2、商業の一極集中が進み、市民が住みにくいまちづくり、既存商業地域のゴーストタウン化につながる

3、街なか居住推進事業の効果について

4、バイパス沿い農業振興地域を守り、ホーマック拡大移転を止めるべき

○清水議員 時間もございませんので、多少まとめながら話を進めたいと思います。5件目、國學院短期大学用地隣接の農業振興地域除外についてですが、ホーマックの移転は、これは単なる移転でなくて、実質的にダイエーの2.4倍の大型店が進出すると、こういったものなのです。11月には説明会が行われましたが、店舗名は11月中に発表と言われていましたが、どのように把握されていますか。

○議長 市長。

○市長 通告にさまざまな数字が入って通告質問されているので、私どもの知らないことまで情報収集能力がすごいなというふうに思いますけれども、私どもは11月の3日に総合福祉センターにおいてホーマックの出店計画説明会が開催されまして、このときにご質問のありました11月末までには出店者をすべて固めたいということでありました。ただ、確認してみますと、少しおくられているようであります。今のところ出店候補業者と交渉中であるということで、1月に契約予定というふうに聞いております。さらに、これは2月に予定しているというふうに聞いております大店立地法に基づく届け出の段階では面積も明らかになるだろうというふうに思いますけれども、したがってそういう手続があつての1月契約予定ということだというふうに思いますが、その段階まで明言はできないというホーマック側からの情報であります。

○議長 清水議員。

○清水議員 ただでさえ、都市計画法から逆算すると3月までには農振除外等をしないと間に合わないと言われております。そういう中で既におくれが出ているということは、地元市民に対する誠意に欠けるなど。おくれたままで北海道のガイドライン、知事の意見がどう出るか。これは、様子を見なければなりません。しかし、誠意がないということは言えると思います。

次、2点目ですが、商業の一極集中が進んで、市民が住みにくいまちづくり、既存商業地域のゴーストタウン化につながるのではないかと。とにかく跡地も有効活用することになりますと、東町の大型店舗面積は現行の3万1,000から4万3,000平方メートルへと1.4倍化するのです。さらに一極集中が進むという中で、これはさすがに商店街の皆さんは一生懸命努力されております。しかし、ゴーストタウン化にまさにどんどん圧力をかけるというものではないかと思えます。市長は、コンパクトシティという言葉をよくお使いになります。小さくまとまったまちづくり、こういった構想は完全に崩れ去るのではないのでしょうか。

○議長 市長。

○市長 中心市街地は中心市街地としての機能をしっかり持つということが必要でありますし、中心市街地における商業機能も郊外型の大型店、郊外に立地する店舗と違う土俵で勝負をすることが必要だというふうに思いますし、その準備、その体制というのは気構えも含めて着々と進んでいるのではないかと。というふうに私は思います。通告にありましたように、跡地については既存店

と競合するような、そんなことになっては困ると。また、ホームックの方も地域に迷惑がかからない形で活用したいというふうに言っていますから、私としてもホームックに対しましては既存商業施設と競合しない形での利用を求めていって、郊外店がどんどん入ってくるという状況にならないような努力をしたいというふうに思いますが、一方中心市街地は中心市街地として自立できるように関係者とともに行政的な支援も万々怠りなくやりたいというふうに思っています。

○議 長 清水議員。

○清水議員 ホームック跡地に郊外店が来ない努力をしたいと述べられましたが、具体的にどういった手法でそれを実現していこうとされるのか伺います。

○議 長 市長。

○市 長 既存商業施設があるところでありますから、この状況を都市計画的に、土地利用計画的に色塗り、線引きして誘導するという考え方はありません。ただ、オーバーフロー状態にさらに拍車をかけるというような商業立地は、ホームック側も望まないのではないのでしょうか。私は、あの土地が既存商業施設と競合しないという形で滝川の発展に結びつくような提案をホームック側がしてくれればいいかと、そういうふうに思っておりますし、もし競合するようなことがあれば、それはやっぱり望ましくないということを表明する必要があるというふうに思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今の点を評価すると、國學院のところに移転していいということになりますので、私はあくまでも移転のための農振除外はすべきでないという立場です。

次、市長はコンパクトシティ構想を目指されて、市民もみんな望んでいるのですが、その一つのあらわれとして集合住宅がどこに建っているかということで、市内集合住宅建設状況についてまず伺います。また、街なか居住推進事業の効果についても伺います。

○議 長 市長。

○市 長 これまでもご答弁申し上げてまいりましたように、コンパクトシティとはどこか1カ所がんとまとめて、ほかはなくするということではないのです。私は、これから高齢社会を迎えていく、そういうときに当たって、小さくしなければ住みづらいまちになる。その小さな単位というのは、それぞれのコミュニティにおいて小さな単位にしていかなくはいけないということと同時に、中心市街地についてはやはり人が住まなくなっているわけでありますから、中心市街地の利便性を求めて来られる皆さん方が住むようしなくはいけないということであります。これは、これまでの公営住宅の建設においても、その方針でやってきたつもりであります。

街なか居住推進事業補助制度は、木造であれば6戸以上、鉄筋コンクリート構造であれば10戸以上ということではありますが、現在1件の認定を行っておりまして、平成19年1月末には16戸の共同住宅が完成をするということになります。さらに、ケア付きの有料老人ホーム的な施設もかなり立地が進んできているところであります。今後とも公的住宅の導入含めて、街なか居住の促進ということに力を入れていきたいというふうに思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私は、市内集合住宅建設状況をお聞きしておりますので、ご答弁をお願いします。

○議長 市長。

○市長 市内集合住宅建設状況、通告からすればそういうご趣旨だったのかというふうに今理解をいたしました。市内における集合住宅、タイトルは街なか居住ですから、街なか居住の中で市内集合住宅がどういうふうに建設されているのかというふうに理解するのが当然だというふうに思っているのですけれども、どうもそうではなさそうではありますが、そういう意味ではここまでしかご答弁申し上げることができません。共同住宅建設の申請状況、これは平成5年に建設戸数が100戸を大きく割り込んでから、平成8年以降一時回復を見せておりましたけれども、平成12年から14年にかけて、また落ち込みを見せたところであります。平成15年から徐々に回復をして、昨年、それからことし、建設戸数は200戸を上回ったと、そういう状況があります。

○議長 清水議員。

○清水議員 要は、市内全般に広がって、かなりアパート、賃貸マンションが建っているというのが市民の実感です。街なか居住推進事業、これは100戸以上の申し込みが出た場合どのようにされますか。

○議長 市長。

○市長 集合住宅であれば何でもかんでもというわけではありません。先ほど申し上げましたように、木造であれば6戸以上、RC構造であれば10戸以上ということにしてあるわけであります。ここで極めて該当する申請が多くなったということは、好ましいことではありますけれども、片一方では財政上の問題もありますから、そういう状況が生じたときの判断ということに考えております。

○議長 清水議員。

○清水議員 あわせて、街なかへの支援として、「く・る・る」、「とんとん」、これは今年度で恐らく道の補助金が切れるのですが、切れた後、市単独で続けていくのかについて考え方を伺います。

○議長 市長。

(何事か言う声あり)

(「関連」と言う声あり)

○議長 長 関連とは申せ、通告外ですので、答弁できないですね。調査していないでしょう。

(「議長から求められれば答弁いたします」と言う声あり)

○議長 清水議員、適切に今まで通告のとおり質問しておりますよね、ですからそれはまた改めて通告してください。清水議員。

○清水議員 ここで一つ、街なか居住の2,500万、これは申し込みがほとんどないというふうに聞いております。そういう中で、最低でもあと5,000万円かける、この効果というのはなくても進出してくる可能性も私は強いのかなというふうに考えますので、これを続けていくこと、あるいは違った形でやっていくことについてのお考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 集積は集積を呼ぶわけでありまして、私は自動的に集積が集積を呼ぶのであれば、こ

ういう呼び水的な政策は必要ないというふうに思います。どんどん来たらどうするのだということではありますが、そのときに集積が集積を呼ぶというサイクルができ上がっていけば、呼び水的な政策は必要がないと、むしろそういういいサイクルになるような最初の政策だということをご理解をいただきたいというふうに思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 この件につきましては、ホームマックの移転を認めるかどうか、これをやればコンパクトシティ、要するに街なかを壊すことになるのです。バランスをとる意味でも、これをやるのであれば國學院のところは移転をさせないということでないかと矛盾するのかなと。税金の使い方ということをしっかと考える。ここで少なくとも5,000万円、また「く・る・る」、「とんとん」を入れれば億単位のお金をどう使っていくかという話にもなりますので、子育て負担増、またまちづくりの観点で税金の使い方をこれから一緒に考えていきたいと思います。

最後に、この件でバイパス沿い農業振興地域を守って、ホームマック拡大移転をとめるということで、農業振興地域除外を認めることは市民にとって住みにくいまちづくりをすることです。まちづくりの観点、ゾーニングの観点から、農業振興地域除外は絶対に認めず、ホームマック複合大型店の進出をとめる決断を求めます。

○議 長 市長。

○市 長 誤解しないでいただきたいのは、ホームマックほかによる複合店の出店というのは市が誘致するものではありません。ホームマックの強い出店要請、それと地権者が合意した中で出店しようとするものであります。私は、郊外型大型店、これ以上オーバーフロー状態にするということについては基本的には反対です。しかし、地権者とホームマックとの法的な合意の中で進めていくわけであり、しかも、それには背景としてホームマックの強い進出意向があるわけです。私は、そうなったときに市内の交通はどうなるのだということをよく考えなくてはいけない。農業振興地域除外を認めるか認めないかということについては、市内の交通処理ということも含めて当然ホームマックがどういう形態で申請をしてくるのかと、そういうことを大店立地法の立場からも公正、公平に考えて判断しなくてはならないことだというふうに思います。何にも解決しないで、最悪の状況を生むということが一番よくないというふうに思っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 ホームマックの移転に基本は反対だと、初めて述べられたというふうに思うのです。市長がしっかりと今の3町歩の田畑を守るという立場に立つことは、今の滝川の農政上、また日本の食糧自給率を守るため。あそこは、せっかく納屋も建っている。遊休地ではございません。今耕作放棄地がどんどんふえていく流れの中で、あそこを守るということと基本的に郊外型大型店反対だという、これが合われば市長の決断すべき方向というのはもう明らかではないでしょうか。もう一度、除外について市長はやめるべきだと、やめる判断をすべきだということについてお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 農振農用地の除外は、どういう場合に除外できるのかということが決まっているわけ

です。私は、農振農用地の除外というのは、その除外要件に該当すれば、それは除外しなくてはいけないというふうに思っております。問題は、ホームックがどういう形であそこに進出してくるのかということについては市長としての意見を大店立地法に基づいて述べますし、進出してきてしまって、非常に大きな問題を、禍根を残した、市民にも大きな迷惑をかけた、ということではまたおさまらないわけでありまして、私はそういう中での総合判断が求められていくというふうに思っております。市が積極的に誘致してやっている案件であれば、今清水議員がご質問になったようなことになるでありません。しかし、そうではありません。地権者とホームックとが合意の中で進めている案件でありますことを、これはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次の件については、私は総務文教常任委員でもありますので、大変残念ですが、この件について最後の時間を使い切りたいと思います。この地域、中空知で農振が除外されたというのは、恐らくこの10年間ないのです。それで、4要件を満たそうと思ったら、同じように満たせるところはたくさんあるのです。だから、ここで前例をつくってしまったら、次の郊外型大型店が来たら、もうそれを断る理由ってなくなるのです。ですから、市の整備計画をきちっと守る、市の農業生産面積、これを守るという立場、市長がその立場に立ちさえすればいいわけです。逆に今後に対して問題点を残すようなことになりませんか、ほかにも4要件を満たしますよ、もし申請が出れば。

○議長 長 市長。

○市長 優良農地は守らなくてはいけないと。それと同時に、農振農用地、これを除外していく、そういう条件に該当するところについては、これをむげに阻止をするということも法的にできないわけでありまして。私は、全体の滝川市の発展ということがどうなっていくのかということを優良農地を守りつつ考えていかなくてはいけないというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 少なくとも、バイパスの坂上については要望書も出ています。あそこだけ認めたら、この4要件はどこでも満たすことになるのです。そういう前例をつくることについて、市長としては絶対にやるべきでないというふうに考えますが、4要件というのは簡単にほかのバイパス沿いでも適用され得るということについて市長のお考えを伺います。

○議長 長 市長。

○市長 バイパス、沿道沿いという限定つきのご質問でありますけれども、私は今都市計画マスタープランの点検をやっているところであります。片一方にはコンパクトシティということもありますから、それに基づく滝川市の都市構造と土地利用のあり方、そういうのを議論しているところでありますが、沿道立地型のバイパス沿いの土地利用というのは、これはある程度色を塗って担保する必要があるというふうに思います。それは、沿道立地型のサービスをしなくてはいけないからです。しかし、これは沿道立地型でありますから、幅広く除外をするという性格のものではないというふうに思っております。

○議長 長 清水議員。

◎ 6、いじめ・不登校問題

1、いじめ定義への誤った理解の改善といじめの現状把握について

2、不登校について

○清水議員 質問は、これで終わりたいと思います。教育委員会には1件2項目の答弁を用意していただきましたが、ここで時間がなくなって質問できなくなったことを深くおわびをしたいと思います。次回の総務文教常任委員会で深くやりたいと思いますので、そのときはご協力よろしくお願いします。

これで終わります。

○議長 長 以上をもって清水議員の質問を終了いたします。

この辺で10分程度休憩をいたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時50分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

酒井議員の発言を許します。酒井議員。

○酒井議員 日本共産党の酒井隆裕でございます。先ほど窓から外を見てみますと雪がかなり降っておりまして、今まで大分雪が少なかったのですけれども、かなりこれからまた降るのかなと。きょうの質問も晴れの質問もございますし、また大雪の質問もございますけれども、よろしくご答弁のほどをお願いいたします。それでは、通告の順に従いまして、質問いたします。

◎ 1、市民負担増と市長の認識

第1番目、市民負担増と市長の認識について。引き続き大增税について伺います。今お年寄りを中心に負担増の波が襲っています。突然住民税の大增税が襲ったのは、小泉政権によって04年度と05年度の税制改正で増税を決めたからです。それは、老年者控除の廃止、公的年金等控除の縮小という年金課税強化、さらに高齢者の住民税非課税限度額の廃止、定率減税の半減、廃止です。問題は、それにとどまりません。住民税の増税に伴って、介護保険料や国民健康保険税なども重くなり、医療費、介護料を初め各種の減免制度や助成制度の適用からも除外されることに連動します。政府は、税制改正による高齢者の負担増や社会保障の改正による実費負担は、現役世代、高齢者世代がともに公平に負担を分かち合うことにより持続的な経済社会の活性化を目指し、将来にわたる国民生活の安心、安全を確保していかなければならないとの認識に立ったとしていますが、これらの庶民大增税と社会保障の連続拡大は、格差をさらに増幅させるものではありませんか。問題は、社会保障の連続改悪です。低所得者、貧困層を社会保障制度から排除してしまうという現実があります。我慢の限界は、滝川市民の中の現実ではありませんか。市長は、この現実についてどう認識しているのでしょうか。地方自治法で住民の福祉の増進をうたう地方自治体の長として、手を差し伸べるこそ政治を語る者の務めではないでしょうか。国の税制改正による市民負担増をどのよう

にご認識されているかお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 地方議会で天下国家を論じるということは、したくないというふうに思います。ただ、確かに人口構造がピラミッド型の時代は若年層が高齢者をしっかりと支えるような、そういう時代もあったというふうに思いますが、今人口のピラミッド構造は逆ピラミッドになっていると。若い世代の方が少ないと、こんな状況になりつつあるわけであります。こういう中で、天下国家をどういうふうにしていくのかということをして国会の場で我々国民の選良がしっかり議論をして、定めてもらいたいものだというふうに思います。今ご質問のありましたように、地方自治体の長としてどう思うのかということであります。私は、もし滝川市が地方交付税を受ける必要のない富裕基礎自治体だとすると、新しい制度を考えられるかもしれません。しかし、地方交付税を受けている以上は、独自の対策をとると独自の対策の部分だけ地方交付税が減るわけではないのです。倍返しになるのです。私は、地方のことも考えながら国において適正な政策、しかも高齢化社会に応じたみんなで支え合う適正な仕組みというものをしっかり考えていただいて、それに立って地方自治体はしっかり住民の命と福祉を守ることにならなくてはいけないというふうに思っております。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 関連いたしますので、次の医療費負担増についてお伺いいたします。医療制度改革関連法の一部が10月から施行されました。これまで70歳以上の高齢者の医療費負担は、一般が1割、現役並み所得者は2割でした。それが10月からは、現役並み所得者の自己負担が3割に引き上げられ、現役世代と同じになりました。税制改正でことし8月から現役並み所得者の範囲が拡大しています。高齢者控除が廃止され、公的年金等控除も縮小されたため、課税所得145万円以上という基準を超える人の数がふえ、収入の基準額が引き下げられたためです。その結果、収入は以前と同じなのに新たに現役並み所得者に仲間入りし、自己負担が1割から3割にふえてしまう人がいます。政府の推計によると、税制改正前の現役並み所得者は70歳以上人口の6パーセントに当たる120万人だったが、改正後は11パーセント、200万人になるとのことです。月ごとの医療費の自己負担限度額は、すべての年齢について10月から引き上げられます。また、2008年4月からは、70歳から74歳で所得水準が一般の人でも自己負担が1割から2割にふえることとなります。70歳以上の窓口負担を2割、3割に引き上げる、高齢者の保険料は年金から天引きする、重症患者の治療費は老いも若きも負担増となる。その上、長期入院用のベッドをなくしたり、また病院からお年寄りを追い出す。こうした医療改悪の影響についてどのようにお考えか、市長のお考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 持続可能な医療制度の設計が求められているわけであります。どこかで破綻してしまつては元も子もないわけでありまして、そういう意味では今までとは違う、そういう医療制度のあり方が議論されているということはそれなりに評価しなくてはいけないというふうに思います。しかし、できる限りその負担が少なくなることを望んでもいるわけであります。いろんな制度改革が進んでいきますけれども、現役世代も負担するわけでありますから、高齢者の皆さん方にもその一

部を負担していただかなければ社会保障制度そのものが崩壊するという側面も持っているわけであり、そういう意味では、高齢社会はある意味では病気さえなければ長生きできる幸せな時代でもありますから、お互い健康づくりということには十分配慮しながら、できるだけ病気にかからない、全体的に罹患率の低い、そういうまちにしていかななくてはならないなということを申し上げて、ご答弁といたします。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 先ほどと一緒に再質問をしますが、こうした引き続く増税というものが来年度以降も続くわけでございますけれども、来年度で税源移譲として税制が変わりますけれども、その内容について確認したいと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 19年度の主な税制改正については、18年6月の議会でも可決いただいたところでございます。一つは、フラット化により住民税が一律10パーセントになる。これによって、平成18年度の課税ベースで、これはまちづくり懇談会でも申し上げておりますけれども、約3億7,000万ぐらいの増収見込みとなります。もう一点は、定率減税、これの7.5パーセントの減額がございまして、これでは平成18年度課税ベースで約7,000万円の見込みでございます。

以上でございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 07年度での税源移譲で2月の年金から所得税が減り、6月に統一される住民税が増ということになりますけれども、広報では減った分がふえるだけで、イコールのように書かれております。しかし、実際には07年で定率減税が全廃となるために、6月に統一される住民税は所得税が減った以上の増税となるとと思いますが、こういった考えでよろしいかどうか確認したいと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 定率減税につきましては、19年度、来年度から廃止になりますので、その分について7,000万円ほどの実質の増額となりますが、1人当たり約3,500円程度の負担増となるというようなことでございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 今までの負担増に加えてさらに負担増となると、こうした雪だるま式な負担増の問題について、先ほど市長は住民の暮らしと命を守るためにという話をしましたが、実際にこれだけの負担増になれば市民の命と暮らしを守ることというのも非常に困難になるというふうに思います。こうしたことについて反対の声を上げるべきだと考えますが、市長のお考えを伺います。

○議長 長 市長。

○市長 定率減税は、もう決まったことであります。いろんな議論がなされましたけれども、定率減税の廃止による増税というのはやむを得ないことだというふうに思います。これからこういう減税措置を廃止をしていくということでどういうことがあるのか私はわかりませんが、やはり地方は地方としての意見を言っていかななくてはならないというふうに思います。ただ、フラッ

ト化の方は、国民の負担は何も変わるものではありません。国税から市税、所得税から市道民税へかわっていくという話でありますから、基本的にはプラス・マイナス・ゼロであります。ただ、私は、これはある意味ではいいことだというふうに思っています。4億4,000万円、定率減税の廃止も含めてふえますけれども、一方地方交付税だとか地方譲与税だとかが削減されて、プラス・マイナスだったら結構大幅なマイナスになるだろうなというふうなことも想定されますけれども、これは地方の財源の割合が高くなる。自主財源の割合が高くなれば、それは地方自治にとっていいことだというふうに思いますけれども、私は残念ながら地方交付税改革と一体となっているということにはいささか疑問を感じつつ、いろんな場面でそれは要望しているところであります。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 地方の自主財源がふえることについて、市長はよいことだというふうな形で言っていましたけれども、実際にはイコールになるといっても定率減税廃止分で負担はふえるわけでございます。こうした国民だましの負担増について、私は反対していることを述べて、次の質問に移りたいと思います。

◎2、高齢者対策

1、要介護認定者への障害者控除適用

次は、2件目、高齢者対策について。要介護認定者への障害者控除適用についてお伺いいたします。この要介護認定者への障害者控除適用は、障害者手帳の交付を受けていない人でも税金の障害者控除が受けられる制度であります。所得税法や地方税法では、所得申告する本人または扶養親族等が障害者に該当する場合、障害者控除として一定金額を所得から控除できることが決められています。この障害者控除の対象となる人は、一般的には身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人ですが、手帳を持っていなくても年齢が満65歳以上の人で精神または身体に障害があり、その障害の程度が前記の人に準ずるものとして市町村長の認定を受けている人も障害者控除を受けることができます。しかし、これまではそうした認定を受けることが困難で、事実上控除を受けることができないでいました。今回の制度実施により、本年收入の申告分から身体障害者等の手帳を持っていない高齢者のうち障害者等に準ずると判断される方に対し、申告用認定書が交付されます。これにより、所得税や住民税に障害者控除が適用されることになります。これまでも日本共産党は、介護を受けられている高齢者の税負担軽減のために、要介護認定者に障害者控除対象者認定書を交付し、市民負担を軽減するように滝川市に申し入れするとともに、市議会の一般質問等でも提案してきました。この制度が実現に至ったことに対し、理事者、職員の皆様に深く敬意を表します。私からは、この制度を完全に実施するため、幾つかの点について質問します。まず、この制度の対象人数は何人になる見通しか、効果額はどれくらいか、非課税になる人数の見通しはどれだけか伺います。また、厚生常任委員会での私からの質疑には、可能性のある介護認定該当者には個別に通知するとともに広報により周知を行うと答弁されました。ここでは、制度運用に当たって、該当する方が知らなかったということがないようにすることが重要であります。具体的にどのような通知や周知を行うのか伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 酒井議員さんのご質問にご答弁を申し上げます。

要介護認定者への障害者控除の適用でございますが、要介護１から５までの方が平成１８年の９月現在で１，１４４名おられます。そのうち既に非課税の方、また手帳を持っていच्छる方もおりますので、今回影響を受けると考えられる方につきましては３３９名でございます。うち非課税に変更になる方につきましては、５７名でございます。影響額につきましては、試算でございますが、３５３万９，０００円というふうに考えてございます。また、ご質問にございました申請漏れがないようにきちとした周知をというお話でございますが、先般お話を申し上げましたとおり、広報たきかわに掲載するとともに、また年末調整の説明会、これが１１月の１７日に行われてございますけれども、これでも障害者控除の認定についてお話をしているところでございます。また、個人あてには１２月の６日にこういった控除について行う旨、それぞれ発送をしたところでございます。また、滝川地域介護サービス事業者連絡協議会といったグループホームですとか介護支援事業所の会報がございますが、そういった中にも掲載をしていただいて、漏れのないよう配慮してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 この障害者控除の適用についてでございますけれども、所得税の方では厚生労働省社会局長通知で高齢者の所得税法の取り扱いについてとして、障害者及び特別障害者であることの認定は市町村長が認定書を交付することで行うとなっており、障害者控除認定書が交付された要介護認定者は障害者控除が適用されることになり、所得税では要介護認定日にさかのぼって障害者控除が適用となります。確定申告していなければ、過去５年以内、要介護認定に伴う障害者控除の適用をしないで申告をしてしまった場合には法定申告期限から１年以内の場合には更正の請求書提出で減額更正、１年を超えて経過している場合には職権により減額更正を行うと伝えています。国税当局によると、所得税についてはさかのぼって適用されるということでございますが、このような理解でよいのかお伺いいたします。また、住民税ではさかのぼって控除適用はされないということでございますが、住民税の控除申請の期限はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 所得税につきましては、国税の方の担当者の判断ということに当然なると思いますが、私どもが今住民税で考えておりますのは、今回滝川市がこの障害者控除の適用について検討した内容につきましては、先ほど酒井議員さんからもお話がございました老年者控除の廃止等によって高齢者の税負担が非常に大きいものになる、あるいは介護保険法の改正によって要介護を要支援２と要介護１に区分をされたことによって介護度がある程度明確になるといったことの要因がございました。そういった内容を判断した中で、この障害者控除について認定をしたいというようなことを考えたのですが、そういった意味であくまでも今年度からの適用ということで考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 今年度から適用されるということで、よい制度ですので、ぜひ周知徹底して、高齢者の負担軽減のためにPRなどをよろしくお願ひしたいと思います。

◎3、社会福祉事業団民営化について

1、民営化前後の市の課題

2、老人ホーム移転

続いて、次の質問に移ります。3件目、社会福祉事業団民営化についてでございます。第1番目として、民営化前後の市の課題について。これまでは、民営化の時期について4月より行うということで示されておりましたが、民営化の時期について4月にこだわらないとの方針に変わりました。そこで、民営化についてお伺ひいたしますが、民営化になると本市から基本財産の提供というのが不可欠になるというふうに考えます。提供する財産は何と考えているのかお伺ひいたします。また、その時期と条件について、有償や無償、時価との関係などについてお伺ひいたします。

○議長 長 市長。

○市長 事業団の一般法人化は、来年4月を目指して、事業団にとっても市にとっても、どちらもメリットがあるという自立プラン、財政シミュレーションを念頭に協議を進めてきたところであります。ただ、滝川市社会福祉事業団はかなり多くの施設を委託しておりますし、300人以上の職員が働く大きな組織であります。将来経営を担っていただくにはいけない職員が共通の認識で進めてもらわなくてはいけないということがありまして、今盛んに社会福祉事業団内においてもプランを取りまとめ、議論していただいているところであります。時間をかけるべきところは十分かけながら、進めていきたいというふうに思っております。そういう意味では、4月にこだわらないということではありますが、目標は4月1日にできれば一番いいことであります。しかし、無理にそれに拘泥することによって本来自立するという趣旨の共通認識が得られないような形になるのであれば、それは本来目的とすることではありませんから、そういうことも含めて時期的にも弾力性を持って対応していきたいというふうに思っております。今社会福祉事業団内部で自立プランをまとめているところでありまして、事業団の理事会にもそう遠くないうちに基本の考え方が提案されるというふうに聞いておりますし、私滝川市長としても滝川市の施設を委託運営していただいているわけですから、これをどういうふうに移譲するのか、あるいは引き続き委託をしていくのか、そういうことの具体的なことについてはまだ決まっているものではなくて、検討中であります。プランがおおよそまとまりました段階で、また委員会にもご報告をしながらご意見を賜りたいというふうに思っているところであります。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 まだ検討中で決まっていないということではございましたけれども、いつごろこうしたものについて示されるのかという目安などについては全くない状況なのだろうかとも思うわけではございます。滝川市として財産を提供するかしらないか、これについてはかなり重要な問題だというふうに考えます。その上で、例えば3月にいきなり出されて、4月ということには当然ならないわ

けでありますし、そうした考え方が示される目安としてはいつごろを目標に考えているのか、それについて再度お伺いします。

○議長 市長。

○市長 そういう財産の譲渡だけの問題ではありませんで、たしか昭和49年からずっと社会福祉事業団は歴史があって、しかも46通知によってある意味では守られてきた、そういう組織であるだけに、今慎重にさまざまな課題について議論をしているところでありまして、そう遠くない時期に素案的なものはまとまるというふうに思っておりますので、またおおよそこの案がまとまった段階で、先ほど申し上げましたように市の財産をどうするのかということは極めて重要なことでありますし、しかし一般社会福祉法人化が求められる方向であるとしても、そこに働く人たちの状況がどうなるのかということも、これも極めて重要なことでありますから、こういう重要課題を1セットそろえて、またご意見をいただくということにしたいというふうに思っています。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 そこに働く人という問題が出ましたけれども、この事業団の中にはかなり多くの市職員が派遣されているわけでございます。こうしたものもまた引き揚げるということになれば、事業団としても運営していくのが大変になるのではないかなというふうに思います。それから考えると、4月にこだわらずということであったものの、市長の答弁では目標は4月1日であるということで、基本的な考え方自体は変わっていないことが示されたというふうに思います。私からは、こうした重要な問題についてはさらにじっくり議論をしてやっていく必要があるのではないかなというふうに思います。

次の質問に移ります。民営化後の問題であります。民営化後の市の課題、将来の負担などについてどのように考えているか、市民負担はゼロであると考えているのか、これについてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 一般社会福祉法人になることによって、市民負担が上がるというのは基本的には想定しておりません。経営主体が変わるということでありまして、民営化することによって市民負担をふやすのだと、そんな考え方は持っておりません。しかし、自立した後においてどういうふうに自立した運営をやっていけるのかということは、やっぱり問われることだというふうに思っております。しかし、一般社会福祉法人化した後は、やっぱり自主的な努力が中心になるわけでありまして、すべてが一遍に施設譲渡できて、運営されるわけでもないでしょうから、私どもは法律に定められた、そして市が施設を持って委託する部分があるとすれば、それはしっかりと運営していただくと、これを過大に住民の負担におっかぶせるということであれば、当然ほかの施設との戦いが始まるわけでありまして、入る人が出てこないのではないのでしょうか。そのことこそが自立していくことの大きな目的でもあるというふうに思っております。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 それでは、次の質問に移ります。老人ホーム移転についてであります。軽費特養の一部を中心市街地に移す考えが以前に示されました。現在特養や老健施設などは、江部乙に設置され

ています。これを移すということでもあります。中心市街地活性化もありますが、江部乙のまちの活性化も必要です。市長のお考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 江部乙の緑寿園を初め福祉村は、存続をいたします。ただ、一方、時代の要請に合わない、古いものは昭和49年だったと思いますけれども、つくっているわけですから、老朽化し、時代の要請にも合わない、そういうものも出ているというのは事実でありますし、一方住んでいただく皆さん方についても、あれができ上がった段階では、高齢というけれども、高齢でもなかったのです。入っている方々は、まだ若かったのです。平均年齢がどんどん、どんどん高くなってきて、そういう時代の変遷もある。したがって、入居者のニーズというものもある。一方、今ご質問をされました設置されている地域の願いもあるというふうに思います。それをやっぱりバランスを持って、どう対応していくのかということが重要なことではないかというふうに思います。江部乙の福祉村は、存続をいたします。しかし、施策は、単純に1かゼロかというデジタル判断では終わらないということもご理解いただきたいと思います。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 福祉村についてはそのようなご答弁でございましたけれども、仮に施設が老朽化したということでありましたら、江部乙の中心地、例えば農協の近くですとか、そういったところに一部を移転するということについても可能だと思うのです。こういうことについてどのようにお考えか、再度お伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 中心市街地に一部移転するのが適切な判断ではないかというふうに思って、さまざま検討しているところでございますけれども、それはあるいは通院でありますとか、買い物等の利便性でありますとか、高齢者の居住ニーズはどういうふうになっているのかでありますとか、経済効果でありますとか、あるいは入所されている皆さんと地域住民との交流がどういうふうに図られていくのかということでもありますとか、あるいは最近特に話題になっております孤独感に対してどう対応できるのかであるとか、そういう多様な面から考えていくべきだというふうに思っております。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 市長の答弁された買い物の利便性などについては、江部乙でやれないという理由はないわけでございます。また、経済的な部分からいいますと、仮に江部乙にその一部が移転されてつくられたということになれば、その部分でも江部乙の経済のために役に立つと私は思っております。これが中心市街地の方に移ってしまうことによって、例えば50人いた人がそのまま中心市街地の方に移っていくことによって、そうしたものが全部移転してしまうと、こういうことにもなってしまいます。それから考えれば、先ほど福祉村は残すということでご答弁がございましたけれども、江部乙の中心地での建てかえも検討の課題に加えてほしいというふうに思います。

◎4、病院問題

それでは、次の4番目、病院問題に移ります。まず、最初は、基本計画づくりと適正規模につい

ての徹底検討についてであります。現在特別委員会でも議論されておりますが、市立病院の建てかえについて伺います。先日特別委員会による留萌、深川市立病院での視察が行われました。留萌市立病院は、２００１年に新病院が建設されました。旧病院が入院病床２３２床でしたが、計画段階で地域医療の必要性を理由として、最終的に３５０床となり、経営を圧迫する原因となっています。現在は、１病棟分５２床を閉鎖して運営しています。深川市立病院は、２００４年に新病院が建設されました。現在３０５床のうち５３床を閉鎖して運営しています。どちらの病院でも新病院になることで患者数が増加することを見込んでいましたが、想定より低い患者数となっています。留萌市立病院、深川市立病院ともに、診療報酬改定などの影響を推定できなかったことなどから、不良債務を抱えています。留萌市立病院では、計画段階から、投資を過大にすれば経営を悪化し、不良債務を出す原因となることが説明されました。それでは、本市の状況はどうでしょうか。新病院の病床数について、タスクフォース会議による新病院基本コンセプトでは一般病床は２１０から３００床と示されています。あくまでもＤＰＣ導入後による推計ということですが、かつて３５０床あったものを５０床削減されました。これをさらに削減することもあり得るといったことは、重要であります。市民にとって必要な診療科目、病床数確保は当然のことですが、同時に経営についても不良債務を出さないことなど、安定して運営できるようにしなければなりません。したがって、基本計画づくりと適正規模について徹底検討することが必要であります。特別委員会では、タスクフォース会議による新病院基本コンセプトで経営に大きな影響を与える産婦人科や救急体制、リハビリなどについて示されていないことについて、私も含め何人かの委員から疑問が出されました。以前に市長は、中空知の産科体制はモデルになっており、医師の確保について難しいといったようなご答弁をされました。このような問題もクリアされていない状況では、基本計画策定は難しいのではないのでしょうか。私は以前から、早期の病院建築は市民みんなの願いであります。建築を急ぐばかりに基本計画が不十分なものになってはいけなく指摘してまいりました。場合によっては基本計画策定をおくらせてでも、よいものにしていかなければならないのではないのでしょうか、市長のお考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 既に滝川市立病院は、５０床削減しているわけです。基本構想では、したがって一般病床３００床、それから精神病床５０床、これを上限とするということにしているわけです。これを超えることはない。ただ、いろんなところで、議会でも調査をなさったところにおいても閉鎖病床があるというところもあるようでありまして、つくったものが閉鎖しなくてはならぬという状況になっていくというのはやっぱり適切な選択ではありませんから、これは建てる段階でしっかり吟味をして、しっかりした計画を立てたもとに整備されなくてはならないというふうに思います。そこら辺は、ご質問のありましたように趣旨を十分勘案をしながら、適切な適正な病床数、そういうことも含めて基本計画をしっかりとしたものにとすると。そのために、院内での議論、あるいは改築準備委員会での議論、そういうものを徹底して、目標年度に住民の命と健康を守る市立病院がしっかり建つように努力したいというふうに思っております。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 改築のスケジュールでは、以前でも委員会で質疑を行いました。来年の3月末に基本計画が完成すると、同時に3月議会の中で実施設計の予算が計上されるということで、かなり基本計画について議論するというのも時間が限られる。基本設計が完成するのは、同年の8月末ということで、半年足らずしかないわけでございます。この点で、急がずつくっていくということが一番大事なことはないかなというふうに思います。

そこで、次の質問に移りますが、基本計画をつくる前に市民合意を得なければならないというような問題であります。以前に市民や患者を対象としたアンケートが実施されました。そこでは、建てかえが必要かどうかや現在地での建てかえ、また駐車場、通院手段など、こういった項目についてアンケートの結果が出されて、そのことが基本構想の策定に生かされました。現在は、基本計画を策定する段階であり、以前とは状況が異なります。こうしたアンケートの第2弾を実施して、市民や患者の声を基本計画策定に生かすべきであります。その中で、基本計画をつくる前に市民合意を得ることが一番大事ではないでしょうか。そうしたお考えをお持ちであるかどうか、お伺いいたします。

（「議長、議事進行」と言う声あり）

○議長 長 田村議員。

○田村議員 これは、特別委員会に付託、調査しているところでありますから、議長の方で整理をしてもらって、ここでもって取り上げる問題ではないと思います。

○議長 長 市民アンケート第2弾を実施すべきか云々というのは、よろしいのではないですか。

（「いや、最初からさ」と言う声あり）

○議長 長 もう既に1番目は終わっていますから。市民アンケートの実施については、酒井議員の質問は私はいいと思います。

（「そうしたら、3番目はどうするんですか」と言う声あり）

○議長 長 いいのではないですか。

（「そうしたら、特別委員会なくてもいいんじゃないですか」と言う声あり）

○議長 長 これは、特別委員会と性格が違いますよね。市長に対して質問しているのです。

答弁を求めます。市長。

○市長 基本構想の段階で、市民アンケートをやっているわけです。市民委員会も立ち上げて、皆さん方のご意見もお伺いしました。その後においても、病院内に患者サービス評価委員会を設置して、患者満足度調査を実施して患者ニーズの把握をしておりますし、あるいはいろんな意見は意見箱を通じて施設面にも及んでいろいろご意見もいただいて、住民の皆さん方の考え方というのは相当蓄積されているというふうに私は思っています。ただ、基本計画をつくったということ自体がつくったかつくらないかわからないということでは、やっぱり問題がありますから、それは議会の皆さん方にもお示しをして、議論をいただきたいというふうに思いますのと同時に、市民の皆さん方にもこれはお示しをして、やっぱりご意見をいただかなければならないというふうに思っております。ただ、それが第2弾アンケートという形になるかどうか、それは別の問題でありまして、基本計画についても市民の皆さん方のご意向の反映はしなくてはいけないというふうに思っております。

す。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 アンケートというものに私はこだわるものではなくて、市民の考え方や意見を、先ほど蓄積はされたけれどもということでございましたけれども、ぜひ検討していただきたいというふうに思っております。

それでは、第3番目、最後の質問に移ります。診療報酬改定などで現在どの病院も経営が大変になっています。各病院は、看護師確保や急性期医療への対応を強めていることなどでこうした問題に対処しているということでございますが、この滝川市立病院でも例外ではありません。05年度の病院決算については、収益的収支で332万円の赤字となりました。そこで、今年度決算見込みはどのように推計しているのかお伺いいたします。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

11月過ぎまして12月ということでございますけれども、まだ年度の途中ということでございますので、結果的に、まだ3月までございますので、今の状態でどうなるかということは申し上げることはできませんけれども、昨年は酒井議員が今言われましたように黒字化に努力をしたのですけれども、残念ながら330万ほどの赤字になったと。そこで、18年度につきましては、またこれからの目標といたしまして医療収益の確保ということで総額で53億、月々に直しますと入院、外来で4億4,000万という目標設定をして、その確保に努めておりますし、さらにまた経費の節減ですとか、仕入れ単価の引き下げ、効率化の推進ということで院内全体的に取り組んでまいりました。上半期の状況でございます。診療報酬につきましては3.16パーセント、全体的にマイナスになったわけですが、上半期、10月末までの状況といたしましては医業収益では対前年比で8.3パーセントの増加ということで、月々に直しますと先ほど言いました入院外来では4億4,000万の目標をほぼ達成しているという状況にあります。また、経費につきましては、対前年比では2.4パーセントの減と、こういう状況にあるということでございます。今後とも努力してまいりたいと思います。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 本年度決算の見込みについて努力していくというような答弁がされたわけでございますけれども、以前に財政計画について基本計画とあわせて出されるというような答弁があったというふうに思います。市のスケジュールによりますと、起債協議が実施設計予算と同じ時期に始まって、起債申請は07年度中になっております。ここで重要なのが起債の見通しであります。先ほど申し上げましたとおり、05年度は332万円の赤字、04年度は9,200万円の赤字、03年度は1億3,100万円の黒字ということで、07年度中の起債申請となれば、こうしたもの、特に05年度分の332万円の赤字や今年度決算などが非常に重要になるというふうに思います。ここで、お伺いします。市長として起債を獲得するために、絶対に獲得しなければならないというふうに思うのですけれども、こうした部分においてどのような見込みを持って行動しているのかお伺いいたします。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 起債につきましては、今年度から許可制から協議制ということになりましたけれども、病院事業債は基本的には100億以下については都道府県知事の認可、協議ということになりますけれども、しかし事前に国との協議というものは必要ということで、今年度道の担当者の方といろいろ進めていく中で、私どもの方での現時点でのいろいろな計画、そういうものを詳細に打ち合わせをさせていただきまして、10月に道の担当者が総務省の方へ行きまして、うちの方の計画等について説明をし、終えたということで、その結果としては現計画の部分については今の時点では起債については問題なしということをお願いしているところでございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして酒井議員の質問を終了いたします。

◎議事延長宣告

○議長 長 本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

窪之内議員の発言を許します。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、本日最後の質問者であります、4時を過ぎるというふうになりますけれども、私の方でも深呼吸をして、元気いっぱい質問をさせていただきたいと思います。

◎1、教育行政

1、教育再生会議のいじめ問題緊急提言について

2、小学校女子児童の自殺事件にかかわる調査報告書について

まず、1件目です。通例と違ひまして、教育行政を最初にやらせていただくということにしました。後段、解明されている部分もありますので、一定省いて質問するということもありますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。まず、1件目ですが、教育再生会議のいじめ対策緊急提言についての質問です。教育再生会議では、合宿討論を行うなど、教員の資質向上や学力向上、学校制度の改革など教育全般についての検討が行われ、来年1月には1次報告が取りまとめられるようです。本日の質問は、いじめによる自殺が連鎖的に発生するなど、いじめによる深刻な実態の解決が急がれたことから、いじめ問題への緊急提言が11月29日に発表され、この提言に盛り込まれたいじめた子供への指導、懲戒基準と滝川市の取り組みについて伺うものです。この緊急提言では、いじめた子供への指導、懲戒として、社会奉仕や個別指導、別教室での教育などの規律の確保とともに、いじめを見て見ぬふりする者も加害者であるとして指導することを求めています。いじめた子供に対する教育的な指導は当然ですが、別教室での教育や見て見ぬふりする者も加害者といった判断について、私は簡単に納得できる気持ちにはなりません。滝川市教育委員会は、緊急提言のこうした指導や懲戒をどのように受けとめ、学校現場に求めていくのかお伺ひしたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 窪之内議員さんのご質問にお答えをいたしますが、まずいじめを受けた子供から見れ

ば、直接いじめた子供だけではなくて、その周りではやし立てをしたり、あるいは傍観していたという子供も加害者として感じてしまうものでありますことから、集団的な指導というものについては日常的に欠かせないものだというふうに思っておりますし、当然そういう必要性もあるだろうというふうに思っております。また、いじめに加わった子供への指導につきましては、保護者の協力を積極的に求めながら指導を行っていくということが必要ですが、別教室での教育あるいは出席停止などの措置については、本人の懲戒という観点ではなく、他の児童生徒が義務教育を受ける権利を保障するというためにあるというふうに考えているところでございます。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 いじめを受けた側から見ればすべてが加害者というふうに見えるということは、そのとおりだと思っています。だから、そういったことで学級あるいは学校全体への教育的な指導というのは欠かせないというふうに思っているのですが、本人の懲戒という観点ではなくて、他の生徒が義務教育を受けるということの保障だというふうになった場合に、それではすべてが加害者ということになれば一体どの部分の人たちを別教室で指導するのか、教育をするのか、その判断をだれがするのか、その教室で受けた人たちがその後どういった形で教室に戻ってこれるのか、そういったことを考えたときに、いじめを受けた側の子供たちにとっても義務教育を受ける権利はあるわけですから、義務教育ということ言えば小学校、中学校までで、高校は違うということなのですが、そういうことから考えたときに、こういった別教室での指導というのを簡単にやることによって、その加害者である子供たちがまた集団の中に返ってこれないという場合も十分想定されるというふうに思って、こういうことを暗に簡単に取り入れて進めていくということでは問題あるのではないかと。もし仮にこういうことをするのであれば、先生方、生徒、児童、保護者、地域もすべて納得できるような基準なり、そういうものが示されていかないで、こういうような懲戒ということをとるとするのは、私はふさわしくないと思いますが、そういう基準も含めたお考えについてお伺いします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 ご質問のありましたとおり、ではどの部分にどこまでのいじめの程度になれば例えば別教室になるのか、そこは先ほど言いました直接的にいじめにかかわった者だけなのか、傍観者も含めてなのかという部分の基準をつくるということについては、非常に難しい問題だというふうに思っています。現実問題として、各学校、一義的には校長の判断ということになると思いますけれども、その部分の基準というものについては明確にこうなれば、あるいはこうしてからという部分については非常に答えづらい部分があります。したがって、今回の提言を受けて、具体的に検討していく中身だというふうには思っておりますけれども、まだほかの議論も含めてもう少し考えさせていただきたいというふうに思っておりますので、ただちに懲戒的な処分を各学校におろすということについては今のところはまだ考えてはおりません。

以上です。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 今答弁されましたように、直ちにということではないということもありましたので、

具体的な形での検討ということについては慎重な形で検討されたいということを求めて、次に移りたいと思います。

次は、教育行政の第2項目ですが、小学校女子児童の自殺事件にかかわる調査報告書についての質問です。第1要旨は、なぜいじめが行われたのか、その背景について調査は実施されたのかについてです。調査報告書では、女子児童に対する具体的な言葉や事例から、いじめがあったことを認め、自殺の原因がいじめにあったと結論づけた報告書となっています。この点についての報告は素直に受けとめますが、なぜいじめが行われたかについては全く触れられていません。なぜという大きな問題を解明しないで、いじめた子供の心に迫る指導や本当にいじめをなくすることができるとは思われません。子供は学校だけで生活しているわけではなく、家庭や地域のかかわりの中で育ってきているわけです。また、学習への不安などさまざまなストレスを抱えて、その不安やはけ口がいじめという形であらわれていると指摘する教育者も多くいます。いじめ問題に正面から取り組んでいくためにも、さまざまな角度から背景を分析することが求められているのではないのでしょうか。私は、一人一人のことはプライバシーにかかわることも多くありますので、公開すべきではないということは言うまでもありませんが、こうした観点で背景についての調査を行わなければ、子供たちの本当の解決には結びつかないのではないかという点でお伺いしておりますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 加害者になるいじめはどうして行われたかという背景なのですが、これは議員さんおっしゃるとおり、子供のストレスによるもの、あるいは子供が子供を支配をしようとする心理というふうに言われております。これらのいじめが起こる背景としましては、一般的には例えば学業不振であったり、家族関係であったり、場合によっては例えば失恋であったりとか、転校であったりとかというさまざまな要因がそのストレスを生むというふうに言われておりますし、その具体的な背景に気づかないまま、そのストレスが生まれてくるということも往々にしてあるというふうに認識をしております。したがって、今回の調査報告書では、それらの背景を調査をするということではなく、いじめに結びついた事実の特定の調査を実施をしたということでございます。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 次の質問の要旨ともかかわりますので、次の要旨にかかわっての質問を行ってから、今の質問に対する答弁も含めた再質問という形をとらせていただきたいと思います。調査報告書では、保護者の理解や協力も得ながら、当該学級全体に対して第1に自殺の原因はいじめであることを認識させて、死という現実と向かい合って、その償い方を考えさせるとなっています。一方で、みずから追い込むような罪悪感や孤独感、疎外感を与えることのないよう配慮するとなっています。しかし、いじめが起きた背景や心の分析などが行われていない中で、子供たちだけに責任があるかのように結果に対しての償いを求めることが本当に教育的な指導のあり方だと私は思わないのですが、この点についての考え方についてお伺いします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 いじめにかかわった子供たちへの指導としまして、自殺の原因はいじめであると認識

させるということについては、これは避けては通れないものだというふうに思っております。女子児童が仲間外れに遭い、悲しく苦しい思いをしたことは明らかであります。人の痛みがわかる人間に育てていくためには、やはりクラスで行われていたことを全員に思い起こさせ、その時点から具体的な指導がなされて、一人一人が成長することを願うというのが教育だというふうに考えております。死という現実と向かい合って、償い方を考えさせる。このことは、当該児童の気持ちになって、また児童を失った家族の気持ちになって、クラス全体が、あるいは個々の生徒が命のとうとさを知り、家族愛の大事さを気づかせて、その上で行動を通して人間社会の倫理観や人を愛する心というものはぐくむことにつながるものと確信をしております。また、先ほども言いましたいじめを行う背景としてのストレスの解消という部分がまず一義的には大事なことになるというふうに思っております。スクールカウンセラーの相談あるいは道徳教育、それからそういうカウンセリング技術を身につけた教員の養成等もあわせて行いながら、心理的、教育的な援助を学校としても委員会としても最大限図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 先ほどの答弁と今の答弁で、ほとんどは同じような認識になっていると思うのです。一つは、自殺の原因がいじめであることを認識させるというのもそのとおりだし、そこと正面から向かい合うということもしてもらわなければならないというふうに思っているのですが、償い方ということにちょっとこだわっているのです。というのは、この報告書の中でだれに償いをさせるのかというのがちょっとよくわからないのですが、償い方のことについて書かれてあるのは、学校の先生でも学校でもなければ、教育委員会でも何でもなくて、子供たちにだけ償い方を考えさせると報告書に出てきていて、ここの部分にひっかかっているのです。後段にありますように、子供たちに罪悪感や孤独感を与えない中で自分たちのしたことがどういうことで死に結びついたのかと考えさせながら、私はその死から何を学び、どう生きるかということ子供たちに受けとめてもらうということであって、償い方ではなくて、今後自分たちがどう生きるかということだというふうに思っているのです。細かいことなので、そういう意味が償い方ということに含まれているということであれば納得できるのですが、償いということで、先ほど言ったように補償という言葉との関係で、具体的に遺族とかそういうことへの償いを求めているかなという気持ちがするので、誤解があるといけませんので、そのことについてお伺いしたいということと、そういう意味からも、子供たちが向かい合っていく意味からも、子供たちのストレスになっていることとか、そういうことに深く向き合っていくためにも保護者の理解をということが書いてあります。先日地域参観日があって、教育委員会の方たちも参加されていましたが、私も授業を参観させていただきました。直接この学級の参観も2時間ばかり授業を参観させていただいて、その後いろいろ校長先生なんかとも懇談させていただきましたが、保護者の方たちもこういった現実はどう子供と向かい合っているのか、どう語り合っているのかということの迷いや不安や、そういうものがあるというふうなことをお聞きしました。そういう点で、私はただ学校任せ、教員任せにしているのかなという不安が物すごくあって、そういった保護者の不安、そして保護者が子供たちときちんと向き合える援助、こういった

点も必要でないかなと思うのですが、あわせてお伺いしたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 報告書で書かせていただきました償い方というのは、決して補償とかという意味ではなくて、例えば一つの行動としてお参りだとかということもあるでしょうし、そういうような意味での償い方というふうにとらえております。また、償うだけではなくて、学校生活にどのような目的を持ってこの先の学校生活を送るのかということについてもあわせて指導していくということも報告書の方に記載をさせていただいておりますので、その意味では議員さんのおっしゃるのと一致をしているのかなというふうに思っております。また、保護者の方につきましても、今定例的に保護者会を開催をしてやっております。今回の報告書をきっかけに、子供さんと話し合うことができたというようなご意見も聞いております。当然スクールカウンセラーにつきましても、保護者の方もカウンセリングを希望者については実施をしておりますので、今後とも児童生徒だけではなく保護者の方も含めて、基本的に子供と保護者の方が議員さんおっしゃるように向かい合わなければ、その次のステップにはいかないものというふうに考えております。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 認識に違いはないということだと思います。受け身ではなくて、保護者の人たちが悩んでいないかどうかということも学校を通じるなどして教育委員会としても働きかけをぜひ行っていただきたいということを言って、次の第3要旨に入りたいと思います。学校や市教委と遺族の認識の違いについても報告書では書かれております。新体制での教育委員会も亡くなった児童の母親との面談が一度もできていないというふうに聞いています。一番大切なお母様の認識について、どのように確認しているのか伺いたいのと、報告書に示されなかったほかに深刻な仲間外しが行われたという遺族の認識があるというふうに記載されています。こうした違いについて、教育委員会として遺族の要望に全面的に協力していくとの姿勢が示されていますが、この認識の違いを一致させるために、今後どのような調査が求められているのか、同級生や保護者、教師からの再聞き取りといったこともあり得るのかについて伺いたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 まだ母親については直接私どもお会いをしておりますが、大おじさんを通じまして報告書の内容についてはお母様についてご理解はしているというふうに承っております。また、認識の違いの部分について、どういうふうな埋め方をしていくのかということで、今ご遺族の方と色々なお話をさせていただいております。ご遺族の方の目的を果たすためにどういう方法が一番いいのか、それは再調査をするのか、あるいは別の方法があるのかも含めて慎重に行っていきたいというふうに考えております。ただ、家族を亡くされた遺族の気持ちというのはそう簡単にいえるものではないだろうというふうに思っております。その部分の難しさというのは現実的にはあるのですけれども、委員会としてはできる限りご協力をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 一つは、お母様にお会いできていないということで、私が心配するのはお母さんの

精神的なケアがきちんと行われているのかということなのです。長い間かからないと気持ちは落ちつかないのかもしれませんが、こういった点で何らかの援助とかは求められてはいないのかどうか1点と、どういう方法がいいのかということもおっしゃっていましたが、ご遺族の方が直接この間同級生や保護者などへの調査を行ってきたというふうにも聞いていますが、こうした調査についてご遺族の方が今後も行っていくということについての教育委員会のお考えをお聞きしたいというのと、この報告書が一たん出されましたけれども、その認識の違いがあるということであれば、いろんな再調査をするかどうかも含めて、仮に新しい事実が出れば調査報告書としてはまだ完了していないというふうに言えるのか。心配しているのは、私はこの調査報告書が出された時点で、これからこのことを受けとめて子供たちにとっては今後の生き方を決めようとするときに、またさかのぼって何度も昔のことに入るのが決していいことだというふうには思っていないのです。だから、子供たちを対象にした調査が今後とも行われるということについては私は反対の気持ちを持っているのですが、そういうことが行われるのかという懸念もあるものですから、こういった調査が終了する時期というのですか、そういう見通しを持っているのであれば、その時期についてもお伺いをしたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 お母さんの方から私どもの方にそういうケアについて求められているということは、ございません。ただ、必要があれば遺族の方を含めて、何らかのケア、その辺についてはご相談をしてみたいというふうに思っております。また、どういう方法がいいのかということでございます。ご遺族の方は、事実の真相が知りたいということで、議員さんおっしゃられるように直接保護者の方等に電話なり、お会いになったりしております。ただ、そのことが双方の認識を埋めるような形を生まないような結果になるのであれば、これは長くかかってしまう話ですから、その部分も含めてご遺族の方とご相談をさせていただきたいというふうに思っております。また、調査の結果、さらに新しい事実というのが出るのであれば、これはやはり調査報告書の中で作り直す必要があるかどうかという部分を含めてなのですが、そういう事実が確認できれば何らかの方法は考えなければならないというふうに思っております。教育委員会が考えています認識の埋め方とご遺族の考え方とまだ完全に一致をしているわけではございません。今後とも話し合いの中で詰めていきたいというふうに思っておりますので、現段階ではいつまでという見通しについては立ててはおりません。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 1点だけ確認したいと思いますが、今の答弁であれば遺族の方との認識の違いを埋めれるということであれば、遺族の方が直接同級生や保護者などへの調査を行うことについても、今後こういう調査を行うことについてもやむを得ないという考えというふうに受けとめてよろしいのでしょうか。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 やむを得ないというふうに考えているわけではございませんが、ただどういう形でその認識の違いを埋められるのかというのについては、非常にナイーブな問題も含んでおります。完

全に埋まるかどうかという部分についても、断言をすることはできません。そういうような中で、ご遺族との話し合いは引き続き続けていきたいというふうに思っております。先ほど申し上げましたご遺族がとる行動が果たして本当に問題の解決に結びつくような方向になるのかならないのかというようにことも含めて話し合いをさせていただきたいというふうに思っておりますので、今の段階で直接ご遺族の方が保護者あるいは児童の方に出て調査をするという部分については、私どもとしては今の段階でそのことをやるのがいいのかどうなのかという部分についてお話をさせていただいているところでございます。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 なぜこの問題を聞くのかということは、実際に調査報告書が出された後もこうした動きがある。これは教育委員会ももちろんつかんでいると思いますが、こうした動きもあるということで、私はその間を取り持つのは教育委員会の方たちだろうというふうに思っておりますので、いじめた子供さんだから、何度も何度もいろんなことを突きつけてもいいということではない。この調査報告書が出て、それでこれからきちんと向き合おうとしているときだから、そういう点ではこういうことは慎重に行わなければならないというふうに思っておりますので、そうした私の気持ちだけ伝えて、次の質問に入りたいと思います。

◎ 2、福祉行政

1、要介護者の障害者控除の周知について

2 件目ですが、福祉行政です。福祉行政の要介護者の障害者控除の周知については、前段酒井議員の方で行いましたので、私の方からは質問するものではありませんが、1 点だけ。制度としてこの控除を認めるように一番先に質疑したのが予算か決算委員会で私だったということもあって、やっとうこういう制度が導入されたということを楽しんでいるものですが、先ほど漏れがないようにしていきたいというふうになったので、通知の漏れがないというのはもちろんなのですが、申請漏れがないようにというのは、書類とかいろいろ書かなければならないところとかも出てくると思いますので、申請漏れがないようにぜひしていただきたいということを要望したいと思います。

◎ 3、医療制度改正

1、北海道後期高齢者医療制度

それで次、3 件目の医療制度改正についての質問に入ります。北海道後期高齢者医療制度の周知についての質問です。先日の本会議で北海道後期高齢者医療広域連合の設置についての議案が可決されました。来年 2 月ごろには広域連合議会議員の選挙が行われ、来年の 1 1 月ごろに保険料が確定し、再来年、平成 20 年 4 月より実施といったスケジュールで進むというふうに聞いております。しかし、この制度の対象者である 75 歳以上の後期高齢者を初め、ご家族の多くがこの制度の仕組みはもちろん、移行時期についても理解されていないのではないのでしょうか。制度開始までに約 1 年 3 カ月ありますが、高齢者ということもあり、病気や介護を受けている方もいらっしゃいます。スムーズな実施のためにも、周知には特別な対策が求められるというふうに考えていますが、周知

時期や方法についての方針をお聞かせください。

○議長 市長。

○市長 過日の本会議でも議決いただきましたように、後期高齢者医療広域連合が19年3月までに設置されるわけであります。これ以降具体的な議論が粛々と進められていって、準備が進んでいきますから、ご質問のありましたようにこういうふうに制度が大きく変わるわけですから、私どもとしても該当される皆さん方には十分PRしていきたいというふうに思っております。いろんなことが決まる段階で、ばらばらにやってもしょうがありませんので、適宜適切な時期にまとめて、一度と言わず数度PRしていきたいというふうに思っておりますが、まずは早い時期に広報でお知らせをしたいと。詳細が明確になり次第、まちづくり懇談会、あるいは出前トークというのもやっていますから、ご希望のあるところについては出かけていってご説明を申し上げたいというふうに思いますのと、電話での相談受け付け、あるいは被保険者証の発送にあわせた説明とか、医療機関等との連携とか、さまざまなことでこういう新制度に移行していくのだというPRをしていきたいというふうに思いますが、これは私どもだけでなく国もやっていただかなくてははいけないし、北海道や広域連合もやっていただかなくてははいけないと。どういう方法でやるのが一番効果的なのかということをいろんな組織を通じて国だとか広域連合にも要請していきたいと思ひますし、必要なことは滝川市独自でやるというふうに思っております。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 先ほど窪之内議員さんからの広域連合の議会議員の選挙、私前回のときに2月ごろというようなお話ししたのですが、申しわけございません。訂正させていただきたいと思ひます。来年統一地方選挙等がございまして、今の予定なのですが、その選挙後に広域連合議会議員選挙の告示があるような流れになっておりますので、おわびして、訂正いたします。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 市長からいろんな方法や機会を通じてということでしたので、中身がわからないと周知してもだめだということもありますので、大きな改正だということもありますし、今政府管掌健康保険の扶養家族に入っている人たちが抜けて、保険料を払わなければならないと思ひている人たちは余りいないというふうに思ひますので、そういうことも含めて、わかり次第いろんな形で周知をしていただくことを要望し、次に移りたいと思ひます。

◎4、病院行政

1、看護師確保対策

次は、病院行政です。病院行政の看護師の確保対策についてお伺いしたいと思ひます。第1要旨では、潜在看護師の勘取り戻し体験実習を生かした確保についてです。滝川市立病院の将来にとって医師と看護師の確保は最も重要な課題の一つですが、看護師確保について、視察をさせていただいた留萌の市立病院では全道トップクラスの給与条件を提示しても効果がないというふうに嘆いていらっしやいました。全道的に熾烈な看護師確保競争が始まっていると言ひていいような状況になっているのかなというふうに考えています。本市の場合、研修制度の充実などで看護学校卒業生の

確保に全力を挙げているというふうに聞いています。しかし、看護師配置基準を10対1から7対1へ充実させ、これを維持していくには創意を凝らした獲得作戦を展開する必要があるのではないのでしょうか。こうした点で潜在看護師の現場復帰を促す勘取り戻し体験実習を成果あるものに生かしていくことが大切ですが、実習の現状と現場復帰の展望についてお伺いしたいと思います。

○議 長 病院事務部長。

○病院事務部長 看護師の業務というのは、かなり専門性が求められるということがありますし、医療の進歩に従って、その求められる専門性というのが変化をしている状況にあります。また、勤務の形態ですとか勤務条件ですと、3交代あるいは業務の内容がハードということもありまして、結婚ですとか出産などを契機に第一線から引いていかれるという方もたくさんいらっしゃるというのも事実でございます。第一線から引いてから期間が長期になってまいりますと、先ほども言いましたように医療の進歩に自分に対応できるのだろうかというような不安があるということなどもございまして、これについては当院でも平成3年からですけれども、1日ですけれども、勘の取り戻し体験というものを実施をいたしております。最近の例でいきますと、16年度では2名、17年度は2名の方が受けられまして、18年度、まだ上期だけですけれども、1名の方がこの体験に参加をしていただきまして、17年度、18年度でそれぞれそれを契機に、この場合は臨時職員ということでございますけれども、当院でお勤めいただいているという状況もあります。今後もこれらの部分について内容の見直しも含めてさらに充実をして、勘の取り戻し体験を引き続き実施していきたいと、こういうふうに考えております。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 引き続きこういった勘の取り戻し体験で成果を上げていくということでしたので、そういうふうに生かしていただきたいというふうに思っているのですが、思ったよりも参加者が少ないなというふうに思っているのですけれども、潜在看護師として何か、そういった看護師が滝川市にどの程度いるのかとか、そういった点は個人のプライバシーにかかわることで、なかなかそういったルートはないのかなというふうにも思うのですけれども、一定数いる看護学校の卒業生であれば卒業生名簿とかを取り戻せば、もうちょっと参加していただく方をふやすような努力もできるのかなと思うのですが、そういった点では広報に掲載するだけになっているのでしょうか。

○議 長 病院事務部長。

○病院事務部長 基本的にはやはり広報での周知ということですが、ただ卒業生などで市内にいらっしゃる方、以前病院に勤めておられた方でいらっしゃる方と、いろんなそういう人のつてもございますので、そういう方に呼びかけをしたりということは実施しております。引き続き、それらの内容も含めてさらに努めていきたいと思っております。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 引き続き努力をお願いしたいと思います。

それでは、第2要旨ですが、看護師採用における年齢制限の引き上げを求める質問です。看護師採用についての募集要項は、広報で年に数回か掲載されていますが、年齢制限はその都度変化しています。今年度のを見ても、変化しております。なぜその都度年齢制限に違いがあるのかわかりま

せんが、ほぼ40歳前半までは機会があるようですが、それ以上の年齢では対象外のようになっております。先ほど部長が答弁されましたように、看護師の仕事は専門的な技術が求められるとともに、肉体的にも重労働なわけです。こうした技術を持つ優秀な看護師を安定的に確保するためには正職員としての看護師採用年齢の引き上げについて検討すべきではないかと。もちろんいろんな家庭の事情で嘱託で働きたい、臨時のパートで働きたいとおっしゃる方はいいのです。そうではない方たちもいて、45歳でも定年までかなりの年数があるわけですから、そういった点をぜひ考慮すべきではないかというふうに思いますが、ご答弁をお伺いします。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 看護師の採用の年齢制限ということについては、規定では特別ございません。現在の募集の年齢といたしましては、臨時職員の場合については一応50歳以下ということにしておりますけれども、正規職員の場合については外来だけでなく当然病棟勤務ということになりますと、3交代ですとか、いろいろと相当ハードな勤務形態、あるいはその内容もハードということもございまして、今では基本的には40歳以下ということをめどに募集をかけています。先ほどお話ありましたように、募集は正直言いましてそのときで年齢が幾らかずつ変化しています。募集する人数ですとかいうようなことでその辺は少し変わっているところですが、基本的には現在のこの考え方でいきたいと思っておりますけれども、ただ今後の看護師の需給の動向などによってはこれらの部分についての再検討も考えていきたいと思っております。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 基本的には、正規だと40歳以下ということのご答弁でした。それで、40歳を超える看護師さんになると、ちょうど子供さんの進学とかにお金がかかるという時期で、きちんと勤めたい。3交代であっても、子供から手が離れた、そういうことで勤めても構わないよという人たちも当然いらっしゃるのではないかと。現に私の知り合いでもいて、年齢制限のために受けられないということになっております。それで、いろんな需要を含めて今後検討していただくことを求めて、次の最後の5件目に入りたいというふうに思います。

◎5、指定管理者制度

1、新たに指定管理に決定した施設

これは、指定管理の問題で議案質疑やきょうの答弁で明らかになっている部分がありますので、その部分は割愛させていただきます。まず、第1要旨については、明らかになりましたので、この点については質問は避けたいと思います。

それで、第2、第3、第4をまとめて行いまして、ご答弁をいただきたいと思います。第2要旨ですが、指定管理による利用者へのメリットと周知をということで、実際には経費の問題を含めて市としてのメリットがあるということはわかるのですが、一方で利用者にとってもこの指定管理がメリットあるものにしていかなければならないということだと思います。受けた方も少ない経費で効果を上げるためには、やっぱり利用者増というのが欠かせないわけで、指定管理者任せにすることなく、市としても利用者へどのようなメリットがあるのかということ積極的にアピールし

ていくべきかなというふうに思っていますので、この点についての考え方を伺いたいと思います。スポーツをやっておりますが、指定管理になってからの方がスポーツセンター等の備品などがきちんとなったというふうな、そういうような受けとめもありますので、こうしたことから指定管理者によつてのメリットは必ずあると思いますので、この点について伺いたいと思います。

第3要旨ですが、先ほど現在勤務している嘱託職員や正規職員の人数も答弁されました。臨時職員についての人数は示されませんでしたけれども、議案の中で丸加高原伝習館の指定管理についてのときのご答弁では雇用継続を希望する場合は地元を優先されるというふうに考えてよいというふうな答弁がありましたが、これは全体の施設についてもそういった考え方を持っているのかということをお伺いしたいと思います。

第4要旨ですが、地元農産物の使用や地元での仕入れといった点ですけれども、こうした点についても契約の上からも明確にしていくとの答弁が議案の中でありましたが、そういうことが確実に実行されていくのかということについて、やっぱりチェックとか協議といった点も必要ではないかと思うのですが、こういうことについても検討されているのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 総務部長。

○総務部長 ただいまの指定管理者制度に関するご質問でございますが、まず最初に利用者へのメリットとその関係の周知ということでございます。もちろん市の財政的なメリットもそうですし、やはり指定管理者のもう一つの制度の意義と申しますか、それはやはりサービスの向上、質の向上ということも挙げられております。その点については、今後5件8施設のさまざまないろいろな提案等もございますので、それらの提案と、あるいはまた募集要項、さらにまた提案書も含めて、チェック、確認と申しますか、そういうことを含めていながら、今後協定書の中に盛り込んでいくという考え方でございます。そこで、具体的なメリット、先ほど議員さんの方からも体育施設の例ということもお話ございましたように、例えば地域管理の場合、コミュニティ施設なんかも、市の直営がだめということではないのですけれども、委託管理あるいはまた指定管理によって、その点の改善が早いとか、もろもろいい面の効果も見えておりますので、それらについても今後さらに周知も含めてすべきだというふうに考えております。

続きまして、嘱託職員、臨時職員の雇用継続の関係でございます。議案の質疑の中で、丸加高原伝習館の関係での説明ということでございますけれども、基本的には各指定管理予定者からの提案書においては地元の採用、雇用継続という点を重視をしているというのがほとんど大半でございますので、この点についてはそのようにご答弁をさせていただきます。

また、最後の農産物の使用とか地元の仕入れ関係です。これについても、募集要項、さらにまた協定、また提案というものもすべて生きてくると思います。生かせるように、私どもも一たん指定管理をしたから、後はもう知らないということではなくて、この点の業務計画書に基づく管理がされているかどうか、さらにまたご質問の具体的な細かな仕入れ等、そういう点についてもチェック、確認を十分やっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 答弁がありましたので、そういうようなことで利用者へのサービス向上や地元にとっても効果があったと言われるような指定管理にしていくということで、そういうような努力を求めて、質問を終わりたいと思います。

○議 長 以上をもちまして窪之内議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 4時37分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成18年第4回滝川市議会定例会（第9日目）

平成18年12月19日（火）

午前10時01分 開 議

午後 1時43分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第24号 教育委員会委員の任命について

日程第 4 報告第 2号 監査報告について

報告第 3号 例月現金出納検査報告について

日程第 5 意見書案第1号 米国産牛肉の輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める要望意見書

意見書案第2号 日本・豪州FTA等に関する要望意見書

意見書案第3号 「法テラス」のさらなる体制整備・充実を求める要望意見書

意見書案第4号 リハビリテーションの改善を求める要望意見書

日程第 6 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（20名）

1 番	山 腰 修 司 君	2 番	三 上 裕 久 君
3 番	久 保 幹 雄 君	5 番	石 田 昇 君
7 番	渡 辺 精 郎 君	8 番	窪之内 美知代 君
9 番	本 間 保 昭 君	10 番	大 累 泰 幸 君
11 番	田 中 敏 男 君	12 番	堀 田 建 司 君
13 番	谷 口 昭 君	14 番	山 木 昇 君
15 番	酒 井 隆 裕 君	16 番	清 水 雅 人 君
17 番	中 田 翼 君	18 番	田 村 勇 君
19 番	藪 内 英 之 君	20 番	井 上 正 雄 君
21 番	水 口 典 一 君	22 番	坂 下 薫 君

○欠席議員（1名）

4 番 大 谷 久美子 君

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	助 役	末 松 静 夫 君
監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君	理 事	谷田部 篤 君

総務部長	高橋賢司君
保健福祉部長	居林俊男君
経済部参事	江上充明君
教育部長	小田真人君
教育部参事	大竹敏章君
監査事務局長	山本幹夫君
秘書課長	若山重樹君
企画課長	舘敏弘君

市民生活部長	狩野道彦君
経済部長	中嶋康雄君
建設部長	岡部豊君
教育部指導参事	早瀬公平君
教育部参事	佐藤好昭君
病院事務部長	東照明君
総務課長	伊藤克之君
財政課長	西村孝君

○本会議事務従事者

事務局長	飯沼清孝君
書記	寺嶋悟君

主幹	中川祐介君
副書記	對馬美穂君

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、20名であります。

欠席の申し出は、大谷議員であります。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において本間議員、大畠議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。なお、この場合5名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位6番目の方の質問に入ります。

質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようにご留意をお願いします。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 おはようございます。公明党の三上です。今回は、教育行政に特化して質問させていただきます。

◎1、心の教育推進プランについて

1、現在の推進・進捗状況は

2、24時間いじめ相談専用電話開設後の実態と相談件数は

3、学校、地域、家庭、関係機関とのネットワークづくりはどの程度進展しているのか

4、スクールカウンセラーの配置は充足しているのか

5、教師へのカウンセリング研修会は実施されたのか

6、保護者アンケートの結果と意見交換会での成果は

10月16日にいじめに関する心の教育推進プランが策定されておりますけれども、向かい合う心を主題として作成されたと思いますが、今現在の推進状況と進捗状況、その辺をまず伺いたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 おはようございます。三上議員のご質問にお答えをいたします。

10月16日に作成をしました心の教育推進プランにつきまして、これまでも行ってきた内容でございますが、いじめ相談専用電話及び相談メールの開設を行ってきたところでございます。また、スクールカウンセラーにつきましては、引き続き当該の中学校に連日配置をしております。また、いじめ防止のための計画としまして、広報たきかわにシリーズでその内容について記載をしている

ところでございます。また、法務局と連携をいたしまして、小学生、中学生に向けてＳＯＳミニレター、こういうものを配布しております。これは、各児童生徒が直接法務局に対してミニレター、手紙を書いて封筒に入れて、それを送るというようなことで、法務局の方の人権擁護委員さんがそれに対して子供に返事を書くといった内容になっているものでございます。また、道教委が実施しております小中高校生のいじめに関するアンケートがきのうからきょうにかけて各学校に配布をされております。終業式までに提出をしていただくということになっておりますが、それにあわせて保護者へのアンケートというものも同時に配布をして、今それぞれご回答いただいている最中でございます。また、ＰＴＡ連合会を通じまして自主事業活動等の支援。これらが現在取り組んでいる内容でございます。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 今全体的に大まかにお答えいただきましたけれども、それでは細かく聞いていきます。２４時間のいじめ相談電話を開設しておりますけれども、まず児童生徒に周知徹底されているかどうかということと、それと今現在の相談件数、あるいはその後における対応策、その辺を伺いたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 いじめ相談の専用電話につきましては、１０月１２日から開設をしております。周知の方法としましては、各学校を通じて学級だより等に記載をしておりますほか、終業式までに相談電話の電話番号と、それからメールのアドレスを書いたカードを今週中に全児童生徒に配布をする予定になっておりますので、そちらの方でさらに周知を図りたいというふうに思っております。また、相談の件数につきましては、現在６件受けております。いじめに関することが４件、あと家庭内の悩みに関することが２件でございます。いじめに関する件につきましては、いずれも直ちに学校と連携をとりまして、深刻化する以前に解決をしております。今後とも、先ほど申し上げましたカードを配布することによりまして、相談窓口についてより明確にしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 いじめ相談電話なのですが、全部で６件ということで、いじめに関しては４件。それで、電話を受けた際に、子供たちというのは名前を言って学校を言うものなののでしょうか。例えば言わなかった場合は、追跡方法というか、そういうのがあるのかどうか。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 明らかに自分の名前、学校名、学年を言わない場合もありますが、専門の相談員、指導員がおりますので、おおよそ学校ですとか学年だとかをこちらの方で特定ができて、その４件については全部できております。本人から来た部分というのは、１件でございます。それ以外では保護者の方ですとか、あるいは保護者の友人、同学年の子供の保護者の方ですとか、そういうようなものもありまして、４件については大抵学校が特定をできていますので、あと学校の方で大体何年

生ぐらい、少なくとも男の子か女の子かというのはわかりますので、その部分を学校の方に伝えま
すと、学校では大体特定できる形になっていますので、ただ本人が余り知られたくないというよう
な部分があるのであれば、そういうことに配慮して学校の方で対応してもらっているという状況で
ございます。

○議 長 三上議員。

○三上議員 今本人からは1件の相談だと。まだ子供たちに徹底されていないのではないかなと思
うのです。いじめに関してだけでなく、気軽に電話できるような体制を早急に築いていただきた
いと思います。

それでは、次に移ります。緊急プログラムには、学校もそうなのですが、地域、関係団体
と連携を図りながらいじめ撲滅を推進していくということになっておりますけれども、市民は地域
全体で取り組んでいく機運が盛り上がっているというところがまだ見えてきていないのではないか
と思いますけれども、現状について伺いたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 これまで報告書の方の取りまとめがございまして、正直言ってプランの方は進みが遅
いというのは我々自身も感じております。そのような中で、過日報告をさせていただきました調査
報告書に沿って、各学校でも具体的なアクションを起こしてもらうように校長会でお願いをしてき
たところでございます。また、児童会、生徒会が自主的に行ういじめ撲滅宣言というのが滝川市以
外でも行われておりますが、これはいじめの問題に直接かかわる当事者として大きな成果が期待で
きるものというふうに思っておりますし、道徳教育を中心に全部の教育活動において豊かな心を育
てるという視点の中で学習活動の基本として、このいじめという問題についても取り組んでいく
ということでございます。具体的な機運という部分につきましては、今第三小学校で児童会、保護者
会両方で、12月22日の日に撲滅宣言を児童会とPTAの両方の立場で行うということを聞いて
おります。

○議 長 三上議員。

○三上議員 やはり学校、地域、家庭が一体となって進めていくことが最重要かなと思いますので、
ぜひスピードを持って進めていただきたいと思います。

それでは次に、スクールカウンセラーの配置に関して伺いたいと思います。スクールカウンセラ
ーが導入されたころは、現場の先生方も半信半疑、果たしてそんなに効果があるのだろうかという
声が間々聞かれたのですが、最近はスクールカウンセラーはやはりすごいと、効果があるという認
識がふえているそうです。そういったことで、前回の臨時議会でもスクールカウンセラーの配置と
いうことで市単独でも予算づけしましたけれども、今現在どういう状況にあるのか。巡回するとい
うことになっておりますけれども、本当にそれで足りているのだろうかということが心配ござい
ます。その辺について。

○議 長 教育部長。

○教育部長 スクールカウンセラーにつきましては、現在のところはまだ市の単独ではなく、道の
予算で措置をして派遣をしていただいております。江部乙中学校につきましては、毎日勤務してお

ります。江部乙小学校については、週1回、4時間勤務しております。また、ほかの学校でも要請があれば、今江部乙中学校に常駐しておりますスクールカウンセラーがほかの学校にも出向いて対応しております。いずれの学校においても児童生徒のケアを行うということで、必要があれば、きのうも申し上げましたけれども、保護者へのケアも行っております。だんだん信頼関係が生まれてきているのは事実でございます。ただ、スクールカウンセラーの会合などでお話を聞きますと、本来は学校の先生にカウンセリングの技術を身につけていただくというのが本来の、教師をサポートする役割というのが本来的なスクールカウンセラーの業務だということもおっしゃってありました。また、教員がスクールカウンセラーがいることによってスクールカウンセラーに全部預けてしまうというようなことがあっては、本来教師としての役割ということでは逆にそこで、責任転嫁とは言いませんけれども、そういうふうになってしまうということについてもちょっと危惧する部分がありますので、今後ともこれからカウンセリングの技術を教員の方に磨いていただくというような形での取り組みも強化をしていきたいというふうに考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 相談室に子供たちが行くという状況の学校から、学校というか保護者から相談を受けました。そこで、教育委員会に、ぜひ一日も早くスクールカウンセラーを配置してほしいのだと話しました。ところが、2週間たってもなかなか配置できないという状況だったものですから、果たしてスクールカウンセラーの配置状況が本当に充足しているのかなと疑問に思ったのです。それで、今まだ道の予算でスクールカウンセラーを配置しているということですが、なぜすぐに市のあれでやらないのですか。市で予算とりましたよね、なぜすぐ配置しないのですか。その辺を伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 10月に臨時会で補正させていただきましたスクールカウンセラーの予算につきましては、道の助成がまだ確定していない状態でありました。ですから、道の補助がもしなければ、市の単費でもスクールカウンセラーを配置をするということでの補正対応をさせていただきましたので、現状は道の方でまだ滝川にスクールカウンセラーが必要だということで、当面2学期が終わるまでについては道の方で費用を負担していただけたということでしたので、道費の負担のまま今も配置しておりますが、道の方の予算がなくなることがあれば、市の方の単独の予算を使って引き続きスクールカウンセラーを配置をしたいというような内容になっておりますので、スクールカウンセラーそのものの数が非常に少ないというふうになっています。空知でも2名か3名しかおりません。その方が空知管内の全部の学校を手分けをしてやっております。そのうちの1名を滝川に入れていただいているという状況になっておりますので、先ほど議員さんが言われました2週間たってもまだ配置していないという部分につきましては、学校側との調整だというふうに思っております。もし詳細がわかりましたら、担当の方からその部分についてはご答弁させていただきます。

(何事か言う声あり)

○議長 長 教育部長。

○教育部長 先ほど議員さんのおっしゃられました部分につきましては、一、二回程度スクールカ

ウンセラーが行っているというふうに聞いております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 スクールカウンセラーは、全国的に見て、空知では二、三人ということだそうですが、けれども、だんだん、だんだんふえてきているのです。それで、道教委の取り組みとかは、その部分で本当に積極的に動いていないのではないだろうかというふうに思うわけです。それで、江部乙小学校と江部乙中学校だけでいじめが発生しているわけではなくて、それ以外の小中高で、我々にはわからないけれども、あるかもしれないのです。そういった面で、巡回するということは非常に大事なことだと思います。ですから、いち早く各学校を巡回できるような体制にしていきたいなと思います。

それでは次に、教師のカウンセリング研修会が昨日の答弁の中にも若干出てまいりましたけれども、教師からの反響がもしあれば、それを伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 教師のカウンセリング研修会につきましては、現在講師の要請をしております、冬休み期間中に行う予定でございます。

○議 長 三上議員。

○三上議員 これは、年度末までに2回ぐらい実施されるのですか、そういうあれになるのですか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 1回きりの研修会というふうには考えておりません。今やり方を考えているところなのですが、受講された方々が例えば受講者の会といいますか、そういうような形で自主的な会みたいなものをつくっていただいて、継続的に行っていく必要があるのだらうというふうに思っております。あと、カウンセリングというのは教師だけではなくて、講師をお願いしている先生のお話ですと保護者ですとか児童生徒と一緒にやるという場合もあるというふうに、当然教員も含んでですが、そういうふうにお聞きをしておりますので、そういうような中で例えばPTA活動の中で研修を受けた先生が中心になって、今度は自分の学校で取り組みをしてみたいということがあれば、そちらの方の支援というのもPTAの支援事業の一環として考えられるのではないかというふうに思っております。いずれにしても、カウンセリング研修会について年度内に2回やれるかどうかは、先生方の研修の日程の都合もありますのでわかりませんが、継続して行っていくという考えではおります。

○議 長 三上議員。

○三上議員 いじめ問題もそうなのですが、生徒に幾らいじめはよくないよと話しても、なかなか直らない部分というのがあると思うのです。生徒を変えるのは、やっぱり先生だと思います。先生が生徒を変えるためには、やはり教師自身が変わらなければ子供たちは変わらないと私は思います。そういったことで、教師のカウンセリング研修というのは非常に大事だと思いますので、ぜひ冬休み期間中にやっていただいて、その後も継続してできるような形でお願いしたいと思います。

次に、保護者アンケートの結果と意見交換会の成果ということで伺いたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 先ほど申し上げましたように、保護者アンケートを現在行っている最中でございます。道教委の方の生徒、児童へのアンケートの結果に間に合うような形で市独自の集計も行いたいというふうに思っております。その結果をもちまして意見交換会等を開催していこうというふうに思っております。

○議 長 三上議員。

◎2、教師について

1、児童・生徒と向き合える状況にあるのか

2、教師に対する人事権は

○三上議員 それでは、教師について伺いたいと思います。私の周りにも先生が結構おります。それで、その中でお話しする中では、やはり最近はなかなか子供たちと向き合う時間がとれないのだと。早い話が子供たちにかかわる以外のこと、雑務と言ったら言葉があれですけども、仕事がふえている。だから、子供たちに向き合える時間がなかなかとれないのだという話を聞きます。それで、現状どうなのだと。先生方は、そういう声は当然あるのでしょうかけれども、現状どうなのでしょうか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 今日さまざまな教育課題を抱えて、その解決に向けて大きな期待が学校に寄せられていることは、議員さんおっしゃるとおり教職員についてはこれまで以上に多忙感を感じているということだと思います。ですから、児童生徒に寄り添って向かい合うゆとりを生み出すということが非常に難しくなっているというような現状だと思います。その中で、運営組織の見直しを図る、あるいは会議の効率化を図る、あるいは学校行事の見直しをする等も含めて、近年では長期休業中に職員会議を開催するとか、なるべく平日の授業日にはゆとりを持って児童生徒に対応できるような工夫というのが各学校で行われてきているというふうに思いますので、今後ともそのような取り組みを含めて、直接児童生徒にかかわる時間を確保していきたいというふうに思います。

○議 長 三上議員。

○三上議員 教育委員会が学校現場をどのようにサポートできるかということが大事なのかなと思いますけれども、いろんな仕事がふえたのであれば、私は特に思うのですけれども、滝川って先生の退職者、OBと言われる方々が結構多いのです。そういった方々の活躍の場というか、そういった方々にご協力願って、何とか学校周辺というか、そういった部分を改善できないだろうかと、軽減できないだろうかと思うわけなのですけれども、その辺をぜひ考えていただきたいなと思います。

それでは次に、校長の人事権について伺いたいと思うのですが、もちろん人事権は道教委にあるというのはわかっています。実際のところ、学校現場の責任をとるのはやはり校長だと思うのです。人事権はないわ責任は校長だというと大変だというのがあろうと思うのです。それで、実態はどうか伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 校長が持っています、人事権につきましては。空知管内で人事異動要綱というのがご

ざいまして、滝川市に例えば7年勤務である、あるいは新採用後4年であるといったような場合については、異動対象というふうになります。あるいは、それ未満であっても異動希望というのが出てくる場合がございます。その異動希望が出てきますと、校長は学校経営という観点の中から、学校の特色づくりあるいは生徒指導体制がどういうふうになるのか、教科がどういうふうになるのか、あるいはクラブ活動のちゃんとした指導者がその異動によって賄えるかどうかというさまざまな観点から市教委に対しまして意見を述べるということができます。市教委といいますか、我々が面接等をする中で校長の意見を聞くということもありますし、人事権を持っていますのは道教委ですから、道教委の校長のヒアリングという場面もありますので、その中で校長が学校経営全体の部分を考慮して人事の希望を道教委に伝えるという場所も確保しております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 結局は、現場の校長には人事権ないのですね。先日の政府の教育再生会議では、現場の校長に人事権を与えるようにしていきたいという答申もありましたけれども、結局はないのだと思います。そこに今日の学校の荒廃があるのかなと思うのです。どうですか。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいま部長から申し上げましたとおり、校長にはそういう機会が確保されております。その中で校長の意欲、意思、構想を述べる場がありますので、それらを明確にしておくことが必要だと思います。近年校長の裁量権というのが、徐々にではありますけれども、確立されてきている状況であります。

○議 長 三上議員。

○三上議員 長の一念という言葉があります。責任もある、権限もあるということであれば、長の一念で組織はどうにでも変わると思います。ぜひ現場の校長先生には長の一念で学校改革に取り組んでいただきたいなと思います。

◎3、スクールカウンセラーとの連携について

1、ピアサポート活動の推進を

それでは次に、ピアサポート活動の推進についてでございますけれども、以前にもお話ししたことがあるかと思いますが、子供たちになぜいじめがだめなのかということを先生から、親から言っても、なかなかすんなりすんと落ちないと思うのです。ですから、子供たちがみずから考えて、そしてなぜいじめがだめなのだという答えを導き出すような、そういうような活動というか行動をとらせると、そういうことが重要だと思うのですけれども、そういった意味でピアサポート活動というのはすごく効果があると聞いております。これについての見解を伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 ピアサポートと申しますのは、カナダなどで行われている生徒同士のカウンセリング活動がもとになっておりまして、ピアというのは仲間という意味でございます。仲間同士で支援をするという活動をピアサポート活動というふうに呼んでおります。これは、相手の気持ちを引き出す話の聞き方ですとか、対立しているものの解消方法ですとか、対人技術のトレーニングを行うと。

それを受けたものが仲間を助けるシステムというふうに言われております。非常に有効なものだというふうに私も認識をしております。子供同士のコミュニケーション能力が低下をしてきているという現状から、いじめの予防策として有効な方法だというふうに思っております。今後先進国の実施状況などを情報収集をして、研究していきたいというふうに思っております。

○議長 長 三上議員。

◎4、市立幼稚園について

- 1、今後、市立幼稚園の存在意義をどのように考えるか
- 2、過去において、市立幼稚園と私立幼稚園との連携はどのようなものがあったのか
- 3、今後の幼児教育（幼稚園教育）をどのように考えるか

○三上議員 それでは、滝川市立幼稚園の今後について伺っていきたいと思います。まちづくり懇談会で市長は常々言われているのですけれども、滝川市立幼稚園については、私立幼稚園の補完的な立場で設立した。そういったことで、今現在においてはもうその役割と使命は終わったのだというような発言をよくされますけれども、私は果たしてそうなのかなと思いますので、もう一度確認の意味を含めて、役割と使命は終わったのでしょうか。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 まちづくり懇談会の場合でも申し上げていますし、これまでのおおぞら幼稚園の保護者説明会等についてもお話ししておりますが、基本的に今おっしゃったように私立を補完する意味で設置をしてきたという経過がございます。現在子供が少なくなっている中で、私立の幼稚園においても受け入れの人数に余裕があるということでございます。当初の設置の目的は、公立幼稚園においては達成したものというふうに考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それは、人数の部分ではそうなのでしょう。少子化になってきて、私立幼稚園で十分受け入れできるということなのだろうと思います。そこで、次の質問に移りますけれども、市として今まで私立幼稚園にはどのようにかかわってきたのか。例えば滝川市立幼稚園がなくなるということは、今後は幼児教育に対する予算も当然減りますよね。そういったこともあるのでしょうか、過去において私立幼稚園と滝川市というのはどのようなサポート体制があったのかなと思いますので、その辺を伺いたいと思います。

○教育部長 公立幼稚園と私立の幼稚園のみならず、今は小学校も含めた連携というのが大変重要というふうに考えております。そういう意味では、ことしの2月になりますが、市内の公立の幼稚園あるいは私立の幼稚園の先生と第三小学校の先生による交流研修会というものを設けまして、幼稚園の先生が自分たちが卒園させた1年生はどういうような授業になるのかというようなことも幼稚園の先生方に見ていただいたというようなことを行ってきております。幼稚園教育に関する意見交換というばかりでなく、小学校教育との連携というようなことで、発達段階を踏まえて、互いの教育活動を理解し合うということから、大変好評だったというふうに思っております。今後においてもこのような交流研修会を開催をしていきたいというふうに思っております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 それは、もっと前はどうかたつたのでしょうか。私は、市立幼稚園がせっかくあったのですから、使命というのはこう思うのです。これまで市立幼稚園が蓄積してきた幼児教育の研究成果や、それから教員の豊富な経験なりを利用し、モデルとなる取り組みや研究などを行う研究実践園としての使命と意義があるのではないだろうかとは私は思うわけなのです。仮に公立幼稚園がなくなった場合に、例えば障害を持った子供たちは私立幼稚園では受け入れてくれるのですか、過去に受け入れた事実があれば教えていただきたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 市内の幼稚園のうち1園においては、過去に障害児の園児を受け入れたということがあったというふうに記憶しております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 それは、今後についても確約できるのですか、どうなのですか。幼児教育を望む障害をお持ちのお子さんがいたときに、私立幼稚園は確かに園児が少なくなって、経営も厳しいと思います。障害児を受け入れるということは、それなりの経費もかかってきます。そういったことで、滝川市として私立幼稚園に受け入れてくださいって言えますか、伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 確かに障害児の園児を受け入れる場合については、幼稚園側も例えばトイレですとか、いろんな改修だとか、そういったようなものも必要になってくるというふうに思いますし、一定の助成もたしかあったと記憶をしております、市の方ではなくて。そういうような形の中で、受け入れについては引き続きお願いしたいというふうに思っております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 それでは最後に、3番目の質問なのですが、もう既にしているところでもありますけれども、今後市立幼稚園がなくなっても、幼稚園教育というか幼児教育というか、への影響はないということで考えられると思いますか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 先ほど議員さんおっしゃいましたように、人数的な部分については問題はないというふうに思っております。ただ、幼児教育そのものを、公立幼稚園がなくなったからといって教育委員会が幼児教育全体の方針といいますか、出さないということではございません。引き続きそういう部分については重要な問題であるというふうに認識をしておりますし、就学前の教育につきましては幼稚園ばかりではなくて保育所も含めて連携してくるものというふうに思っておりますので、子育て応援課の方とも協力しながら今後幼児教育の推進については進めてまいりたいというふうに思っております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 滝川市も財政的に大変苦しいと。それで、2園あったうち1園はわかります。ただ、一つは、何らかの道筋をつけて市民の納得のいくようにしていただきたいなと思うのです。例えば学校教育法第5条の規定には、特区において公私協力学校法人を設立した場合のみ公設民営の学校

の設置が可能となる。それと、公設民営については、障害児の受け入れや安価な保育料を設定できるというふうになっています。ですから、滝川市も何らかの道筋をつけて、市民、保護者が納得のいくような形で公立を廃止するなら廃止するという形にぜひしていただきたいなと思いますので、最後は要望になりますけれども、私の質問を終わらせていただきます。

○議 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

水口議員の発言を許します。水口議員。

○水口議員 それでは、質問させていただきますが、昨日の一般質問から比べますと本日は大変スムーズに進んでいると思いますので、私もその波に乗って簡潔に質問してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎ 1、市長の基本姿勢

1、予算の編成について

それでは、まず市長の基本姿勢について。活力再生プラン着手以降、市長は予算編成について聖域はないというふうに明言をされておりますが、この考えに今後も変わりはないのかという点について伺いをいたします。この質問は、昨日も教育にかかわる視点での質問がございましたけれども、私の立場から改めて伺いをさせていただきたいというふうに思います。今から2年近く前になりますが、平成17年の3月、ちょうど活力再生プラン導入の際に、幼稚園の就園奨励費、そして保育所の保育料値上げ、さらにはスキー場の廃止ということで、子育てに関する市の姿勢に対して、保護者の皆様は1万人を超える署名を集めて、そして子育ての現実を切実に訴えて、そのときはある程度保護者の意向が通る形の中で1年先送りという形になったわけでございますが、本年の3月、また同じような訴えがあったわけでございますが、その点については受け入れられず、ほぼ市の提案どおりということで、子育ての環境が変わりました。平成18年度の市政執行方針では、子育てという視点を最重点項目に掲げられ、そして子育て応援課の創設など、子育て元年というべく私自身は大変注目をしておりましたが、一方では2年間にわたる保護者の訴えも実らず、子育ての環境は悪化の方向をたどる結果となり、この間市長は聖域は設けず、当該の市民の皆様に積極的に理解を求めていくと、こういう一貫した考え方を表明されておりました。また、本年9月には、先ほど来三上議員の質問にもございましたが、おおぞら幼稚園の廃園の提案により、保護者を初め関係者の皆様の廃園反対にも当初は貫く姿勢でございました。ただいま申し上げたことが直接の要因ということではありませんが、本市にとりましては歴史上前代未聞ともいう逆境に立たされたいじめ問題。これは、これからの子育ての難しさを象徴しているように私は感じているところであります。その後直ちに900万円弱の補正予算を組み、再発防止に努め、おおぞら幼稚園も廃園延期になりましたが、やはり私はここ数年の本市の財政状況の厳しさは十分に承知をしながらも、今の教育は聖域として数え切れないほどの関係者の要望に一つでもこたえ、そして子供たちの健やかな育成を市を挙げて支援をしていく、こういうことが必要であるというふうに考えるわけでございますが、このような痛ましい事件を契機といたしまして、きのうの答弁でも教育の再生は優先されるべき、子育て世代は重視をしていく、受益に応じた適切な対応をしていくなどのご発言もございまし

たけれども、改めまして市長の聖域ということに対する見解をお伺いをいたします。

○議長 市長。

○市長 水口議員のご質問にお答えをいたしますが、私は予算に聖域をつくってはならないというふうに思っています。やはり時代に応じてしっかりと投下されてきた施策を点検していく、ということが重要だからであります。聖域をつくっていくというと、ある意味では漫然と継続するという問題も生じてくるのではないのでしょうか。私は、そうでなくて不断の点検が必要だと。その上で、改善すべきは改善する、切るべきものは切る、新たに時代に要請されるものはしっかりとそれに投資をしていくと、そういうことが必要ではないのでしょうか。私は、重点的に予算を配分すべき事業であるというふうに考えられた分野には優先的に配分をしていきます。しかし、これまでも申し上げてまいりましたように、あれもこれもというものはこれからは成り立っていかない。事業の効果、継続の有効性、そういうものを検証しつつ、重点的に実施すべき事業については、選択をして集中的に予算をつけていくと、そういうことこそがこれから求められる行政運営のやり方だというふうに思っております。

○議長 水口議員。

○水口議員 今ほどの答弁を伺っておりますと、私の聖域という、この表現の仕方がもしかすると不適切なのかなというふうにも今市長のご答弁を伺って感じたわけでございますが、しかしながら今の市長のご答弁ですと、重点的に投下をしていくものに関してはお金をどんどん、どんどん積んででもきちっとやっていくと。この姿勢をそのまま私なりに解釈をすると、私が求めていた質問の中身と私が理解をする答弁だったのかなというふうに思うわけでございますが、私も教育に対してどれだけの予算を確保していくのかということに関しては、ここずっと十分な確保がされているというふうには思っておりませんでした。それが私の言葉で言うと聖域というふうになるわけでございます。本市の置かれている昨今の財政状況をかながみれば、きのうのご答弁でもありました受益というものをどう考えるか、そして国の基準に持っていくものは国の基準に合わせていきたい。これもやはり市民の皆さんには理解をしていただかなければならないと、こういうようなこともございましたけれども、昨日と本日と質問の中でも出ております。滝川市がいじめに端を発したこの状況をどう教訓として、これからの滝川市の市政、そして教育に反映をさせていかなければならないか、そういったことを考えますと、次代を担う子供たちのために十分に子育て世代に対して満足のいく対応をしていくことが今急務でないのかなというふうに私は考えるところでございます。幼少期の善悪の分別、そして道徳心、情緒教育、こういったものを幼少期から養っていく、こんなことも、滝川市の教育というものを考えた場合にこれを市政としてつくっていく、こういったことも可能ではないのかなというふうに考えるわけでございます。これは、重点に考えるところは重点に考えていくということでございますので、今私が申し上げたことと市長がお考えになっている子育てという部分に関して、私の考えと相違がないのか、それともまた別のお考えをお持ちなのか、その点について改めてお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 未来を担っていく、そういう子供たちに対する施策は、極めて重要な施策として優先

をしなくてはいけない。周産期、乳児期、幼児期あるいは小中学校における義務教育の時期、高等学校教育、青年期。これは、小さければ小さいほど人格形成に極めて大きな影響を持つわけでありますから、特にそういう時期における教育、学習活動、子供たちが優しく頼もしく育っていくための施策は優先しなくてはいけないというふうに思います。だからこそ、時代に合う形にしなくてはいけないというふうにも思っております。ご質問にありましたように、厳しいご意見をいただきました。そのご意見に基づいて、激変緩和措置をさらにとらせていただいて提案をさせていただいているわけであります。国は何のために基準を設けているかという、必要だから基準を設けているわけです。そして、それ以上の財政措置はしないわけです。私は、国の基準にできるだけ合わせていくということが今の時代に重要なことだというふうに思いますし、それは何かというと、行財政改革をやることは新たなニーズにこたえるために行財政改革をやるわけでありますから、ふんだんに財政があるのであれば、それは今までのことは今までと同じくやりましょうと、必要なものは新しくやりましょうと。そういうことができる時代でないだけに、不断の点検が必要であると。そのためには、聖域を求めずに点検し、必要なものはしっかりと施策として投入していく。私は、子育て及び教育というのは極めて重要な課題であり、優先しながらやっていかなくてはいけないというふうに思いますが、その中で何を優先するのかというのもまた優先順位を決めなくてはならない課題だというふうに思っています。

○議長 水口議員。

○水口議員 今ほどの市長のご答弁で、やはり子育てというのは重要な課題であり、優先されるべきものはやっぱり優先しなければいけないと。このご答弁をいただきましたので、私はこのことを十分に理解をしながら今後の市政の中で反映をしていっていただくことを要望させていただきたいというふうに思います。

◎2、観光行政

1、観光振興計画について

2、丸加高原の観光振興について

それでは次に、観光行政の観光振興計画についてということですが、私の方からは、1番目、2番目、3番目とすべて関連がございますので、こちらを一括してお伺いをさせていただきたいというふうに思います。ここにございます観光振興計画でございますが、こちらは平成8年度から平成17年度の10年計画として、当時の林市長は真心と感動の観光づくりと題して、外部機関には依頼をせず、2年間にわたり市民の皆様と埋もれた文化、素材について足を運んでいただき、議論に議論を重ね、汗と情熱を傾けてまとめた手づくりの計画であり、市民の情熱の結晶である観光振興計画を市民の皆様とともにさらに情熱を傾けて実現させ、新たな滝川市の発展を期待するというふうに当時の林市長は結んでおり、この10年間の本市の観光に寄与してきたことと推察をしているところでございます。私は、以前より滝川市の観光というのは潜在的な資源、こういったものをどう引き出して観光に結びつけ、そして観光という視点でのまちづくりも非常に大局的には重要な施策であると、それがひいては滝川市の発展にもつながっていくと、そういうふうに考えてお

ります。市長も当時この振興計画を策定されたときには、責任あるお立場としてこの計画策定には深くかかわっていたことというふうに思いますが、17年度をもって計画期間が終了となり、18年度以降計画策定の考えがあるのかどうか、まずお伺いをいたします。

次に、本市の目指す観光振興の方向性についてであります。現状の本市の観光施策がどの方向を向いているのか、私は現在暗中模索状態にあるのではないのかなというふうに考えております。

17年度で終わりました観光振興計画では、滝川観光の基本的な考え方として、住んでよく、訪ねてよい観光地づくりというように記述がされており、イベント、コンベンションの振興、地域産業との連携、ホスピタリティーの充実など、市民向け観光、外客誘致、イベント型、体験型とすべてを満足させる計画となっておりますが、昨今の経済情勢などから勘案いたしますと、明確な方向性を打ち出し、特化した取り組み方、こういった考え方も必要ではないのかなというふうに感じるところでもございます。ここ一、二年のことではございますが、しぶき祭が20回の節目を終え、そして昨年からジギスカン王国「たきかわ夏まつりGOKAN〜五感〜」、本年度で11回目を迎えるたきかわ冬まつり、そして日本一の栽培面積を誇る菜の花、定着しつつあるジン井、ファームステイなどなど、挙げれば切りがないほどの事業があり、今後も定住、移住という、こういったものも多分観光という視点からも考えられるというふうに思いますし、体験型ツアーモデルの策定提案と、こういったような新規事業も計画、企画をされているというふうに伺っておりますが、滝川の目指す観光振興としてのコンセプトがいまいち抽象的であることも私は否めないというふうに考えております。本市の目指す今後の観光振興策について、市長の考え方をお伺いをいたします。

次に、市観光室と観光協会の事務の分掌について伺います。このことは、私の日常的に映る感覚として申し上げることであるということをお伺いしたいというふうに思うのですが、私には市観光室も観光協会も同様の業務を別々の組織でそれぞれに執行しているというふうに思えてならないわけであります。もしそうだとすれば、予算、そして人をつけて、すべて観光協会の業務として進めた方が機能的であるように私は感じるわけであります。旧観光振興計画では、プログラムの推進に当たっては官民一体による観光推進機構を形成して一体的に推進するとの記述がございましたが、現状ではそういう状況にありません。私は、市観光室は本市の観光振興について戦略を構築する組織、そして観光協会はその戦略を企画、立案、実行する組織として明確に位置づける必要があるというふうに考えますが、この点についても市長の見解をお伺いいたします。

以上3点をお願いいたします。

○議長 市長。

○市長 滝川の新たな発展の可能性ということを考えますときに、一般に言う有名な観光地ではありませんけれども、観光によって滝川を発展させる。滝川はいいまちだ、行ってみたいまちだと、そういうイメージも情報発信をして、そして実際に来ていただいたら、ああ、よかった、また来たいという思いの残るまちにする必要があるというふうに思っております。そういう意味で、平成8年から10カ年の観光振興計画をご質問のありましたような形でつくったわけであります。観光振興計画は、重要であります。ただ、今思っておりますのは、平成8年に相当議論しました。ここで作り上げた基本的な考え方、豊かな自由時間、交流文化都市という基本のコンセプトはまだ

まだ陳腐化していないし、それでは完全にこういうふうには達成できたかということ、そうでもない。したがって、私は現状何が行われてきて、どこまでいったのかということをも十分点検しつつ、10カ年の観光振興計画のコンセプトは生かしながらやっていきたいというふうに思います。したがって、計画としてこの計画を一部修正して何年度かまでに延長するのもしないのか、これは少し考えてみたいというふうに思いますが、基本的には私はいろんなものはできれば総合計画の期間に合わせるべきだというふうに思っています。個別の計画がばらばらな年次で進んでいく、総合計画は総合計画だというのは、ちょっとどんなものかなというふうに思っております。そういう意味では、滝川市総合計画は平成22年度までの計画です。したがって、平成23年度から新しい総合計画に移行するわけであります。このときに構想をつくって、私は地方自治法に定める基本構想であるべきだというふうに思いますから、そうなれば議会の議決が求められるということにもなります。あるいは、都市計画マスタープラン、滝川市農業農村振興ビジョン、健康滝川21計画、これらはみんな22年度に終わるのです。したがって、観光振興計画を新たにつくるポイントは、やはり23年度からの計画だということにするのが一番適切ではないのかというふうに思っています。しかし、それまでの間、それでは観光振興計画なくてやるのかということ、そうではなくて、これまでの計画の達成状況を勘案しながら、この計画の延長というものを一部変更を加えながらやっていくべきではないかというふうに思っています。

2点目の滝川を目指す観光振興は何かと、市民向け観光、それとも外客誘致かと、イベント型、体験型かと。暗中模索と言えば暗中模索です。滝川はイベント観光でいくのだと、あるいは体験型観光に絞っていくのだと。これがやっぱり一番いいことかもしれません。絞り切れていないというのは、ある意味では暗中模索の感は否めないというふうに思いますが、ある意味ではバランスいい振興というのにも必要なのだというふうに思います。観光でありますから、市民が来て楽しむのは観光ではありません。市外から市民以外の皆さん方が滝川に来ていただくというのが厳密な意味での観光ということになるというふうに思います。しかし、なぜ滝川市も観光協会も、水口議員さんも五感の祭りでは大変なご努力をされて、いい祭りになっておりますけれども、なぜああいうことをやるのかと、市民のお祭りだけにとどめておけば観光と関係ないではないかという議論も出てくるのだというふうに思います。しかし、市外にお住まいの皆さん方が滝川はわくわく、どきどきする楽しいところだと来てくださるところに市民は全然無関心だと。イベントも市外の皆さん方が対象で、市民は関係ありませんと。そんなところに市外の皆さん方が来てくださるはずはないと。もともといろんな地域における伝統的なイベントは、地域の皆さん方が必要だというふうに思って情熱を上げて、何百年も維持して発展させてきたイベントもある。それは地域のイベントだったのだけれども、こんなに楽しいものはほかのところからも来て楽しもうというプラスアルファの体制を整えた。それがさまざまなイベント観光に結びついているのだろうというふうに思います。そういう意味では、市民が最大限楽しめるものは、それはやっぱり市外から来られる方も最大限楽しむことができる。そういうことからいいますと、観光の目的は市外から来ていただいて、そして観光産業が育っていくということが最終目的でありますけれども、市民の皆さん方がこれであれば皆さん楽しんでいただける、その役割を我々が果たそうというふうに一緒になったときに初めて観光とい

うのは大きな成果をもたらすものだというふうにも思っておりますから、市民総体で力を合わせてやっていく必要があるのではないかというふうに思います。

観光は、今まで反省しなくてはいけないのは、巨大なテーマパークをつくって、そしてやってきたということについては反省しなくてはいけないというふうに思います。それがさまざまな地方自治体に暗い影をもたらしていると。私は、いろんな意味で、行政施策もそうですけれども、観光施策もソフトパワーでいかなかったらだめだというふうに思っています。ソフトパワーによる観光振興という道をより探っていかななくてはいけないと。現在の観光振興計画は、体験と食と花文化を重視しようと、そういうことで拠点を設けて、そしてプロジェクト主義でいこうということによって、そういう意味では先ほど申し上げましたように陳腐化していないというふうに思います。体験観光としては、農業体験あるいはグライダー、カヌー、そういうアウトドア体験、このことによって子供たちが優しく力を合わせて、頼もしく育っていただける環境を滝川市民だけでなく市外の皆さん方にも十分提供できる、そういう優位性を持っているというふうに思います。

食観光、ご質問にもございましたようにジギスカンやアイガモ、ハルユタカ小麦のラーメンとか、新しい芽も出てきております。本物の味をできるだけ本場でおいしく味わっていただける、そういう優位性に富んでいるというふうにも思います。野菜もある、フルーツもある、おいしい米もある。私は、ある意味では食観光ということの延長線上に、滝川の農業を含めて滝川市全体は農業のテーマパークだとも思います。羊、それから豚がいろんな形でこれから可能性を持っておりまして、その進出の要望もいろいろ今協議をさせていただいているところであります。既に肉牛はある。アイガモもある。そういう意味では、滝川はミートピアかもしれないというふうにも思います。おいしい。そして、有機農法で市民農園を組み合わせる。農業体験のオアシスにもなる。ここは、機能促進を進めていくことにもつながっていくわけです。これが移住、定住を促進する可能性はある。さらに、これからはスローライフ、農村型の新しいライフスタイルを提案していかななくてはならないと。都市と同じ生活をしていったってだめなのです。滝川の優位性、私は農村型の新しいライフスタイルの確立ということがあるというふうに思います。そういう意味では、食観光がかなり滝川の優位性を生かした新しい展開方法に結びついていく大いなる可能性を持っているというふうに思います。花、文化観光、さらに現在菜の花、コスモスあるいは岩橋英遠先生、一木万寿三先生、さらにチョッちゃん、いろんな可能性があるのであります。文化性に満ちて、しかもそこに形として花で彩られていると。そういう意味では、暗中模索かもしれません。その中で何が一番先にやらなくてははいけないかということを実践的に点検しながら観光振興計画を当面は延長していくと、そういう道を探るのが適切な選択でないかなというふうに思います。一般論で言われております観光の要点は、五つあるそうであります。一つは、歴史、物語性、夢。ご質問のどこかに市長は観光に対する夢を語れというような言外の言葉があるような、そういう受けとめ方もさせていただきましたから、少し冗々話しているわけではありますが、一つは歴史、物語性、夢。二つ目は、音楽と食事だと言われます。三つ目は、女性とギャンブルだそうであります。四つ目は、景色と気候、例えば気候協会なんていうのがありますけれども、これは温泉も含みます。五つ目は、ショッピングだそうであります。問題は、この五つやったら失敗するというのです。この五つをやらないで三

つを組み合わせると、それがポイントだと。したがって、暗中模索の中に、三つぐらい組み合わせる幾つかのパターンを考えたいなというふうに思っております。

観光協会と市の観光行政の役割であります。ヨーロッパの観光局というのは、行政で余り観光をやっていないのです。観光局がしっかりやると。それは行政組織かという、行政組織でもないのです。半官半民的な組織です。行く行くは、私はそういうふうにするべきだと。ご質問のありましたように、行政は方向性を定めていくと、そして民間活力、もしくは半官半民における組織、そういうところに対して方向性を与えていくのが行政の役割だというふうに思いますし、それを行政が直接やるべきところはやる。しかし、誘導していくところには誘導政策を講じる。民間の皆さん方は、現実には即した形でやっていくと。これが望ましい姿だというふうに思います。しかし、決して滝川は観光先進地ではありません。だから、こういう形で滝川の観光はいくのだという方向性が定まる間は、観光協会と滝川市行政とは車の両輪でいくべきではないかというふうに思います。水口議員からご質問のありました行政は中長期戦略をしっかりとせよと、観光協会はそれを実行する、そういう明確な役割分担ということには極めて賛成であります。そういう方向が望ましいというふうに思っておりますが、そういう方向性を具体的に見つけ出ししていくためにも、当面は車の両輪、協力し合いながらしっかりやっていく必要があるのではないかというふうに思います。

○議長 水口議員。

○水口議員 今ほど市長の本当に熱い思いを聞かせていただきました。この思いが実現できるならば、滝川の将来は本当に明るいものだというふうに感じさせていただきました。大リーグに行きます松坂大輔投手がチームが決まったときに、私は夢という言葉が嫌いですと、これは見ることできてもなかなかかなうことができないと、やはりもっと現実を見てというような意味合いでございましたが、夢を見ることもできなければ実現もできないということからすると、今の市長の熱い思いというものをぜひ実現できるように、私も先ほどエールを送っていたような部分もございました。私も微力ながら頑張っていきたいなというふうに思います。

それでは次に、丸加高原の観光振興についてということで、こちらは新年度より指定管理となりますが、市として丸加高原一帯の観光振興についてどのような施策の展開を図っていくのかについてお伺いをいたしたいというふうに思います。この当該指定管理者は、施設の経営を多数手がけ、実績もあり、自主事業も含めて十分に期待できるというようなことが本会議の初日の議案審議の中で出されておりました。そういったところでは、私も大いに期待をするところでございます。今後そらぷちキッズキャンプの開設など、本市の意向と指定管理者との連携をどう図りながら施策の展開を図っていくのか、こういったところが今後課題になってくる部分でもあるというふうに思います。この点について、丸加高原一帯の観光資源をどう生かしていくのか、その点について市の考える施策の部分と指定管理者とどう連携をしながら振興策を図っていくのか、この点についての見解をお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 丸加高原は、観光振興計画にも位置づけされている一つの重要なゾーンということでありますが、先ほど申し上げた体験もできる、食観光にも極めていい場所である、あるいは花、文

化、自然、こういうものが1セットそろっているところであります。したがって、丸加高原における観光振興というのは、重要なポイントの一つとして力を入れていくつもりであります。そのためにも、指定管理者制度によって、従来の行政と市民の力だけではない企業の力もかりながら、あそこを振興していく手だてを確かなものにしたいというふうに思います。これまで取り組んでまいりました丸加高原の集積を生かしたさまざまな行催事、あるいは地元食材を使用した料理の提供、こういうことについてもあの資源や素材を生かしながら、どうしたらより発展させることができるのかということを議論し、協力し合いながら双方でアイデアを出して、丸加高原の新たな観光者あるいはリピーターをふやすということに取り組んでいきたいというふうに思います。さらに、丸加高原応援団もスタートしていますから、そういう意味では指定管理者と行政と丸加高原応援団を初めとする地域を支えてくれる皆さん方と、ばらばらでなくて一体となって議論し、それを実行していくと、そういう対応が必要だし、そのことによってさらに丸加高原の魅力は高まっていくというふうに思っております。

○議長 水口議員。

○水口議員 それでは、丸加高原につきましては理解をいたしました。

◎3、教育行政

1、給食費の未納対策について

それでは最後に、教育行政の給食費の未納対策について。現在PTAにおいて、給食費未納者に対して法的手段実施を検討しているが、教育委員会として法的手段についてどう考えるのか、この点について伺いをさせていただきます。給食費の未納対策については、年々深刻化をしております。以前は各学校単位での課題という嫌いがございましたが、最近では市全体の課題として、各学校PTAも極めて深刻に受けとめており、徐々に慢性化の一途をたどっております。このまま推移をしていきますと、極端には給食会計の破綻もかなり現実味を帯びてきているとの実感さえ覚えるほどの状況でございます。以前は、学期末、年度末などにPTA役員が当該保護者を訪ね、支払いを促すことをPTAも不本意ながら督促の軸に置いておりましたが、最近では常習、悪質な未納者が多いことから、昨日の教育部長の答弁にも訴訟についての発言がございましたが、一部のPTAにおいて学校給食費について期限まで滞りなく納入することを確約しますと、そのような旨の確約書を保護者と交わし、未納者には少額訴訟を講じることを具体的に検討すると書面にて通知をした学校も出てまいりました。市内全校が同様の課題を抱えているということではありませんが、以前に複数のPTA会長が集まり、常習、悪質な未納者は少額訴訟行使に出ることが確認をされ、日常の督促のあり方、給食運営会会則の見直しなど準備に入ったところであります。PTA会員がPTA会員を訴えるということは、本当に苦渋の英断であり、私も訴訟に踏み切ることが最善の手段と考えているわけではございませんが、現状を打破するためにはやむを得ないという判断でもございます。教育委員会としても、私会計という規制のある中で、以前には教育長発信の給食の円滑な運営に関する文書など、未納対策に若干の支援をいただいているというふうに私も感じておりますが、抜本的な解決策にはなっておらず、少額訴訟の最終手段に踏み切ろうというPTAの意向にご

理解をいただき、全面的に支援をしていただけるかどうか、この点についての見解をお伺いいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 学校給食の未納対策につきましては、議員さんおっしゃられるとおり深刻な問題というふうに認識をしております。これまで各学校の運営委員会の中での取り組みに対しまして、心から敬意を表したいというふうに思います。ただ、こうした努力にもかかわらず、未納率の改善というのはなかなか進んでいない状況にあるというふうに思っております。より効果的な方法というようなことで、法的な措置も検討されているということでございます。教育委員会としましては、昨日の田中議員さんのご質問にもお答えしましたが、連絡会議等を開催しながら、法制度に係る支援など、法的手段の実施による未納率の改善につきまして、私も短い間ですが、税務課におりましたので、持てる力でなるべくご支援をしていきたいというふうに思っております。具体的な部分につきましては、訴訟の前の支払いの督促ですとか、いろんな部分で法的な措置を行うためには行う側が法的な部分をちゃんとしていないと対応に後で問題が出る場合がありますので、そういうような面も含めて、きちっと教育委員会としては応援をしたいというふうに思っております。

○議長 長 水口議員。

○水口議員 今の答弁で理解をさせていただきましたが、いずれにしても我々PTAの一保護者という立場でございますから、法的手段に出るときにいろいろと指導を仰がなければいけない部分、そういった部分が多々あるかと思えます。その辺についてぜひ教育委員会より適切なご指導をいただけることを改めてお願いを申し上げさせていただいて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 長 以上をもちまして水口議員の質問を終了いたします。

本間議員の発言を許します。本間議員。

○本間議員 たくさんの時間を残していただきまして、三上、水口両議員には感謝を申し上げます。それでは、3項目にわたります質問をさせていただきたいと思います。

◎1、農業振興

1、農産物の輸出について

2、農産物のインターネット販売について

まず、1件目は、農業振興の1項目め、農産物の輸出についてでございます。これについては、滝川がずっと国際貢献ということで国際交流協会などを中心にやってきたものをもう少し経済交流で進めていくことはできないかというテーマの一つでもございます。本年の2月に、皆さんご存じのとおり台湾使節団というものを組織しまして行ってまいりました。そうした中から、5月には台湾への米の実験的輸出が行われたという経過がございます。ただ、このことは、もちろんこれで終わってはいけませんし、このことが台湾一本でこれ以上どんどん大きくなるのか。いろんな制約も実際にございますし、そういった意味ではいろいろ勉強するというか、実験をしているという段階なのかもしれません。もちろん台湾にはさらに成果を上げていくということが必要だというふうに

思いますけれども、もっと違う場所もターゲットとしてあるのではないかとということでございます。今後中国とロシアというのは農産物というのは水の関係だとか気候の関係等で十分ではないのではないかとこのように思いますし、人口もたくさんいる。また、経済状況も激変してきているということもありますので、そうしたところも視野に入れた農産物の直接輸出について調査研究を進めることが将来の農業政策について重要だというふうに考えておりますけれども、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 このたび議会の有志の皆さん方、そして農業団体が力を合わせて、台湾へ状況視察に行かれて、さまざまな意見交換がなされ、また実態もご視察なされて、大変すばらしいことだと。これからの協調の中に進めていく一つの新しい可能性がここに見えるというふうに私は思っております、敬意を表するところであります。ご質問にございましたように、裕毛屋さんに輸出させていただいた米、これは一つのきっかけでありまして、これをきっかけとして拡大をしていかなければいけないというふうに思います。あわせて、中国、ロシアというふうな国を明らかにしてのご質問でございますが、私はこれから東アジアが大きく経済発展していく、それは極東ロシアも含めてでございますが、大きく経済発展していく時代だろうというふうに思います。しかも、そういう皆さん方に対して滝川の農産物、北海道の農産物がどういう役割を果たし得るだろうかと、まずは極東ロシア、東アジアのこれから富裕層になっていく皆さん方、今の富裕層、そういう皆さん方にどういった滝川の農畜産物を送り込むことができるのだろうかという視点が重要だというふうに思います。今回の裕毛屋さんにトンボの会の米が行っているわけです。ここは、極めて減農薬栽培で一生懸命やっていると。こういうわけの農産物なわけです。私たちは、東アジアを中心とする富裕層に商品売り込もうとすると、それは知恵の値打ちを含む農畜産品でなくてはいけません。したがって、それはそれなりの価格で買ってもらわなくてはいけません。そういうことにこれから大いに伸びる可能性を持っているのではないかとこのように思います。それでは、台湾のように向こうからも出かけてきてくれると、こちらからも行くという環境をつくり上げるというのは、これはなかなか大変なことです。JAの組織でありますとか、あるいは国、北海道にも中国担当者もロシア担当者もいますから、あるいは北海道経済連合会、こういう皆さんのところに出かけて、まずその可能性の道を調査研究するということからスタートしていきたいものだというふうに思っております。

○議長 本間議員。

○本間議員 この件につきましてご賛同をほばいただいたものということで、感謝を申し上げます。ついては、台湾に行ったときに感じたのですが、多大なお金はしょうがないのですが、調査費というのはどうしても市の中では必要になる。それ以外のことは、もちろん自前でやることは構わないと思います。ですけれども、そうしたお金が必要になるのではないかと考えるのですけれども、その予算化についてももしお考えがあれば。

○議長 市長。

○市長 今直ちにそのための調査の予算を計上するという考え方は持っておりません。東京な

り札幌なり、あるいはホクレンなり、いろんなところに出かけて情報収集するというのは既存の予算の中でできることでありますから、次のステップに進んでいくときにいろんなところの補助金、交付金の導入含めて、どういうふうに調査費を組んでいくのかというのは次のステップの段階で考えるべき課題かなというふうに思います。

○議長 本間議員。

○本間議員 理解いたしました。あとは、何とかこのことについては継続的に進められるように担当を配置されたいと思います。ぜひそういう部分でお力を出させていただきたいなというふうに思います。

続きまして、若干似た感じの話になるのですが、農産物のインターネット販売についてでございます。近年滝川においても、先ほど来水口議員の質問なんかでも、滝川の特徴のあるというか、競争力の高いものが例示されております。例えばトンボ米とか、最近はおぼろづき、そうした新品種米とか、それから低農薬のタマネギだとか、もちろん畜産物などもございますでしょう。そうした全国的に高い競争力を持った農産物が本当に意欲的に生産されているというふうに思います。これは、そうした現状を何とか生かしていくとしたら、全国に直接訴えかけるということがやっぱり必要なかなというふうに思いますし、またこれは先ほどの観光という意味からも、似通った部分であろうかというふうに思います。その中で、まず導入部分としては、やはりインターネット販売というのが一つの大事なポイントになるのかなというふうに思います。どうしても情報発信ということが主に、例えば市のホームページでも、やっぱりそういうところが主ですけども、双方向になるということが今インターネットという方法を使うという意味ではどうしても大事な部分ではないかなというふうに思うわけでございます。買い物をすると、その土地に興味を持ったりもするのです。そういう効果もあるのかもしれないと思います。そして、インターネットによる食の販売というのは非常に伸びておりまして、私も衣料品を販売していますけれども、そうたくさんでもないのですけれども、食べ物はずさまじい売れ方をしているようでございます。実態はつかめないことだというふうに思いますけれども、かなりのボリュームで売れているということだというふうに思います。実際には、基本的には民間がやることだというふうに思うのですけれども、その誘導部分としては行政の役割があるのかなというふうに思うのであります。例えば共同による直売、滝川産品を全体的にインターネットサイトに出して、そこに共同で出して売っていく。中にはそれぞれにやる場合のノウハウを提供するとか、そうした誘導策という部分での行政の役割があるのではないかなというふうに思っていますけれども、市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 数は少ないのですけれども、農業経営者の方々がホームページを開設する。ホームページを開設しているだけの方もいらっしゃいますし、あるいはそこでインターネットで農産品を販売しているという方も一、二名おられると、そんなふうに聞いております。最近、無店舗販売あるいは通販初め、インターネットという新しい通信技術を使って新たなビジネスチャンスをつくっていくということが極めて有効であると。その陰には失敗している人もたくさんいるというふうに思うのですけれども、これはもう少しよく勉強して促進する必要があるというふうに思っています。

しかし、なかなか踏み込めないという方々もいらっしゃるでしょうし、自分一人ではできないという方もいらっしゃるかもしれません。したがって、どんなことをしていけば失敗のリスクを少なくして効果を生むことができるのかということについてトータルにこれまで研究したことはありませんから、少し農業者の皆さん方にも働きかけて、勉強する機会を設けてみたいなというふうに思います。個々の農家がそれぞれ販売されるという方法もあるかもしれません。あるいは、そらぷちキッズキャンプの農産物販売のように何人かが集まっていたいて、そしてアセンブリー商品で売り込んでいくと、そこに内祝、お歳暮、中元はこれだということで売り出せるかもしれませんし、そのときにどういう組織が、例えば観光協会と協力関係はどうだろうかとか、農協ではどんな考え方になるだろうかとか、そこら辺を余りトータルに考えたことはありませんから、ご質問を機会に少し勉強させてほしいなというふうに思っております。

○議長 本間議員。

○本間議員 これにつきましてもご賛同いただいたということでご答弁いただきまして、感謝申し上げます。コンピュータの得意な職員の皆さんは、たくさんいらっしゃると思います。農政の中にもいらっしゃると思いますし、ご担当などもいらっしゃる中で、ぜひこうしたことを推進していただきたい。また、これについても予算などもかかるかもしれませんので、予算化なども検討していただければありがたいなというふうに考えております。

◎ 2、行政機構

1、教育委員会における社会教育機能の市長部局への移行について

次、行政機構でございます。教育委員会における社会教育機能の市長部局への移行について。これについてのテーマは、責任と判断ということです。読み上げながらいきたいと思いますが、少子化対策の関係から社会教育課と子育て応援課における業務の線引きが難しくなっている現状を例として、今後もこうした横断的な施策が展開される場合に、総合的な判断や責任の所在があいまいになるおそれがあるのではないのでしょうかということでございます。また、業務の執行と予算編成における分担については、学校教育を除いて市長部局へ一本化することが現実の執行状況に合った姿であると同時に、判断と責任を明確にする上でも重要だと思います。実は、市議会議員になりましてずっと感じていたことでございまして、予算を編成する権限、そして執行する権限、これは学校教育ということに対しては違う分野で、権限が一本化するのはいくつかというふうには当然思いますけれども、実際には例えば文化、スポーツだとか、生涯学習だとか、それから施設の管理、いろんな部分で市長の意向が出ないのかなというふうに思うわけです。そこは、教育委員会を一度通して執行していかなければならない。また、予算を上げるときも、教育委員会から市長にお伺いを立てていかなければならない。そうしたちょっと不合理な部分もあるのではないのかなと思うのと同時に、責任が明らかにならないと判断が分散化されてしまうというのがどうしてこうなっているのかなというふうにいつも疑問に思っていたのですが、それと同時に、そしていじめの関係ですと質問がありましたけれども、一つ大事な部分としては教育委員会が教育委員の皆さんと、それから教育委員会の事務局も含めて、学校教育に集中できる環境づくりというのが今の滝川にはきつ

と求められるのではないかなというふうに感じているところであります。そのことにつきまして、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 今の教育委員会制度、それからその運営の仕方というのは、主にアメリカの制度、レイマンコントロールを中心とするアメリカの制度を基本として導入しているわけですが、当初は教育委員さんも選挙をやったのです。それで、選挙をやるということについていろんな問題が出てきて、今の制度になっています。それから、かつては教育委員会に予算編成権がありました。この予算編成権も、いろんな課題があって、今の形になっているわけでありまして。したがって、時代の変化に伴って、一番いい形は何かということが議論されて、そういう方向になってきているのが今だというふうに思います。ただ、私は、それではこれが最善の仕組みなのかというと、必ずしもそうではないというふうに私自身は思っています。そこで、ご質問の件でございますが、私は今地方制度調査会で議論されたり、あるいは中央教育審議会で議論されたり、こういう中に芸術、文化、スポーツというのは教育委員会ではなくて市長部局でもいいのではないかと、あるいはそれぞれの自治体の選択に任せたらどうかという発想もあるわけでありまして、そういう意味ではこれは検討してみる価値のある課題だというふうに思っています。ただ、社会教育を切り離せるかということ、私はなかなか難しいと思っています。特に義務教育と家庭教育の役割というのは、極めて密接な関連を持つというふうに思います。しかし、ここらあたりがしっかりやられているかということ、決してそうではないというふうにも思います。特に滝川は、学校教育と家庭教育、あるいは地域における教育力の活用ということにもう少し力を入れていかなければいけないというふうに思います。そういう意味では、これは教育委員会と十分協議をし、関係者の皆さん方のご理解もいただかなくてはならないわけでありまして、芸術、文化、スポーツについて国や審議会等が考えております方法は一つの時代に合った方法ではないかというふうに思います。

○議長 本間議員。

○本間議員 最後になります。家庭教育と地域教育、これも学校教育だけが教育ではなく子供の教育という意味では完全につながるものであらうと思います。ただ、違う部分については、今市長の答弁のとおり、そういうふうに全国に先んじて推進する意向を見せるということも滝川の現状の中で大事なことだというふうに思いますし、機構を現実のものと合わせていくというか、機能的にしていくというのは積極的にやるべきではないかなというふうに思っています。前向きなご答弁いただきまして、ありがとうございます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 これをもちまして本間議員の質問を終了いたします。

一般質問を終了いたします。

これにて昼食休憩といたします。再開は午後１時といたします。休憩いたします。

休憩 午前１１時５１分

再開 午後 １時００分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第3 議案第24号 教育委員会委員の任命について

○議長 日程第3、議案第24号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました滝川市教育委員の任命についてでございますが、現在欠員となっております2名の滝川市教育委員会委員につきまして、そのうち1名について上田英二氏を教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

上田英二氏の略歴書については、参考資料として印刷配付しているとおりでございますので、お目通しを賜りまして、ご同意をいただきますようお願い申し上げ、議案説明といたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、議案第24号について3点につきまして質疑を行いたいと思います。

まず、1点目は、任命される方の選定の経過といいますか、これについてお伺いをしたいのですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員については公正な立場に立ち、教育について大局的判断をなし得る広い識見の人材を選任するとなっておりますが、この選任の過程について11月の総務文教常任委員会で質疑をしました。市長お一人で人選をしているのか、または庁内の職員による選考委員会等をつくって選考しているのか、そういう質疑をしましたところ、市長が人選をしていると、特に職員による選考委員会等は設けていないというご答弁がありました。今教育委員の人材については、広く人材を探して、最善の選択をするべきと。そういう点で言えば、市長の人脈というものももちろん広いものがあるというふうに思うのですが、より広くということであると、例えば部長職以上の職員会議なんかであると多くの名のない、しかし有能な方、公正、識見ともにすぐれた方というのを探すことができるのではないかなというふうに考えるのですが、選考経過について今の点を踏まえてご答弁をお願いしたいと思います。

2点目は、地行法の16条には教育長を置くというふうに定められています。教育長が欠けた場合には、職務代理者でかえるとも書かれておりますが、10月以降、今回任命される提案がある方は……常勤の教育長について通達の中では教育行政に練達な者というようなことも触れている。決してそれに限定されるものではないと思いますが、教育長として教育委員会で選ぶような方ではないのかなというふうに推測がされるのですが、今12月ですから、いつまで教育長不在のまま置かれようとしているのか、また教育長は教育委員会が選ぶのだから、全くそれにはタッチしないのか、そういうお考えであればそういうお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

3点目は、地行法の中には教育委員の兼職禁止ということで、社会教育委員とは違法ではないが、好ましくないということが書いてあります。今回提案されている方は学校評議員を今されている方ですので、議会が同意をした場合、評議員はどのようなことになるのかについて。

以上3点、お伺いいたします。

○議長 清水議員、今は教育委員の選任なのです。教育委員会から教育長が出てくるのは当たり前なのですけれども、教育長の不在の関係についてはこの場はふさわしくないと思うのですよ。

○清水議員 ですから、通達の中に教育委員の選任の場合、委員の中から常勤の教育長が任命されることになるのであるから、委員の任命に当たっては教育行政にも熟達の者を含めておくことが必要であると。だから、委員の任命の時点で、教育長にふさわしい者はこういう人だよという通達が出ているのです。だから、そういう通達に従って、これまでも、前教育長などはそういう任命の仕方をしたのだと思うのです。今回は、そういう任命の仕方ではないと、教育行政に熟達された方ではないということの確認でも結構です。ですから、教育長を選ぶのは市長ではありませんので、その部分についてはよろしいです。

○議長 長 この選任の経過についての中で、教育委員の不在というのは2名なわけですから、教育長を選任するわけではないですから、今。

○清水議員 ですから、通達にあるような委員の任命のされ方かどうかをお聞きしたいのです、今回について。

○議長 長 市長。

○市長 市 長 ご質問にお答えいたしますが、選定の経緯というご質問であります。内部組織で検討するとか、そういう性格のものではないというふうに思います。私が人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する方ということで任命をいたしたいと、については議会の皆さん方もこういう方であるのかどうかということに同意いただく、そういう意味で幅広く民意が反映される、そういうふうに私は思っております。教育委員を公選せよとか、いろんな選定方法があるのだというふうに思いますけれども、私はただいま申し上げたような考え方で選定をさせていただいております。

2点目であります。これはこれまでも申し上げてまいりました。1名についてはできるだけ早い時期に任命をしたいと、ただ教育長たる教育委員については少し時間をいただきたいと、こういうことを以前の議会においてもお話を申し上げてまいりました。基本方針に変わりはありません。

3点目の兼職禁止でありますけれども、第三小学校の学校評議員は兼職規定には全く当たらないわけでありまして、兼職禁止ということには当たらない。ただ、教育委員に任命された場合にどうされるのかというのは、ご本人がお考えになることだろうというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 1回目の質疑であります。18年の3月で終わっているのです。訂正をしたいと。先ほどの評議員については、質疑の中から削除をさせていただきたい。

まず、1点目ですが、内部組織で検討するような性格のものではないと、市長が選任をします。世代とか、あるいは地域、市長がどこまで有望な人材をご存じなのかということについては私のわかるところではないのですけれども、たくさん40代とか、PTA関係をやられて、そして子供が今高校、大学に行っている主婦の方とか、その後何の委員もされないで、よくあるのですけれども、あの方を民生委員にされたらどうかと思うのですが、福祉の方でもそういうような人の存在がな

なかなかわからないわけなのです。そういう中で広く人材を探していくためには、やはり埋もれている方というのが非常に大事だろうと。どんなデータ、例えば役職名簿などいろんなデータ、要するに市長が直接ご存じない方も含めて、そういう中からお選びになっているのか。広くということについてどういう努力をされているかという点について、まずお聞きをしたいと思います。

2点目は、市長のお言葉で教育長たる教育委員については時間をいただきたいと、述べてきたとおりだということですが、事故報告書も出され、あと4カ月以上、約5カ月の選挙までの期間がありますから、今の時点でもさらに時間を、次の定例会というと3月になりますけれども、さらにそういう数カ月という時間を必要とするということでお考えなのかを伺います。

○議長 市長。

○市長 先ほどの3点目の質問が取り消されましたので、答弁も取り消させていただきます。大変申しわけございません。

広くというのは、当然考えることであります。ただ単に頭の中であれこれというふうにして選任するわけではない。だれでもそうではないでしょうか。できるだけ、自分の頭の中にあるということだけではなくて、教育関係にかかわっていらっしゃる皆さん方はどういう人材がいらっしゃるのか、人格、識見にすぐれているという皆さん方はどんな方がいらっしゃるのだろうか。これは、やっぱりリストをつくって吟味するというのが当たり前ではないでしょうか。私は、そういう吟味の中から、最適任の人物として任命をしたいというふうにして考えて提案しているのであります。

2番目の質問でございますが、さらに熟慮する期間が必要だというふうに思います。しばらく時間をいただきたいというふうに思います。

○議長 清水議員。

○清水議員 準公選制というのを中野区が行っています。これは、候補となるべき方を、投票ではないのですけれども、期間を設けて名前を募ると、その数がたしか100名以上になった方を候補として、そこから選ぶと、そういうシステムですが、これに対して市長個人の視野の中でリストアップされて選任すると。この中間というのではないのかということで、私は庁内に選定職員会議のようなものを設けて、準公選までいかなくても、より広いということが求められている時代なのかなというふうに考えています。そういう方向、私はそれが改革だというふうに思うのですが、そういうふうなことを検討されるお考えはないのかについて伺います。

2点目は、教育長については任期5カ月の中で、今のご答弁では教育長は選ばれない可能性が高い。しかし、今教育長が欠けている中で、やっぱり教育委員会は大変で、最善の力を出し切れる状況にはないと、環境にはないと。ふさわしい教育長を得て、そのもとに教育部長以下事務局が力を出していくということがいじめに関して克服日本一を目指す滝川市であれば当然のことかなというふうに思いますが、余りにも長過ぎる教育長不在期間ということで、一日も早く教育長を選ぶということの必要性について、市長のお考えを伺います。

○議長 清水議員、先ほどから言っている教育長たる教育委員は、さっき市長が答弁したように時間をかけたいと言っているわけでしょう。

○清水議員 私は、時間をかけるべきでないと言っているのです。

○議長 長 この場合は教育委員の任命なのですから、教育長たる者の任命ではないですから、教育委員だから、その辺を間違わないように。市長。

○市長 審議委員とか、いろんな組織がありますから、そういう段階において職員の意見を聞くということも重要なことだというふうに思いますけれども、私は教育委員の任命は行政委員会についてひとしく私は同じ考え方を持ちますけれども、職員の知恵を集めて、その中からいい人を選ぼうと、そういう提案の仕方は私はないと。むしろそういうことは、平素のうちから市長の仕事としてやっておくべきことだというふうに思います。

以上です。

○議長 長 清水議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。渡辺議員。

○渡辺議員 私は、議案第24号 教育委員会委員の任命の市長提案を否とする討論をいたしたいと思います。

従来からの慣例からいたしますと、賛成いたしたい心情であります。しかし、時は滝川市の教育委員会を発端として、今教育再生会議とやらで日本の教育委員会のあり方が問われているとき、問題を提起した滝川市の教育委員会教育委員の任命が従来どおりでよいのかどうかを考慮し、教育の有識者の意見を聴取した結果、今回の市長提案に賛成することはできないのであります。しかし、お断りしておきますが、今回任命されよういたします教育委員の方の個人的な人柄は存じ上げておりませんので、一般論として、今滝川市の教育委員会のあり方を述べさせていただきたいと思います。

まず、第1でございます。今回の事件のありなしにかかわらず、すべての案件を教育長に任せっきりで、厳しい意見や忠告を与える立場になかったと言えます。あの6年前の江部乙中学校の移転問題でも、ただ賛成では調査や議論の様子もない、教育委員の主体性もなく、ただ教育長のお墨つきを与える役目だけに終始していたのであります。もっと江部乙地域の人々の中に飛び込んで、意見を聴取したり、教育長に意見する教育委員でなければいけません。厳しい言い方ですが、全国のエducation委員に共通して、学校行事、記念式典、卒入学式などにご来賓として招かれ、あいさつすることが主たる仕事のようにになっていることに本来の教育委員の役目が埋没している点もあると思うのであります。教育委員の皆様は、私の顔を見れば、渡辺さんは教育委員会に厳しいですねとおっしゃいますが、私はごあいさつがわりに、教育長のイエスマンではだめです。このままでは教育委員会が形骸化し、つぶれてしまいますよと言い続けてまいりました。

第2点であります。このたびの滝川市の教育委員会の不祥事の反省が教育委員任命に生かされていないということでございます。今回の教訓は、何だったのでしょうか。市長は、全く意に介していないと思うわけでございます。いじめで自殺した児童の祭壇の遺影の前で謝罪した言葉は、何だったのでしょうか。日本じゅうの茶の間のテレビで首長として頭を下げたのは、何だ

ったのでございますか。日本一のいじめのない滝川にしようとするとき、教育委員長の不在の現状に対し、ご多忙の会社社長さんを充てることの不条理が如実にあらわれていると思うのであります。今までであれば、この提案がよろしいと思いますが、日本じゅうが注目している中で、旧来の図式で教育委員の任命をしようとしていることに滝川教育再生の意気込みは見当たりません。田村市政の教育政策はこの程度と切り捨てざるを得ません。

第3点であります。次の教育長の任命が市長として熟慮するということでおこなっていることは了解いたしますが、今の滝川市の教育委員会を取り巻く情勢であれば、4人目の教育委員は常識的に教育関係者を任ずることが実務的にいじめを防止する施策一つとってみても得策ではないでしょうか。滝川市内には約450名の退職教職員が住んでいらっしゃいます。今緊急避難措置として、この退職教職員の知恵をかりることが教育委員会再生のかぎだと思うのであります。

第4点であります。昨日の一般質問でもいただきましたが、教育委員長は常時市議会の本会議に出席をされることが望ましく、もしも教育委員長になられたら、現職社長さんでは忙しくて出られなくなることが予想されるのでございます。この面でも市長の任命は、どうも教育委員会再生の期待を大きく裏切ったものとして理解に苦しむものであります。

滝川市の教育委員会再生は、またまたはるかかなたに預けたのと同じであると申し上げ、以上の理由をもって、この人事案件に同意できないことを明言し、私の討論といたします。

○議 長 ほかに討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号を起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第4 報告第2号 監査報告について

報告第3号 例月現金出納検査報告について

○議 長 日程第4、報告第2号 監査報告について、報告第3号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。八幡監査委員。

○監査委員 報告第2号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づきまして定期監査を建設部と教育部の社会教育関係を対象に行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

初めに、建設部であります。監査の対象は都市計画課、下水道室、土木課、建築住宅課を対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成17年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、手数料の徴収と使用料の減免について、下記に指摘事項として記載しておりますが、適切でない事務がありましたので、指摘事項として監査講評を行いました。また、その指摘事項に対する措置状況について市長から通知があり、適正な事務処理に努めるとともに、手数料、使用料の不足分については徴収する旨が報告されたところであります。また、所属に対する講評において一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、文書事務関係では受け付け印、査閲印漏れ、文書分類番号、保存年限の記載漏れなどの処理方を、備品出納簿、補助金関係では関係規定に基づき適切な管理などを、出張関係では復命事項の記載などについて指導を行ったほか、監査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者には是正または処理方を要望しておりますので、その内容の説明は省略いたします。

続きまして、教育部であります。監査の対象は社会教育課、総合福祉センター、広域生活総合センター、中央、音楽公民館、図書館、勤労青少年ホーム、働く婦人の家、陶芸センター、美術自然史館、こども科学館、郷土館、森のかがく活動センター、文化センター、スポーツ振興室、温水プールを対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成17年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、所属に対する講評において一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、文書事務関係では決裁責任者受け付け印、査閲印の押印漏れ、決裁施行年月日の記載漏れなどの処理方を、公印取り扱い事務では公印廃止に伴う処理方を、備品出納簿、外勤簿関係では関係規定に基づき適正な管理などを、業務委託関係では委託料の精算事務の処理方を、また貸し室など使用料の徴収についての適切な処理方などについて指導を行ったほか、監査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者には是正または処理方を要望しておりますので、その内容の説明は省略いたします。

以上で報告第2号 監査報告の説明を終わります。

次に、報告第3号 例月現金出納検査報告についてご説明をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成18年8月分から10月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、病院事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、各会計、各基金及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められませんでした。各所属に対する講評において、請求書の要件不備、請求書の受理日遅延、支出科目の誤り、出張旅費の精算事務などについて、その処理方を指導したほか、検査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者には是正または処理方を指導しておりますので、その

内容の説明は省略をいたします。

なお、厳しい財政事情からも、予算の執行に当たっては前例踏襲にとらわれることなく、合理的、効率的な執行等により、なお一層経費節減に努められることを要望しております。

以上で報告第3号 例月現金出納検査の説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号及び第3号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第5 意見書案第1号 米国産牛肉の輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める要望意見書

意見書案第2号 日本・豪州FTA等に関する要望意見書

意見書案第3号 「法テラス」のさらなる体制整備・充実を求める要望意見書

意見書案第4号 リハビリテーションの改善を求める要望意見書

○議 長 日程第5、意見書案第1号 米国産牛肉の輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める要望意見書、意見書案第2号 日本・豪州FTA等に関する要望意見書、意見書案第3号 「法テラス」のさらなる体制整備・充実を求める要望意見書、意見書案第4号 リハビリテーションの改善を求める要望意見書の4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。堀田議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案4件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみを申し上げます。

意見書案第1号 米国産牛肉の輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、食品安全担当大臣であります。

意見書案第2号 日本・豪州FTA等に関する要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣であります。

意見書案第3号 「法テラス」のさらなる体制整備・充実を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣であります。

意見書案第4号 リハビリテーションの改善を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条の規定により提出するものであります。

以上、説明を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本件については、議会運営委員会の方々の提案にかかわるものですので、この場合質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から第4号までの4件は、いずれも可決されました。

◎日程第6 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 長 日程第6、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第4回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長あいさつ

○議長 長 以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。この場合市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市長 議長から発言のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして一言お礼のごあいさつを申し上げます。

提案をさせていただきました全議案について、慎重かつご熱心な審議の中に原案どおりすべての議案について可決をしていただいたこと、厚くお礼を申し上げたいと存じます。可決をいただきました議案は、いずれも極めて重要な、しかも緊急に対応しなくてはならない議案でありまして、直ちにこの執行のための準備に入りたいというふうに思います。

今年最後の議会ということでありますので、あわせてことし一年、議員各位には大変お世話になりました。そしてまた、民意を反映する形でさまざまなご意見を賜りましたことも厚くお礼を申し上げたいと存じます。思い起こしてみますと、いろんなことがありました。反省すべきは反省し、その対応をしっかりとどうやっていくのかと、種を植え、芽が生えて、これを育てるという幾つかの事業も出てまいりました。これをどう具体的な手だてで育てていくのかと。ことし一年、皆さん方に議論をしていただき、提案をいただき、そして決めていただいた。その内容を十分背景に置いて、

翌年における取り組みをまた職員一丸となって進めていきたいというふうに思います。ことしは、年頭に当たりまして、一人からみんなで進めるまちづくりということで提案をさせていただきました。それは、着実に根づいてきているというふうに思います。来年は来年、また新しいテーマで皆さん方とともに滝川のまちづくりのために励んでいきたいものだというふうに思います。

心から感謝を申し上げながら、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長 長 年末の議会が終わりましたので、一言ごあいさつを申し上げる次第であります。

この後議員会の皆さん方とお酒をちょうだいするわけですが、そのときにもまた歓談を開いてお話をさせていただきたいと思います。本年１年間、いろんなことがございました。大変不名誉な３文字のいじめということが全国に発信されました。今滝川市は一丸となって、教育委員会はもとより学校現場、地域の皆さん方、力を合わせて一日も早い名誉回復のために努力をしなければならぬというふうに考えております。やはり滝川のまちはいいことで有名にならなければ、決してすばらしいまちとは言われません。滝川市は、健康都市宣言、環境都市宣言という都市であります。言うならばいじめ撲滅の宣言の年にしたいというような気持ちでいっぱいあります。どうか４万５，０００の市民の皆さん方が心をつにして、一日も早く不名誉なことを撤回できるようなまちづくりにいそしんでいかなければならないというふうに思います。本議会は大変長時間にわたりました。年末を控え、どうぞ体を大事にもらって、来年の春の改選期に向けて努力していただきたいと思います。

終わります。大変ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長 長 本定例会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成１８年第４回滝川市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 １時４３分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員